

210

特234

509

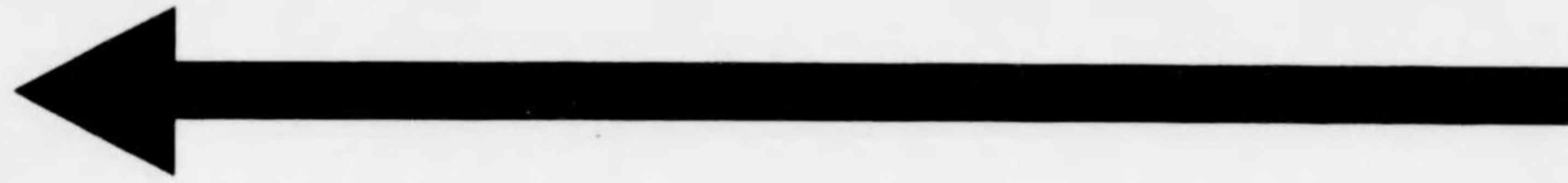
研究 第七卷

戰時體制下の財政經濟政策解説

愛知縣商業學校



始



待 234
509



卷頭に寄す

北支南支の砲煙彈雨の下から、空軍爆撃の轟然たる爆音の中から生れ出でんとするものは明朗支那であり東洋永遠の平和である。またそこに眞の日滿支の經濟提携も考へられるわけである。この提携へ、更に北支經濟開發へ、それらを目指す前に時局下の帝國議會の事情はどんなであつたか、議會通過の商業關係新法律は何であつたか、その重要なものを知ることには財政經濟方面から時局認識の肝要を考へましたので諸先生に御願して新法律の平易解説を主眼として執筆していただき公民科研究第七卷を刊行する運びとなりました。

茲に時節柄校務多端の裡に御執筆下さつた諸先生の勞を深く感謝すると共に生徒諸子が修學の重要な資料として熟讀せられん事を切に望みます。

昭和十二年十一月

愛知縣商業學校長

川 畑 眞 吉



特234
509

戦時體制下の 財政經濟政策解説

戦時體制下の財政經濟政策解説

目次

巻頭の辭	學校長 川畑眞吉
廿五億圓戦費を繞る財經諸問題	廣石 亘(一)
北支事件特別税の解説	小澤隆雄(三)
金及び爲替關係諸法律解説	丹羽高重(五)
臨時資金調整法解説	廣石 亘(九)
我國貿易統制の確保強化のための新立法	加藤 桂(二七)
中小商業者問題と百貨店法と	杉本正巳(五三)



二十五億圓戰費を繞る財經諸問題

廣 石

亘

- 目 次
- 一、はしがき
 - 二、戰費の調達に租税か公債か？
 - 三、赤字公債は消化し得るか？
 - 四、戰時資財は確保出来るか？
 - 五、むすび

一、はしがき

昭和七年三月一日滿洲國の生誕以來、或ひは……と危懼されて居た日支の全面的衝突は、去る七月八日拂曉突發した蘆溝橋事件によつて愈々その幕を切り落された。この北支事變は、帝國政府の不擴大、局地解決の熱意にも不拘、不遜なる支那側の計畫的挑發行動に依つて、加速度的に擴大し遂に『支那事變』にまで進展してしまつた。従つて事變費も急テムポで増大し、二十億二千二百餘萬圓の「臨時事變費豫算案」が此の第七十二臨時議會を通過して、その總額は、二十五億五千萬圓に垂とするに至つた。この金額は日露戰役の全臨時軍事費を突破すること實に六億三千萬圓の巨額に上り、而も、杉山陸相の答辯から推察すると、これは來年一月の通常議會まで、即ち六ヶ月間の戰費にすぎないのである。而してこの結果本年度公債發行豫定額は三十四億と云ふ文字通り『超飛躍的』な數字を呈現するに至つた。時局が正に戰時體制から純戰時體制へ突入したこと

は最早自明である。

先づ事變費増大の経過を極めて簡単に跡づけて見ると次の通りである。

事變が勃發すると政府は緊急措置として取り敢へず、一千二十萬圓を第二豫備金（豫算外支出に充てる政府の豫備費）から支出したが、夏の第七十一特別議會には北支事件費として一般會計追加豫算案第一號九千六百八十萬圓、第四號四億一千九百六十萬圓が成立した。

かくて事變費は五億二千六百萬圓となり、他方本年度一般會計歳出豫算の總額は三、四〇九・二八七百萬圓と云ふ我國歳計史上空前の數字を表はした。

ところで、事變は其の後不幸にも、愈々擴大悪化して、中支・南支へと燎原の火の如く波及した。「事ここに至つては」皇國の最早隱忍自重を許さず、蔣介石政権の「排日抗日政策の拋棄と日支兩國の眞摯なる協調による『東亞永遠の平和具現』のため、奸惡なる國民政府と暴戾なる支那軍を徹底的に膺懲せざるを得なくなり、随つてまた、純然たる戦争豫算の編成を餘儀なくされるに至つた。

かゝる事情の下に召集された九月の臨時議會は、優渥なる御聖旨を奉體して、二十億二千二百七十萬圓の「臨時軍事費」を中心とする諸豫算案を滿場一致を以て可決した。この第三次事變費たる「臨時軍事費」の豫定經費要求書には、次の如き數行が記してあるばかりで、目、節、の内譯がないのが特に目立つ。これはもとより經費が軍事上の機密に屬する關係上當然なことである。

歳 出

- 第一款 臨時軍事費 二、〇二二、六七一、二五八圓
- 第一項 陸軍臨時軍事費 一、四二二、七二二、七七七圓
- 第二項 海軍臨時軍事費 三四九、九五八、三八一圓

第三項 豫 備 費

二五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

次にこの臨時軍事費は「軍事行動ノ爲メ必要ナル經費デ」あつて「是ガ收支ハ金額多キニ上ルノミナラズ、其性質上一般ノ歳計ト區分シテ特別ノ整理ヲ爲シ、時局ノ終結ニ至ル迄ヲ一會計年度トシテ整理スル爲メ」（賀屋藏相の演説）日清、日露、日獨の三戰役の例に倣つて、こゝに「臨時事變費特別會計」の設置を見たのである。而して從來の一般會計に於て處理してゐた陸海軍省所管の北支事變費及大藏省所管の北支事件第一豫備金等はこの特別會計に移して整理することゝなつた。（同法第二條参照）故に臨時軍事費特別會計とは、事實上は、陸海軍々事費の事である。

昭和十二年一般會計豫算實質總額

議 會	總 豫 算	追 加 豫 算	事 變 費	合 計
第七十議會通過分	二八一四	五八		二八七二
第七十一議會通過分		五三七	内五一五	五三七
第七十二議會通過分		四三	特別會計 一〇、三三	二〇六五
總 計	二八一四	六三八	一五三八	五四七四

かくして、支那事變費の總額は右表の如く、二十五億三千八百萬圓（外に第二豫備金支出千二十萬圓がある）となり。本年度一般會計豫算總額は形の上では三十四億五千二百萬圓であるが、その實質に於ては五十四億七千四百萬圓即昨年度の約二倍半に上る超絶大な數字である。これと同時に、本年度公債發行豫定額も當初の九億六千五百萬圓から十三億七千一百萬圓となり更に（臨時軍事費支辨ノ爲）その全額を公債によることゝなつたので、三十三億九千四百萬圓へと飛躍した。これは正に馬場財政が一應の限度（十億圓）としたものゝ三倍以上である。

既に十四億一千萬圓の軍事費を含む二十八億の豫算が賀屋藏相をして所謂「財經政策の三原則」——生産力の擴充、國際收支の均衡、物資需給の調節——を聲明せしめたのであつたが、これは豫算消化のための國民經濟統制の張化を意味し、我が國民經濟の準戰時體制への編成替へを約束したものであつた。今新に加へられた二十五億圓の戦費が我が國民經濟へ齎す統制の大きさはこれによつても容易に想像せられるであらう。事實、この尨大なる軍事豫算の圓滿なる消化——戦費の合理的な調達と軍需品の豊富且不斷の供給——を確保するために、臨時資金調整法を始めとし八つの戰時的「臨時」法律が重大なる使命を帯びて登場したのである。即ち次の通りである。

一、金融統制に關するもの

臨時資金調整法

(二十五億戦費に伴ふ生産力擴充資金の調達と公債消化を目的とする)

二、通商貿易統制に關するもの

イ、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律

(二十五億戦費によつて生ずる商品需給不均衡を調整するのが目的)

ロ、外國爲替管理法中改正法律

三、國內配給統制に關するもの

イ、米穀ノ應急措置ニ關スル法律(軍用米の調達に關するもの)

ロ、臨時肥料配給統制法(事變に關聯して肥料の需給の圓滑及價格の公正を圖るのが目的)

ハ、臨時馬ノ移動ニ關スル法律(事變に際し、馬の徴發上、馬が豫定してゐる市町村から他の町村へ移動することを制限する法律)

四、交通運輸統制に關するもの

臨時船舶管理法(事變に關聯して海上に於ける一般交通運輸の調整をはかるのが目的)

五、産業及労働管理に關するもの

軍需工業動員法ノ適用ニ關スル法律

(軍用供給可能物件及其の生産力修理工場等の管理、使用收用及平時産業の軍需工業への轉換による物資供給力の補充を目的とし、併せて、従業員の使用、勞務者の補填、軍需労働の統制を規定したるもの)

これらの戰時的諸法律の内容そのものに就ての詳しい説明は、各それ／＼の箇所に譲つて、こゝには唯戰時財政が——軍事豫算がこれらの戰時的立法の助を借つて始めて、能く、國民經濟力——資源及生産力——を戰爭に動員する役割を果すことが出来る、と云ふことを指摘強調するに留め、本論へ足を進めよう。

二、戦費調達は租税か公債か？

二十五億圓の戦費が、一ヶ年を期限とする北支事件特別税一億百五十萬圓を除いて、總べて公債で賄はれる運びに成つたことは既に述べた。それでは、どうしてこの赤字公債洪水時代に、依然として公債を選んだのであらうか。以下暫らくこの點を考察して見よう。

今假にこの巨大なる戦費が全部、又は大部分増税に依つて賄はれたとしたらどうだらう？ それには砂糖消費税等の所謂大衆課税の大増徴によるか、所得税や戰時利得税等の所謂富豪課税の大々的増徴によるか、それとも又二者の併用によるか、この三途の他ないのであるが、大衆課税の大増徴は一般國民の生活に大脅威を與へ、社會不安から政治不安を醸成する危險性が甚大であり、他方、富豪課税の増徴は、企業心を麻痺させ、財界を混亂に導き、民間の軍需工業を含む一般生産力を激減させる結果となる。然るに、我が國の現状に於ては工業殊に精密重工業の生産力増大は絶體不可缺の必要事である。ましてや、企業心の麻痺に基づく産業の萎靡は、必然に失業者の増加を招來し、却つて國民大衆の窮乏を齎すであらう。従つて、この途も

亦撰ぶべきものではない。兩者の併用によるも亦同じだ。

のみならず、かくも巨額に達する軍費を敏速に調達する任務は租税によつては、到底之を果し得ないであらう。かくて、こゝに公債への途が残る。(尙拙稿「昭和九年度豫算の概観」——卒業生指導第二卷参照)

「戦争の規模が大きく、且永續する場合には、一國の生産を破滅に導くことなしには、戦費の大部分を租税により得ない。」と云ふことは、過ぐる世界大戦が吾々に最も直截且具體的に啓示した解答である。今試に世界大戦に於ける公債支辨の戦費に對する割合を見ると左の通り壓倒的數字を占めてゐる。

	戦費	租税	公債
獨逸	一五〇〇億マーク	六%	九四%
佛蘭西	一三五〇億フラン	—	一〇〇%
英吉利	八八〇三億ポンド	二〇%	八〇%

備考 高木壽一著、戦時財政ニ據ル。

また、日清日露の兩戦役の實例に徴しても、公債支辨が大部分を占めてゐる。即ち日清戦役では臨時軍事費總支出二億圓、(經常歳入の二倍)の五八%、一億一千六百八十萬圓を公債に仰ぎ、又日露戦役では、戦費合計十九億二千四百餘萬圓の約八二%、十五億八千四百萬圓が同じく公債(内八億圓は外債)に求められてゐる。

大體以上のやうな譯で今度の事變費も九割以上公債に依ることゝなつたのである。然し、吾々は、世界大戦が戦費の大部分を公債によるべきことを啓示したと同時に、その全部を公債によるべからざることをも教示した、と云ふことを忘れてはならない。何となれば、我が國近年に於ける、巨大なる赤字公債の續發は既に相當のインフレを生じてをり、例へば兌換券發行高は、昭和七年六月末に十億四千二百萬圓であつたものが、本年同期には十五億七千

萬圓餘となり、物價は好況期の昭和三十四年を基準として本年四月には二・五六%方上廻つてをり、又、爲替相場も昨年九月以來對英一志二片の維持が困難となり、この三月には金現送が斷行された(其の七月末までの總額は三億二千八百萬圓)。加之、この六月末の閣議では、物資缺乏の爲、明年度豫算の編成に當つて、「物の豫算」に還元し、物資の供給量以上に豫算を超過させぬこと等が決定された程である。従つて、此際、極めて全般的な且周到な諸政策が採られなければ、獨、佛等の如く恐らくは戦後に於て本格的なインフレ即惡性インフレの爆發は不可避であらう。

註 惡性インフレになれば、通貨價值は暴落し、國際的には、爲替下落貿易逆差により、國際的信用を失墜し、國內的には支拂關係を紊亂し従つて社會の所得分配關係に紛更を招くのみならず、國家の財政並に紙幣に對する不安が一般化して換物運動を惹起し、之が復物價騰貴を再生し續けて收拾すべからざる状態に陥るのである。因に獨逸ではインフレによつて貯蓄が零になつたとさへ云はれた。

そればかりではない、事變に基づく軍需インフレの結果、一方に莫大な利得を收める者があり、他方に血税を支拂ひつゝある者が在してゐることは、負擔の公平乃至社會正義の上から見ても、將又、國民の愛國獻金運動を合理化する點から言つても放つて置けない所である。

北支事件費特別税の斷行は多分に右の如き諸事情を考慮したものであり、又一部識者の間に再度増税論註が熱心に主張されてゐるのも、その根本精神は此處に在ると信ずる。

註 例之、東洋經濟新報昭和十二年八月廿一日號、日本經濟年報第二十九卷一二三頁

只問題となるのは、増税の程度方法等であるが、それは結局軍事公債の利子及減債基金を一應の目度として、「今後の戦費の如何並に我が經濟界の情勢によつて決する」(臨時議會に於ける賀屋藏相の答辯)の他はなからう。

三、公債の消化は圓滑に行はれ得るか？

周知の通り我が國の財政は滿洲事變を契機として飛躍的な膨脹を來たした。而してこれが財源として毎年巨額の赤字公債が

八
 續發され、その金額は昭和七年以降十一年迄に三十八億に達し（一年平均七億六千萬圓の割だ。）國債現在高は昭和六年の六十億二百萬圓から一舉百三億九千百萬圓に暴進した。

最近五ヶ年 赤字公債發行高 單位百萬圓

年 末	昭和七年	八 年	九 年	十 年	十一年(豫算)
發行高	四七八	七五八	九四三	一、〇八六	七〇四

註 赤字公債とは財界に於ける生産目的を有せず、國家の借金として歳入不足の埋合せるために發行される公債である(廣義)。
 と、ここでこの巨額の赤字の公債は高橋財政以來日銀の引受で發行せられ、その「得意なる」公開市場操作は、金本位停止の基礎の上に低金政策の斷行と、輸出貿易の進展に助けられて、民間の休止資金、設備及勞力を巧みに操縦しつつ公債の消化を、少くとも昨秋までは、まづ順調に進押めて來た。その経路は左の通りである。



- 註 I. 政府支拂ハ主トシテ小切手又ハ手形ニヨル。
 II. 市中銀行ノ預金増加ハ當座預金振替ニヨル。
 III. 5ノ預金が株式投資や民間産業へノ貸付ニ多ク用ヒラレト悪性 Inflation トナル能アリ。

だが、かゝる公債消化政策の成功は最近次の如き一連の事態が発生したために、その持続性が著るしく困難となり、悪性イ

ンフレの懸念が愈々濃厚となつて來た。

第一、蓄積資金の増加力が昭和十年以後鈍つてきたこと。

即ち左表の如く昭和十年末新規蓄積高は前年同期より約二億四千萬圓も減少してゐる。

資金の新規蓄積高 (東京銀行集會所調査) 單位百萬圓

年 末	昭和六年	七 年	八 年	九 年	十 年	十一年
蓄 積 高	一六、三三二	一七、一四〇	一八、三九一	一九、七八二	二〇、九三一	
前年比較新規蓄積高	—	八一八	一、二五一	一、三九一	一、一四九	

第二、打積く國防豫算の膨脹による軍需工業其他一般に民間産業の本格的擴張に應じて蓄積資金の内産業資金として吸収される部分が多くなつたこと(公債消化の源泉を枯渇させる有力な原因)。この傾向は左表の如く昭和十一年度においても既に相當強く現はれてゐる。

最近五ヶ年銀行會社計畫資本比較 (日銀調査)

年 次	昭和七年	八 年	九 年	十 年	十一年
總 計	四三九	一一三五	一三三四	一四二六	二〇〇〇
製 造 工 業	一八〇	三六八	五五〇	六八二	六五二
全 右 中 國 工 業	一一五	二五七	三三五	三七一	三七九

註 計畫資本は新設、増資及社債發行の合計

第三、滿洲及北支に對する資本流出が激増すべきこと。

先づ對滿投資を見るに、過去五ヶ年間に十一億二千五百萬圓（對滿事務局發表）であつたが、昨年末滿洲國から傳へられた「産業開發五ヶ年計畫」に依ると、その實施資金は約二十三億五千萬圓で、内九億圓は滿鐵、七億圓は滿洲國、七億五千萬圓は特殊會社及民間がそれ／＼分擔することになつてゐるが、その大部分は結局日本で賄はなければならぬ。換言すれば、今後五ヶ年間我が國は過去の約二倍の對滿投資を迫られる譯である。

註 「五ヶ年計畫の中心的目的は、世界の現狀に照し非常時局に即應すべき經濟建設と、民生の向上安定及國防治安の確保」（國務總理張景惠氏談）にある。

次に、北支投資の前途は、その渾沌たる政情のために、至大の苦難が豫想されるが、北支を以て我國第二の生命線なりとする軍部は、その經濟開發を熱望し、大要次の如き、「北支經濟開發計畫」が傳へられ、その資本（少くとも二、三億圓）は半ば強制的に我國から調達されるであらう。

- 一、津石鐵道の敷設、工費千五百萬圓
- 二、白河水利工業、工費五千萬圓
- 三、塘沽港築港、工費三千萬圓
- 四、龍煙鐵道開發、資金四千萬圓
- 五、井陘炭礦開發
- 六、棉花増産等々

第四、近衛内閣の内地産業五ヶ年計畫に關する軍部試案が登場したこと。

本年六月ジャナリズムの傳ふる所に據ると、右の軍部試案は、昭和十三年度から十七年度までに、約九十三億圓の巨費を投

じて軍需工業及準軍需工業の生産力を三倍に擴大すると云ふ老大な計畫だといはれる。

註 此計畫は軍部試案を基として企畫廳（現在は企畫院）、商工省等で目下慎重研究中である。

我國の最近における蓄積資本の増加高は約十五億（國民蓄貯は約三十億圓）足らずと云はれるから、右の計畫がそのまゝ實施されることになれば、蓄積資本の全部が之に動員されても尙不足する結果となる。

第五、昨年末以來輸入が激増して、本年上半期の入超額は、六億四千萬圓と云ふ大正十三年（大震災後）の同期に亞ぐ巨額に達し、随つて輸入爲替買入資金が爲替銀行へドシ／＼吸收されて居つたこと。

我が國の商品貨物輸出貿易は昭和七年以來低爲替を利用して、躍進に躍進を累ねて來たが、大體昭和九年を一應の境として漸次その伸力が減退し昨年のそれは8%足らずとなつた。而も輸入の伸力は、一一・四%と反騰したのである。

我國商品貿易の伸力

入		出	
價額	伸力	價額	伸力
全右增加率	一五・八	全右增加率	一一・九
對前年增加額	一九五	對前年增加額	一四一〇
	四一・〇		一、八六一
	一九・〇		二、一七二
	一一・四		二、四九七
			二、六九二
			一、六〇二
			一、二一八
			一、四九〇

註 價額單位百萬圓 増加率%

而してかゝる入超激増の主要原因は(1)、世界的物價高の影響によつて輸入品價格の昂騰率が輸出品のそれを凌駕したこと。註

(2)、政府の生産力擴張工作と國內物價漸騰の傾向が思惑輸入を激成したこと及び、(3)、對サ、對支關係の緊迫化に伴ひ軍需品

(原料資財)の輸入が急増したことである。

註 輸入品物價對輸出品物價の比較表 (三菱經濟研究所指數)

年	昭和十一年		昭和十二年	
	一月	五月	十月	十一月
總指數	101.5	100.0	106.5	107.5
輸入商品	101.5	100.0	109.5	116.0
輸出商品	101.5	100.0	109.5	116.0
國內商品	99.5	100.0	100.0	101.5

昭和十二年五月=100.0

第六、最近、金利反騰の傾向が濃厚となり、公債市價が低落し、日銀の公債保有高が急増した。

一方蓄積資本の相対的な減少と他方資金需要の急激なる増加は勢ひ金利の高騰を招いて、本年三月末及四月末コール(翌日物)は日歩一錢中心となつた。五月末には増資拂込の一服と政府資金の撤布で短資市場は稍緩和されたが、利子は最低のものが少くなつて、實質的には金利反騰の傾向が見えた。

東京コール翌日物 (單位錢)

年(昭和)	月	
	十一月	十二月
最 高	・九五	・九〇
最 低	・六五	・六二五

かくの如き金利高騰の結果、公債市價は次第に低落して、三分半公債の相場は、四月五月を通じて九十八圓の發行價格を三

四十錢も割込み、五月末には九十七圓五十錢の安値を示した位である。随つて亦、日銀の公債背負ひ込みは漸次増大して、昨年六月末五億四千五百餘萬圓であつたものが、本年同期には、八億五千四百餘萬圓と約三億圓方殖えてゐる。

日銀公債保有高の推移 (日銀營業週報)

年月日	金額
7.6.25	135
7.2.31	565
8.6.24	426
9.6.30	498
10.6.29	578
11.6.27	545
7.25	477
8.29	519
9.26	556
10.31	454
11.28	501
12.26	765
13.1.30	602
2.27	571
3.27	629
4.24	651
5.19	713
6.26	854
7.31	780

單位=100萬圓

最後に、當然のことではあるが、最も悪いことには、インフレ政策に對する確實な見透しがついたので、物價高、インフレ、豫想による換物運動が再燃し、來り、金融市場は既に「銀行預金の株式轉換」が開始されたこと。

左に掲げる六大銀行所有の價證券の推移は此の間の消息を物語るものゝ一である。(單位百萬圓)

種 別	國 債	地方債	外國證券	社 債	株 式	合 計
昭和十二年上半期	一、二七五	一一九	七一	六五三	一一九	一、三三三
全 右ノ昭和十一年	⊖一八	⊖三三	⊖三	⊖二五	⊕六	
下半期ニ對スル増減						

右の如き現象が、所謂悪性インフレの初兆候であることは云ふまでもなからう。

要之、蓄積資本の相対的減少と日・滿及北支を通じての生産力擴充並に巨大なる輸入超過に基づく資金需要の激増と、更に金利昂騰につながる公債市價の低落とは、既に本年度當初の公債發行豫定額九億六千萬圓、一般會計の消化をさへ困難ならし

めてゐた。賀屋藏相の財經三原則の誕生は正にそのいつわらざる告白であつた。然るに七月八日、北支事變が突發するに及んで、上述の如く、新に四億五百萬圓の發行が計上され、ついで、今度の臨時議會で二十億二千二百萬圓が追加されたのである。公債消化——巨大軍費を圓滑に賄ひつゝ、而も、その結果、國際收支尻の破綻を脅かすことなく、且つ、國內物價の暴騰を結果することなからしめる」(高橋龜吉著、現代公債政策)やうに公債を消化させること——が如何に困難であるかは容易に想像し得るであらう。

然し乍ら、困難は斷じて、不可能を意味しない。嘗つて我等の父祖は、日清戰役の際、三億に足らぬ國民所得と一億内外の蓄積を以て、能く一億一千六百萬圓の軍事公債を消化したのだ。然るに百三十億の國民所得と二百三十億の蓄積を有する今日、政府の政策如何により、又國民の覺悟一つではこの困難を克服し得ぬ譯はない筈だ。然らば、その對策は如何？

第一に、徒らに公債消化を焦せらず、金融の緩和を圖ることが最大の急務である。それには、今後發行の公債は従來通りは當分總て日銀引受とし、政府の支拂が金融界に浸透して、金融機關の資力が十分潤澤となり、「公債でも買はなければ、金のやり場がない」と云ふやうな状態を作り出すことが絶対に必要である。公債の(形式的な)消化に急なるの餘り、各種金融機關(普通銀行・貯銀・信託・生保會社等)に對して、強制的に公債を所有させることは、金融逼迫を醸成し、生産力擴充に緊急、必要な事業資金の供給に支障を(一方株式相場の低落を)來す結果となる。それは、去る八月中旬に行はれた北支事件費公債のシンジケート引受發行註及日銀の「公債保有懇請」が投げつけた重大な波紋——銀行のコール引揚げ、貸出回收、新規貸出し手控へ、生保會社の株式投資差控へ等——を想起すれば、恐らく思ひ半に過ぎるであらう。

註 第一日北支事件費公債一億圓は、「鉄後の舉國一致を示す爲」従來の如く日銀引受によらず國債シンジケート引受で發行した。尙、短期資金の放出策としては、次の如きことが考へられ、又現に實行されてゐる。

- イ、預金部資金の出動
- ロ、正金のコール吸收中止
- ハ、米穀證券の原日歩買戻し

第二に、低金利政策を一層徹底して、金融業者が「多額の公債投資を營業上なし得る情勢」を馴致すること、が亦極めて必要である。

政府其他の資金放出策によつて、金融がどんなにダブつてゐても、利廻採算から、公債を買ふよりも株式、社債等へ投資するか、又は事業貸出へ向つた方が得だと云ふ状態であれば、金融業者は營業上の自己防衛策として、勢ひ現在以上に巨額の公債を所有することを避けるに相違ない。そこで政府は、金融業者をしてその資金を自發的に公債に投資させ得る様な有利な採算状態を與へなければならぬ。ところが現在の状態では、次の表で讀み得る様に、公債税引利廻と定期預金利子との利鞘が僅に〇・一二%に過ぎぬ。これでは公債の手取利廻に對する定期預金の資金原價は少からぬ逆鞘となつてゐる譯である。

公債税引利廻對定期預金利子の利鞘

公債發行利廻	昭和七年		同八年		同十年		同十一年		同十二年	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
A 同法人税引利廻	六・〇二二	五・四六五	四・九五三	四・一一六	五・七三九	三・六九〇	三・六八〇	三・六八〇	三・六八〇	三・六八〇
B 定期預金利子	五・九〇二	五・三五六	四・八五四	四・〇三四	三・六六四	三・四三二	三・四二〇	三・四二〇	三・四二〇	三・四二〇
A 對 B 利鞘	四・七〇〇	四・二〇〇	四・二〇〇	三・七〇〇	三・三〇〇	三・三〇〇	三・三〇〇	三・三〇〇	三・三〇〇	三・三〇〇

註 高橋龜吉著「現代公債政策」ニ據ル。

定期預金利子ハ甲種ナリ。

かくては、三十四億に上る公債の圓滿な消化は到底期圖されぬ。これがために低金利政策の徹底が不可避的な緊急事であると信ぜられ、その具體策として、甲種定期預金利子の再引下論（現在の三分三厘から二分七厘へ）が唱道され、その補強策として、

イ、郵便貯金利子を二分四厘にまで再引下（現在二分七厘六毛）

ロ、日銀割引利率の引下

ハ、軍部其他政府の支拂を極力急速に行ふこと（資金循環の促進策）

ニ、公債發行に對し日銀は、政府支拂が充分に金融界に浸透し、銀行の預金利下を可能ならしむる程度に金融が緩和する迄、公債の賣出も行はざること

ホ、而して他方に於て、金融緩漫の結果、資金が不急不要の方面に濫用せられることを防ぐために、資金統制を強化すること等が力説されてゐる。

更めて言ふまでもなく、彼上の低金利政策は、他面一般國民の公債所有を誘導するに與つて力あるものである。

第三に、將來潤澤となつた金融市場の資金が、軍需工業等緊急必要な事業と公債消化の方面へ流れ込むやうに、政府のヨリ積極的な資金統制が要請される。

これがためには、資金の海外流出調節を目的とする爲替管理法の強化を圖るのみならず、國內資金の使用制限を目指す資金統制法規の登壇が要望される。最近の兩議會で、爲替管理法並に之に關する大藏省令が改正され、又「臨時資金調整法案」が通過したのは決して偶然ではない。これ等の點に就いては、それ／＼の箇所に於て論及される豫定であるから、此處には割愛する。

第四に、政府及び日銀、鮮、臺銀の國債保有力を擴大することも亦緊要である。

この點に就いて、政府が、或は預金部資金の赤字公債買入限度を擴張し註一（一ヶ年一億三千萬圓→二億五千萬圓）、或は日銀金準備評價法によつて實質的な保證準備の擴張をなし、（約三億五千萬圓）又これから生じた益金（七億四千七百餘萬圓）を以つて金資金特別會計を創設して國債消化に備へ註二、或は又、朝鮮・臺灣兩銀行の保證準備制限を擴張し（鮮銀二億五千萬圓→一億臺銀二億萬圓→五千萬圓）註三で、國債保有力を増大したのは、蓋し最も適切なる措置と言はねばなるまい。

註一 尙郵便貯金の増加次第では三億圓まで増す計畫である。

註二 此の金資金は國債消化の他、金の買上と「資金調整法」による興業債券買入に使用せられることに成つてゐる。

註三 この内鮮銀の限り擴張は、北支で軍の支拂に用ふる必要から實行されたものである。

第五に、國民の自主的な消費節約にアピールして、各人の所得に應じ、その一部分を貯蓄させ、之を以て國債に應募せしめなければならぬ。

惟うに、戦時體制下の巨大なる軍事公債をば、悪性インフレの爆發を防止し、而も國際貸借のバランスを維持しつつ、消化せしめて行く爲には、金融機關に對する資金の統制や事業會社に對する「生産的」消費の統制を確保するばかりでなく、一般國民の消費をも併せて統制・抑止しなければ、到底その有終の美を收め得ないのである。而してこの自主的運動による公債消化の具體策としては、

(1) 個別的には、政府が勸銀を経て將に實現せんとしてゐる割増金附貯蓄債券の發行も誠に良策たる失はぬが、其の他に、議會で買戻蔵相が否認した「小額愛國公債」を發行することは極めて時宜に適當な方策と考へられる。此種小口公債は大戦當時アメリカで發行して成功した驗もある。

(2) 「共同的・組織的」には、例へば、五十人以上の使用人を有する銀行、會社等で七分以上の配當をなす場合には、株主の勸定で、その一割以上を共同的に公債に應募するやうに仕向けるとか、又は、軍役や職員職工の内一定額以上の所得者に對して、その給料及賞與の何

割かを貯蓄して公債の共同的應募にあたらせること等が唱へられてゐる。

最後に第六として、以上五つの方策の他、尙、中央及地方財政に於ける消費節約乃至繰延による、公債消化策が附け加へられなければならない。例之、中央歳出を極力整理節減し、又地方公債（府縣債や市町村債等）の新規發行を原則として中止するが如きはその一方法である。

以上私は、我が國の財政經濟が到達した現段階に於ける公債消化對策の大綱を述べたのであるが、今日の公債消化策の根幹は、決して形式的に公債そのものを市中銀行や生保會社等に賣り付けてしまふことではなしに、寧ろ、巨大なる戰費の消化即ち、戰爭に必要な物資を出来るだけ豊富に且つ間斷なく獲得することを、國際收支の激惡化と惡性インフレとを惹起せず、順調に押進めて行くためには、公債の消化は如何になすべきか、と言ふことであることを牢記せなければならぬ。

四、戰時資財は確保出来るか？

戰時財政の第一の最大任務は、既に言及したやうに、戰爭に（戰闘及軍隊に）必要な物資を出来る限り豊富に、間斷なく獲得供用することである。そしてこの任務が完全に遂行されるためには、「物の豫算」の登場を必要とした我が國經濟の現状に照して、政府殊に民間の軍需工業生産設備の擴充と勞働力の補充と更に原料の確保とが喫緊の要事である。蓋、長期間と大規模と大消費性とを以てその特色とする近代戰爭に於ては、全國力、従つて又全産業を動員して戰はねばならぬ關係上、その國の利用し得る物的資源と生産力（生産手段及勞働力）とが、戰勝の決定的要因であるからだ。而も我が國は元來物的資源に乏しく「生産力」も亦近時著しく不足を生じてゐる。それ故に、以下之等の點に就いて、其の現状と對策とを略述して見よう。

（一）生産手段特に軍需工業設備の擴充

我が國の軍需工業殊に重工業は、滿洲事變を契機とする軍事費の急膨脹と圓爲替の低落による國內産業の有利化を主要動因

として躍進の一途をだどり、金屬機械器具及化業の三工業へ投下された資本額は昭和六年の一億四千四百餘萬圓から、昭和十年には三億五千八百萬圓となり、製造工業全體の五八・二%を占め、又その生産高も左表の如く十七億四百萬圓から、五十億七千六百萬圓へと約三倍方上伸した。

	金屬工業	機械器具工業	化學工業	上三者合計	生産總額
昭和六年	四三五%	四四三	八二六	一、七〇四	五、一七五
昭和十年	一、八一七%	一、三八一	一、八七八	五、〇七六%	一〇、八三七
	17.4	13.5	16.7	47.6	100.0

而して右の如き發展は、少くとも昭和十年までは、大體從來の遊休設備の再運轉と小規模の擴張とで間に合つて居たが、昨十一年二・二六事件の突發以來、次の様な原因のために生産設備の大擴張が要求されるに至つた。

（1）軍事費の再膨脹

戰爭の危険に基づく軍事費の再膨脹並にその見透しによつて、軍需品及關係重工業品全般の需要が急激に擴大し、爲にその國內供給不足に陥つた。例へば、機械器具や造船等では、増大する註文を消化し切れず、之等の機械工作及造船會社の「手持受注」はその生産能力の三四倍に達した程であつた。その結果、鋼材の需要が増大して、遂に銑鐵の供給難に陥り「銑鐵飢饉」を惹き起した。石炭石油にも同様の事態が現れた。かくて、我が國の重工業は大規模の生産設備擴張の必要を迫られた。

註 此見透は、昭和十二年以後の「海軍無條約時代」の建艦競争と日支、日ソ關係の惡化等國際關係の緊迫化とに備へるために軍備擴張が不可避と考へられたためで、それは十四億圓の軍事費（而も多數の繼續費を含む）をもる十二年度豫算案によつて具體化された。

(2) 重工業品國內自給化要望の強化

今日の如きプロツク経済時代にあつては凡て経済の自主自給が、事情の許す限り、要求せられるのは當然であるが、戦争の危機と云ふ死活の問題はこの自主自給の要求を一層強化せずには止まない。特に軍需工業方面に於て然りである。かくて例之、鐵においては、鉄、鐵、自給、計畫の要求が一段と強化され、且更に一步を進めて、鐵、鑛、石、自給化の要望となり、石油においては、人造石油製作の進展による國內自給化が切實なる要請となり、又機械製作においては、直接軍需品、飛行機、自動車等の國産化が愈々翹望されて來た。

註 我が國に於ける「自給化要望」の強化は亦、國際的軍需競争の激化による世界的な供給不足現象並に輸出頭打による國際收支の悪化による所も多かつた

かくの如く軍事費の再膨脹と國內自給化要望の高調とは必然に、生産設備の大擴張を促進して、日銀の計畫資本調べによれば、昭和十年に十四億二千七百萬圓であつたものが、同十一年末には二十億を突破し、今年も四月までに十二億を超え前年同期に比し六割方の増加を示した。

乍然、かゝる大擴張計畫にもかゝはらず、逐年増大する軍事費を充分消化するには尙ほ及ばず、生産力擴充に最も必要な生産財の生産力不足が、次の代表的軍需工業會社の最近の決算表によつて暴露される。(單位百萬圓)

後期繰越注文 A	重工業	製日	立芝	浦	池	新	東	浦	石
中期生産能力 B	五八	三三	一一	一〇	一〇	一一	三〇	二七	九
BのAに對する割合	三一〇%	九八	一四五	二〇〇	一四五	二〇〇	三〇〇	二七〇	

即ち多いところでは生産能力の三倍以上の受注残高を有つてゐるわけだ。その結果、昨年は生産財の輸入が激増し、就中金屬工及木工機械の如きは、昭和六年の約六倍(三百萬——一千九百萬圓)に達し、又本年上半期の機械類輸入額は二千萬圓で、前年同期に比し一三六%の増加に上り、國際收支悪化の一要因となつてゐる。

本春、馬場藏相の後をおそつた結城藏相が、軍需工業の生産力擴充こそ當面の國防計畫であるとなし、又今次の賀屋藏相が所謂財經三原則の中に生産力の擴充を掲げたのも正に右の如き事態の發生によるものであつた。

然るに、今回北支事變の勃發は、新に二十五億圓の戦費を要求するに至つたのである。軍需工業生産力擴充の緊切なることは最早言を要しない。唯問題は、如何にしてこれを實現するか、殊にその巨大なる資金を何うして調達するかと云ふことである。以下これらの對策について略述しよう。

1、民間軍需工業設備の新設擴張

イ、之がためには先づその資金を潤澤にしてやらねばならないのであるが、政府は本年に這入つて赤字公債の形式的消化を焦つた結果、著しく資金の圓滑を阻害してゐた。そこで今回臨時資金調整法が制定公布されて、不急不要の事業方面へ資金が流れ出るのを防ぐ一方、興業債券の發行限度したり、事局産業の増資や社債發行に特例を設けたり等して、緊急産業への資金放出策を積極的に講ずることとしたのである(拙稿臨時資金調整法略解参照)

ロ、次に不急又は不要の生産事業の制限をやつて物資の側から軍需工業の生産力擴充を達成しなければならぬ。軍需工業の生産力を擴充するについて如何に資金が潤澤に供給されても、平和産業を放置して、はその必要とする物資(や勞力)の獲得に支障を來すべきは當然である。物資の輸入力には自ら限度があり、その限度を超へて生産財等を輸入するときには爲替相場の激落によつて、國內物價の暴騰を招き悪性インフレに至る惧があるからである。そこで戦争遂行上必要な程度に應じて、物資(及勞力)の配給を統制する(輸出入品等臨時措置法第二條参照)のみならず、之等資

源の利用を一層戦争目的に合致させる（合目的にする）ために、不急又は不要の産業を制限しなければならぬ（臨時資金調整法第四條參照）。

2、軍需品工場、事業場等の管理使用、收用

之等は何れも戦時に際し民間生産設備に對して相當強度の統制を加へる方法であつて、大正七年（寺内内閣の時）に制定された軍需工業動員法の定むる所であるが、今時の事變にも之を發動し得ることゝなつた。管理とはその工場の所有者又は管理者に對して政府が事業の經營を指揮監督し、政府の意圖に據つて作業を行はしめるのであつて、經營權は民間業者に在る。使用とは、管理に一步を進めたもので、工場等の設備機械及勞力等を政府の意圖で運用して事業の經營を實行することである。（民有國營）工場等の所有權を國家に移さない點で收用を異なる。收用は國有國營を行ふことである。

3、平和工業の軍需工業への轉換（軍需工業動員法第二條、貿易臨時措置法第二條參照）

軍需工業生産力擴大の要求は平時的生産に當る工業を軍需品生産へ轉換せしめざるを得ない。生産技術が驚異的に進歩を遂げた今日では平和工業の軍需工業への轉換可能度は眞にスバラシク高められた。今その一例として化學工業を採つて見ると次の通りである。

イ、爆發藥の製造は、肥料、セルロイド、フィルム、人絹、グリセリン、染料、顔料、化粧品香水、藥品、寫真用藥品、硫酸、硝酸、殺蟲劑、防腐劑、石炭、乾溜ガス、硬化油、石鹼、樟腦、酸素、發火物、マッチ、花火の諸化學工業を轉化することによつて得られる。
ロ、毒ガスの製造は、曹達、晒粉、食鹽、藥品、鹽素、染料、顔料、肥料、カーバイドの諸工業を轉化して得られる。

又重工業加工部門たる機械工業は、その生産法に僅か許りの改造を加ふことによつて、兵器其他の戰闘資材の生産に行され得るのである。

4、廣義の生産力擴充に付いては尙原料資源の確保と勞働力補給（熟練工養成）の問題があるが、之等は項を改めて説くことにする。

(二) 勞働力の確保に熟練工の補給

生産力の擴大には、その人的要素として、勞働力の増大が絶體に必要である。眞に、戦争と勞働動員とは不可避の關係に在る。ところで、最近に於ける我が國の勞働力需要量は左の如く累年増大して、工場勞働者数は昭和十年末には前年より二十萬五千人、昭和五年末より六十八萬四千人（四一％）の激増となつてゐる。

商工省工場統計に依る職工數（單位千人）

年次（昭和）	五	六	七	八	九	十	合計
職工數	一、六八四	一、六六三	一、七三四	一、九〇一	二、一六三	二、三六八	—
對前年増減	—	減二二	七二	六七	二六二	二〇五	六八四

註 五人未満ノ工場及官營工場ヲ含マズ

又、十一年度には前年に比し約六十八萬と云ふ飛躍的增加を見たものと推定されてゐる。無論その中心は重工業（特に金屬・機械製作部門）及鑛業方面に於ける需要増加である。

然るに、他方、これが供給源泉たる勞働者供給量（毎年總人口數に二九％一六を乗じたるもの）の推算は昭和六年以來毎年二十七萬乃至三十萬人の増加に過ぎない。

昭和六年以降の労働者供給量 (日本經濟年報二十九輯)

年 (十月一日)	五	六	七	八	九	十	十一
總人口	六四、四七〇	六五、三六七	六六、二八六	六七、二五九	六八、一五九	六九、一五四	七〇、二五八
労働者供給量	一八、七九七	一九、三三三	一九、六〇七	一九、八八六	二〇、一九四	二〇、四八七	二〇、四八七
同増加數	—	二六七	二七二	二七五	二七九	三〇八	三九三

かくて、昨年以來、我が國の新規労働需要量は、人口の自然増加に基く新規労働供給量の約二倍を超え、労働者殊に熟練工の不足は全国的に深刻なものとなつて來た。社會政策時報八月號に依れば、最近熟練工不足は凡そ十萬人を突破するであらうと言はれる。

然らば、この工業労働力不足に對して政府並に民間業者達は、如何なる對策を採り、或は採らむとしつゝあるであらうか？ 先づ政府の方策から述べると、本年春、林内閣に列した伍堂商相は、差迫つた重工業部門の當面の要求たる熟練工養成機構を打立てると同時に、全般的労働力培養策として、獨逸の「労働奉仕制度」に似た強制労働制度を提出したのであつたが、同内閣總辭職のために實現されなかつた。

近衛内閣に至つて、例の日滿産業五ヶ年計畫遂行のため、企畫廳が技術者及熟練工に關する総合的な計畫を樹立し、閣議でその大綱が決定した。而して、商工省は之に基づいて、技術者、熟練工養成「五ヶ年計畫」を立て、その豫算總額二千萬圓初年度五百萬圓を計上して、約七千名程度の熟練工及技術員を養成せんと意圖し、夏の特別議會に諮つたが、豫算案は約五分の一(九十九萬圓)に削減せられ、その計畫も著しく縮少せられて了つた。その計畫の概要は次の通りだ。

一、機械工養成計畫

七十七萬圓の經費で、國營養成所に於て千五十人、民營會社(二三ヶ所)委託にて千人を養成する豫定。

二、鑛山(主として金屬)現場係員養成計畫

大産金業者に鑛山労働者二百人の養成を委託する、經費十萬圓。

三、炭坑現場係員養成計畫

炭坑労働者四百人の養成を、鑛業聯合會に委託する、經費十二萬圓。

右の商工省の計畫の他に、文部省でも之と併行して、工業技術者及高等海員を養成する計畫が立てられた。それによると、總經費五十六萬圓を以て、現在の官立高等工業學校、公私立工業學校、高等商船學校等の設備を擴張して、本年度に工業技術員二千名、高等海員百五十名を養成する豫定である。

次に、民間會社の對策を見るに、大會社は別として、中小の工場に於ては、全く慘たる状態である。そこで商工會議所、府縣、市等の公共團體が積極的にその救済に乗り出さざるを得なくなつて來た。我が名古屋も既に名古屋機械工養成所の設置を決定してゐる。

尙、神戸製鋼、川崎造船等の關西有力會社間に、熟練工爭奪防止協定を結んで、職工の退職後三ヶ月間は雇入をしないと云ふ原則を確立したのは、消極的對策乍ら看過し得ぬものである。

以上政府並に民間會社等の熟練工補給對策の極くあらしを述べたのであるが、之等が如何に彌縫的であり、姑息的であるかと言ふことは、先に述べた最近の我が労働者殊に熟練工需要量の激増によつても容易に肯づけられることゝ信ずる。然るに六月二十三日には九十三億圓の陸軍「産業五ヶ年計畫」の登場があり今又、二十五億圓の支那事變費が添加された。かゝる戦時下に於ける労働力確保の對策としては、

(1)、國家並に公共團體等により、積極的且計畫的な熟練工養成

- (2)、戦時不要不急産業の労働力使用制限
 - (3)、職業紹介所等の整備、更に進んでその國策化
 - (4)、婦人老幼者の労働力利用
 - (5)、機械力の使用による労働力の合理化等々
- が擧げられるが、尙、國民體位の向上を圖ることを忘れてはならぬ。何者、これなくしては到底長期戦争に必要な戦用物資を間斷なく生産することは不可能だからである。而も近年我が國の國民體力は著るしく低下し、國軍の充實にさへ支障を來してゐると報ぜられた程である。

國民體位の向上を圖るに就いては、言ふまでなく労働法や工場法を新設改正して、最低賃銀制、最長労働時間制等を確立することが必要である。この意味に於て、過ぐる第七十一議會が保險社會省の新設を決定したることは眞に肯綮に中るものと云はなければならぬ。

(三) 原料資源の確保

帝國が原料資源に乏しいこと、従つて亦工業原料の多くを海外から輸入に仰ぎつゝあることは周知の事實であるが、戦時に於て特に重要性を有つ原料中、最も重要な石油、鐵鑛、生ゴム、パルプ、石綿、牛皮、棉花、羊毛、鉛、錫、ニッケル、アルミニウム、燐鏽、加里、等は平時需要の全部又は大部分(七割以上)を輸入に待つて居るのは、最大の憾である。この原料資源の貧弱さを克服して戦勝を贏ち得るためには平時より其の準備を怠らぬことが特に必要であつて、海外企業の創設、國內の豫備貯藏等が肝要である。が、モット根本的には、大いに科學的研究を促して、「自給自足」の方策を確立しなければならぬ。この意味に於て、例之、國防の血液たる石油に關して、歴代の政府が、石油事業法の制定以來、「燃料國策」の具體化に努力を傾注し、又近衛内閣が、去る夏の議會で、人造石油製造事業法(註I)並に帝國燃料興業株式會社法案(註II)を通過せしめ

たことは、極めて重要な意義を有するものである。

註I 本案は、人造石油製造業の確立を圖るため、新業を許可制とし、許可會社にのみ、免稅や獎勵金交付等の特典を與へてゐる。
註II 本案は、前案の目的達成の爲、設立される半官半民の株式會社で、七年計畫を以て揮發油、重油合計二百萬軒の年産を期するため人造石油製造事業の保護助長と指導監督をする一種の特許會社である。

乍然、實質上の戦争が開始された今日、假令それが當面弱國支那を敵とするものではあつても、(その経過の如何によつては強大なる第三國の参加も必然と考へられるから)、萬全の戦時對策を講じなければならぬ。それには、先づ出來得る限り、自給不能又は困難の戦時原料を多量に輸入することが大切だ。現に本年上半期に於ける之等商品の輸入実績が之を裏書してゐる。

品目	昭和十二年一—六月累計		對前年同期比較増加割合 %	
	數量	價額	數量	價額
原重油(千軒)	二、三九一	八六	一〇三・三	三〇・一
生ゴム(十萬斤)	七五〇	七二	五五・三	一三四・九
×鐵類(ク)	二九、七六一	一八六	七八・二	一三四・九
×銅(ク)	八一九	四五	一一・六	一〇八・一
製紙用パルプ(ク)	三、四八〇	四八	三四・二	五八・一
石炭(ク)	一、二〇二	二九	一三・六	一・八七
羊毛(ク)	一、六六五	一五八	二二・一	五四・一
實績綿(ク)	一〇・〇六七	六三一	一九・五	三九・四

註I. ×印は原料用製品他は原料品なり。
註II. 原料品合計は 1,320百萬圓で 34%増、
原料用製品は 458百萬圓で 120%増なり

次に、戦争遂行上、關係の薄い方面への原料消費を制限することが必要である。「合理的消費節約」は、元より平時に於ても大事であるが、戦時に於ては軍需品原料の消費節約が幾十倍の力を以て強調されねばならぬ。

第三に、原料配給組織を確立して需給の調節をはかると共に、價格の統制を強化しなければならぬ。

大體上述の三點が戦時下の我が國原料對策の中樞であるが、之等を最も効果的に實現するには、第七十一議會を通過した「貿易調整法」、貿易組合法等や、改正暴利取締令（本年八月三日發令實施）を含めて、從來の諸法規の運用のみでは到底不十分たるをまぬがれぬために、今回、軍需工業動員法の適用に關する法律（註）、「輸出入品等臨時措置法」等々、遂に強力なる諸立法が制定されたのである。

註 軍需工業動員法は「戦時ニ際シ」適用があるもので、今回の如き宣戰の公布なき「事變」に對しては當然には適用されないこの法律が制定された。

これ等總べては戦時資財の獲得に必要な軍需工業の生産力の擴充に關してであるが、戦争には云ふまでもなく、この他多量の兵糧や多數の軍馬等を必要とする。従つてこの糧食と軍馬との確保のために、今回「米穀應急措置ニ關スル法律」及「臨時馬ノ移動ニ關スル法律」が制定された。

五、む す び

以上私は、二十五億戦費の調達問題・赤字公債消化問題・戦時物資の獲得問題に就いて極めて粗略な解明を試みたのであるが、その窮極の要點は屢々述べて來た如く、何うしたならば、悪性インフレや國際收支の激惡化を防止し乍ら、巨大なる戦費と赤字公債とを消化して、輝かしい戦勝を勝ち得るであらうかといふことである。而してそのためにはもとより各種の「專制的」な戦時的統制法規の登場が不可避であつた。顧みれば昭和六年の五・一五事件並に滿洲事變以來滔々として流れて居た統制經

濟の流れは日英貿易戰の激化や、二・二六事件によつて拍車をかけられたのであつたが、今や亦日支兩國の全面的衝突によつて、事變の名に於て、日本經濟の統制化は愈々本格的となり、金融・通商・貿易・生産・配給・消費等々文字通り經濟の全分野に於いて經濟自由主義の影は益々薄れて來たものゝ如くである。

ともあれ、北支事變の將來はまだ未知數だ。或はより重大なるものへの序幕にすぎないかも知れず、事變の推移發展如何によつては今後數十億の戦費が追加されるであらう。若し又幸ひにして二十五億戦費の範圍内で圓滿に解決したとしても、其の後に於ける軍備の補充・擴張や北支の經營及戦費の利拂等のために今後巨額の戦費が要求されるのは、日清日露の兩戰役に徴しても明らかである。のみならず今回の事變が完全に終熄したとしても、帝國を中心とする國際情勢の雲行は些しも緩和されるものではない。そこにはソ聯を始め英・米等の新なる重壓がおそうて來るに相違ない。かかる重壓が存続する限り、國防費の激増は最早必至である。従つて今後吾々の雙肩には必ずや五十億はおろか百億、二百億の戦費乃至國防費が押し掛つて來るであらうことを覺悟しなければならぬ。

と同時に、今や百三十億圓の國民所得と二百三十億圓の蓄積及び二十七億圓の輸出力を有する吾々臣民は、嘗つて三億圓に足らぬ國民所得と、一億圓の蓄積及ぼと同額の輸出力を以てして尙且能く二億圓の戦費を消化し、見事に國難を排除し得た四十年前——かの日清戰役當時——の吾等の父祖達の偉業を想起し、又、北支及江南の山河を歴して赫々たる武勳を輝かしつゝある皇軍の勇武を偲び、皇國百年の大計のために、押しかかる幾十億、幾百億、の戦費にも堪ふる大決心があらなければならぬ。

（昭和十二年十月十五日稿）

北支事件特別税法の解説

小澤隆雄

目次

はし	がき
北支事件特別税の構成	
所得特別税	
臨時所得特別税	
利益配當特別税	
公債及社債利子特別税	
物品特別税	

はしがき

北支事件特別税は北支事件費の一部に充當する爲に一年度を限り施行せられる特別税であります。去る七月北支事件勃發の當初政府は不取敢一千萬圓の豫備金支出を以て事件費を支辨しましたが、事件の擴大に伴ひ、折から開催中の第七十一議會に向つて九千六百餘萬圓の公債支辨による追加豫算案を提出して協賛を得ました。併し事件は益々擴大の兆がありましたので、政府は更に四億一千九百萬圓の第二次追加豫算案を作製し、之又議會の全員一致の協賛を得たのであります。その財源は

公債	三億一千餘萬圓
特別會計受入	二百八十餘萬圓
前年度剩餘金繰入	三百餘萬圓
北支事件特別税	一億一百餘萬圓

となつて居り、此處に北支事件費の一部を税收入によつて支辨することが確定され、北支事件特別税法案を同議會に提出して協賛を得、御裁可を経て去る八月十二日公布の運びとなつたのであります。

北支事件特別税の創設は二つの目的を持つてゐると思はれます。其の一は財政的目的で、事件費の總てを公債によつて賄ふことは不適當として、その一部を税收入に求めたものであります。今回の事變は依つて來る處遠く及ぶ影響も亦大であります。之を解決するは現在の國民に課せられた責務であります。事件費に就いても、現下の狀勢から見ても巨額な事件費の全額負擔は困難としても、少くともその一部は之を現在の國民自ら負擔し、漫然と子孫の負擔に残すべきではありません。この意味から言つて事件費は總てを公債支辨に待つことなく、一部は税收入に依つて支辨すべきであります。特に近年我が國の公債は著しく増加し、本年度豫算の如きも總額三十億圓のうち公債により支辨すべき額は九億五千萬圓の巨額に上り、公債消化に多少の懸念さへある現狀に鑑みると、愈々その感を深くするのであります。

北支事件特別税創設の第二の目的は精神的目的であつて、事件の重大性に鑑み全國民をしておのの其の分に應じたる負擔を負はしめ、舉國一致の實を擧げんとする處にあります。支那事變が我が大和民族の發展と國基の安定の爲め不可避の事件である限り、全國民は舉國一致以て事に當るべきであります。舉國的赤誠は既に軍用機献納や恤兵慰問金の舉出に現れて居りますが、之等は未だ一般的と言ふに到らず、均衡を缺きらひもありますので、赤誠發露の普遍化、國防献金の合理化の意味に於て、又舉國一致の具體的表現の意味に於て、事件費の一部を租税として國民一般に分擔せしめたものであります。

北支事件特別税は (一)所得特別税 (二)臨時利得特別税 (三)利益配當特別税 (四)公債及社債利子特別税 (五)物品特別税から成り立つてゐます。即ち所得税と臨時利得税とを増徴し、比較的高率な利益配當と公債及社債の利子並に奢侈的物品に對して新に課税することとしたものであります。

今回の増税に於て特に目立つ點は所得税の増徴を中心としたこと、大衆課税を出來得る限り避けた點であります。所得税は我が國租税制度の樞軸をなし、國民大多數の負擔するところであり、殊に第三種所得税の如きは綜合課税、累進税率をとつておるので、國民の能力に應じ廣く國民全般をして負擔せしむべき事件費支辨の爲の税としては、最も適當と言はねばなりません。政府は此の點を考慮し所得特別税を以て増税額の約四割を埋めております。

次に大衆課税を極力避けた點に就いては、臨時利得特別税、利益配當特別税、公債及社債利子特別税などみなその趣旨を以て立案され、比較的負擔力ある者を納税義務者とするを勉めて居りますが、特に物品特別税の如きは寶石、貴金屬、寫眞機樂器等比較的的生活に餘裕ある階級の消費するものと認められる物品のみを選んで課税して居るのであります。その徴税額はさほど多くはないにしても、本税創設に當り政府の目標とした點を明瞭に認めることが出來ます。

尙北支事件特別税は北海道、府縣、市町村等に於て附加税を課し得ないこととなつてゐます。税の性質上當然のことですが附加しておきます。また本税法は内地のみに適用されますが、朝鮮、臺灣、樺太、關東州等の各地もそれ／＼内地同様の北支事件特別税を設けております。

最後に本法による各税概算を擧げて見ますと、

所得特別税	四〇、〇三七、〇〇〇圓
臨時利得特別税	一〇、五八一、〇〇〇
利益配當特別税	三八、六六〇、〇〇〇

公債及社債特別税	二、二六八、〇〇〇
物品特別税	九、九九八、〇〇〇
合計	一〇一、五四七、〇〇〇

一 北支事件特別税の構成

北支事件特別税の内容は所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税、公債及社債利子特別税及び物品特別税の五種の税から組立てられております。(第一條)之等の税は夫々税としての性質は異つて居りますが、北支事件特別税といふ一つの名稱の下に組合せたのであります。何故この五種の税を北支事件特別税の内容としてとりあげたかに就いては後に各項で説明致しますが、概括的に言つて現下の状況を考慮しつとめて大衆課税となることを避けつゝ各種の方面より國民の擔税能力を捕捉して全體としての負擔の均衡を計つたものであります。

以下本税の内容を順を追つて説明致します。

二 所得特別税

所得特別税は所得税を納める者に課せられる税です。(第二條)北支事件特別税は北支事件費に充當する爲の租税でありますから、事の性質上廣く國民一般をして平等に負擔せしむべきものであります。我が國の現行税制のうち最も普遍的に課せられてゐる租税は所得税でありますから、所得税を増徴するのが一番容易くその趣旨にかなふこととなります。此の意味で本税中に所得特別税が加へられたのであります。所得特別税は形式的には所得税とは別個の税に相違ありませんが實質的には所得税の増徴なのです。

所得税の納税義務者は同時に所得特別税の納税義務者であります。所得税は第一種所得税、第二種所得税、第三種所得税と三種に分れ、納税義務者も之に對應して三となり、所得特別税に就いても第一種所得特別税、第二種所得特別税、第三種所得特別税の三種に分れ、納税義務者も亦三ある譯であります。以下第一種所得税から順次その内容を説明致します。

第一 第一種所得特別税

第一種所得税を納める者の所得特別税は本法施行後一年内に終了する事業年度の所得(清算所得を除く)に對して賦課し、税額は第一種所得税額の百分の十に相當する金額となつてゐます。

一、第一種所得税を納める者は言ふまでもなく法人であつて、その所得は各事業年度毎に計算されるのですが、特別税は昭和十二年八月十二日から實施され昭和十三年八月十一日を以て終るので、此の期間内に終了した事業年度の所得には總て所得特別税が課せられる譯であります。従つて昭和十二年度内に事業年度の終了した法人の所得特別税と昭和十三年度に入つて事業年度の終了した法人の所得特別税との二つを集めたものが所得特別税の全額となります。

第一種所得には普通所得、超過所得、清算所得と三種ありますが、所得特別税は前二者にのみ課し清算所得には賦課しないこととなつてゐます。蓋し北支事件特別税法は一ヶ年を限り施行するので、此の期間内に解散合併した法人にのみ課税されるといふ不公平を除くためであります。

二、第一種所得特別税の税額は第一種所得税額の百分の十に相當する金額であります。第一種所得税額中には普通所得税額も超過所得税額も加算されて居ること勿論であります。本年春制定された臨時租税増徴法による増徴額をも含むので、要する第一種所得税として實際に徴收される額の一角が第一種所得特別税額と見れば間違ひありません。

三、なほ徴税方法は第一種所得税と同様事業年度毎に徴收することとなつてゐます(第六條第一項)ので、税務署は法人の事業年度が終了すれば納税額を決定して直接納税義務者たる該法人に對し納税告知書を送つて納付せしめるのであります。

第二 第二種所得特別税

第二種所得特別税は第二種所得税を納める者の本法施行後一年内に受取る第二種所得（國債利子を除く）に對して賦課するもので、その税額は第二種所得税の百分の五に相當する金額となつてゐます。（第四條）

一、第二種所得とは資本から生ずる所得で、所得税法第三條によりますと、

甲 所得税法施行地に於て支拂を受くる公債、社債、若しは銀行預金の利子又は貸付信託の利益

乙 所得税法施行地に住所も一年以上の居所も有しない者の所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若しは利息の配當、剰餘金の分配又は利益若しは剰餘金の處分たる賞與若しは賞與の性質を有する給與

となつて居ります。つまり甲は内地に於て受取る公債、銀行預金の利子又は信託會社の利益配當、乙は内地以外の居住者が内地の法人から受取る利益、利息、分配金、賞與金等を指すのであります。

二、第二種所得特別税の課税目標は本法施行後一年内に受取る第二種所得ですから、昭和十二年八月十二日から昭和十三年八月十一日迄の間に受取る第二種所得には總て課せられる譯であります。但し國債利子は國債増發の餘儀ない今日特にその消化の圓滑を計る必要から除外せられることとなつてゐます。

なほ此處に受取るといふのは現實に受取ると否とに拘らずその期間内に株主總會の決議とか重役會議等で支拂が確定することを意味するので、事實昭和十二年八月十二日以後に受取つても支拂確定がそれ以前ならば賦課しませんし、又昭和十三年八月十一日以後に受取つてもそれ以前に支拂確定があれば徴收される譯です。

三、第二種所得特別税の税額は第二種所得税額の五分に相當する金額であります。此の場合も臨時租税増徴法に依る増徴額をも加へたものが第二種所得税額となるのは勿論であります。

四、第二種所得特別税の徴税方法は所謂源泉徴收の方法により、第二種所得の受取人から徴收せずに支拂者が支拂の際に徴

收して毎月分を取纏め明細書を添へて翌月十日迄に最寄の日本銀行本支店又は代理店に納入せしめることとなつてゐます。

（第六條第二項）若し支拂者がその徴收すべき税金を徴收しなかつたり徴收した税金を納付しないときは國稅徴收法の例に依り支拂者に對して納稅告知書を發し支拂者から徴收することとなつてゐます。（第十七條）

第三 第三種所得特別税

第三種所得税は昭和十二年分の第三種所得に對して賦課し、其の税額は第三種所得税額の百分の七・五に相當する金額であります。（第五條）

一、第三種所得は第一種、第二種に屬しない個人の所得で俸給、給料、恩給、年金、賞與等から營業による所得、山林、田畑からの収入金等、大體一ヶ年を標準として定期的に規則的に收得する個人の純収入であります。實際問題としては毎年三月十五日迄に自分の所得の種類と金額を詳細に記載して政府に申告し、所得調査委員の調査を経て決定されたものが之の年の所得として課税の對象となるのであります。

二、第三種所得特別税は昭和十二年分の第三種所得に賦課することになつてゐます。そして昭和十二年分の第三種所得は既に決定されてゐますから、その決定を受けた者だけが決定額に對して賦課されるのです。

三、税額は第三種所得税額の七分五厘に相當する金額、此の場合も臨時租税増徴法による増徴額をも含めたものゝ七分五厘であること勿論であります。

四、第三種所得税は小額所得者には低率に高額所得者程高率に累進税率を以て課税する所謂累進税でありますから、第三種所得特別税も亦累進課税となり、低額所得者から高額所得者になるに従つて税額は著しく遞増致します。左に参考までに税額表を掲げておきます。

所得金額別第三種得特別税所表

所得金額	第三種所得税額	第三種所得特別税額	合計
一、二〇〇	一一、五二	八六	一二、三八
一、五〇〇	一八、七二	一四〇	二〇、一一
二、〇〇〇	三六、七二	二七五	三九、四七
三、〇〇〇	九一、七八	六、八八	九八、六六
五、〇〇〇	二三〇、三一	一七、二七	二四七、五八
七、〇〇〇	四〇五、八一	三〇、四三	四三六、二四
一〇、〇〇〇	七五六、八四	五六、七六	八一三、六〇
一五、〇〇〇	一、四二一、八四	一〇六、六三	一、三二八、四七
二〇、〇〇〇	二、二七〇、一二	一七〇、二五	二、四四〇、三七
三〇、〇〇〇	四、一五五、一二	三一、六三	四、四六六、七五
五〇、〇〇〇	八、五〇五、一二	六三七、八八	九、一四三、〇〇
七〇、〇〇〇	一三、四三五、一二	一〇〇七、六三	一四、四四二、七五
一〇〇、〇〇〇	二一、七〇〇、一二	一、六二七、五〇	二三、三二七、六二
二〇〇、〇〇〇	五五、七四六、六八	四、一八一、〇〇	五九、九二七、六八
三〇〇、〇〇〇	一六二、六九六、六八	一二、二〇二、二五	一七四、八九八、九三
一、〇〇〇、〇〇〇	三六七、九四四、九六	二七、五九五、八七	三九五、五四〇、八三

二、〇〇〇、〇〇〇 八四九、九四一、五二 六三、七四五、六一 九一三、六八七、一三
 三、〇〇〇、〇〇〇 一、三五九、九四一、五二 一〇一、九九五、六一 一、四六一、九三七、一三
 四、〇〇〇、〇〇〇 一、九二〇、九四一、五二 一四四、〇七〇、六一 二、〇六五、〇一二、一三

五、第三種所得特別税はその税額を三分し次の三期に分納致します。(第六條第三項)

第一期 昭和十二年十月一日より三十一日限
 第二期 昭和十三年一月一日より三十一日限
 第三期 昭和十三年三月一日より三十一日限

第三種所得税は七月、十月、一月、三月の四期に分納することゝなつて居り、第一期分は既に納期が経過してゐますので、特別税は残りの三期に分納することゝしたのです。第三種所得特別税は第三種所得税の七分五厘で、之を三期に分納すると一期分の納税額は二分五厘となり、第三種所得税の一期分の納税額(四期分納だから全納税額の二割五分)の一角に相當します。従つて第三種所得税の納税義務者は今後三回の納税の際にその納税額の一割に當る金額を第三種所得特別税として納めるのであります。

尙第三種所得特別税を徴収するのは第三種所得税と同様納税義務者の住所地又は居所地の市町村役場ですから念のため付加へておきます。(第十八條第二項)

三 臨時利得特別税

臨時利得特別税は臨時利得税を納める者に課せられる特別税であります。(第七條)臨時利得税は昭和十年藤井藏相が滿洲事

變に依つて特に多くの利益をあげてゐる事業主に對し、その利益の一部を徴收して同事變により膨脹せる國費に充當する趣旨を以て設けた租税であります。今回の支那事變は滿洲事變にも増して之等の事業に好影響を及ぼし、尠からぬ利益を興へてゐますので、事件費の一部を之等特に利益を蒙る事業主に負擔せしめるのは極めて當を得たものであります。北支事件特別税の中に臨時利得特別税を加へ臨時利得税の納税義務者をして臨時利得特別税を負擔せしめることとしたのは以上の趣旨に基くものであります。

臨時利得税の納税義務者には法人と個人とがありますので、臨時利得特別税の納税義務者も亦法人と個人となり、法人の臨時利得特別税 個人の臨時利得特別税の二種に分れます。

第一 法人の臨時利得特別税

法人の臨時利得特別税は本法施行後一年内に終了する事業年度の利得に課し、其の利得に對する臨時利得税額の百分の十五に相當する金額を税額とします。(第八條)

一、法人の臨時利得特別税の課税客體は昭和十二年八月十二日から昭和十三年八月十一日迄の間に終了する事業年度の利得で、法人の臨時利得税の課税客體たる利得と全く一致します。法人の臨時利得税の課税客體たる利得は當該法人の既往の事業年度の平均利益を基準とし、之に超過する利益を以て利得とします。實際に就いて見れば各法人が事業年度終了と共に基準利益、利得金額を算出して政府に申告し、政府がこの申告に基き決定した額が課税客體たる利得となるのです。

二、臨時利得特別税の税額は前記の利得に對して課せられる臨時利得税額の一割五分に相當する金額であります。臨時利得税額の中には臨時租税増徴法に依る増徴額の含まれるのは斷るまでもありません。

三、徴税方法は臨時利得税と同様で、事業年度終了毎に税務署から直接納税義務者たる法人に納税告知書を發して納付せしめるのです。(第十條第二項)

第二 個人の臨時利得特別税

個人の臨時利得特別税は昭和十二年分の利得に賦課し、右の利得に對する臨時利得税額の百分の十五に相當する金額を以て其の税額とします。

一、個人の臨時利得税は昭和六年以前の三ヶ年間の平均利益を基準として之に超過する利益を以て利得金額とし、其の百分の十に當る金額を臨時利得税として徴收するのですが、今回の臨時利得特別税の課税客體は臨時利得税と同一でなければなりませんから、昭和十二年分の利得といふのは右の昭和十二年分の超過利得を指すこととなります。そして右の昭和十二年分の利得は臨時利得税の納税義務者が本年三月十五日迄に政府に申告し、所得税法の所得調査委員の調査を経て政府が決定し、既に夫々の納税義務者に通告してあります。従つて臨時利得特別税は右の決定を受けた額に對して課せられるのです。

二、税額は臨時利得税額の一割五分に當る金額です。税率一割五分は法人の臨時利得特別税の税率と同一で、法人に對して稍過重の様に思はれますが、臨時利得税の税率が法人は一割五分、個人は一割(臨時租税増徴法の税率を含む)となつてゐますので必ずしも過重とは言へないのであります。

三、個人の臨時特別税は左の三期に分割して徴收します。(第十條第二項)

- 第一期 昭和十二年十月一日より三十一日限
- 第二期 昭和十三年一月一日より三十一日限
- 第三期 昭和十三年三月一日より三十一日限

個人の臨時利得税の納期は七月、十月、一月及び三月の四期となつてゐて、第一期分は既に納期が経過してゐますので臨時利得特別税も残りの三期に分納することとしたのです。臨時利得税の一割五分を三期に分納するので第一期分は五分となり、一期分の臨時利得税額(全額の二割五分に當る金額)の二割となります。臨時利得税は納税義務者の住所地又は居所地の市町村

が取扱ふことゝなつてゐますから、その納税義務者は臨時利得税を市町村に納入する際、納入額の二割に相當する金額を臨時利得特別税として納付するのです。

四 利益配當特別税

利益配當特別税は本法施行地に本店を有する法人より利益配當を受ける者に課する租税であります。(第十一條第一項) 比較的高率な株式配當を受ける人々をして事件費の一部を負担せしめる趣旨を以て北支事件特別税中に加へた税であります。今回の事變は日清、日露の兩役にも劣らぬ重大事件でありますから、國民は各自の體力に應じて銃剣を執つて戦線に馳驅すると同様、資力に應じて事件費を負担し帝國の初志貫徹を期さねばなりません。此の點から言つて比較的高率な株式配當を受ける者はそれだけ經濟的にも餘裕があり、負担力も亦大きい譯でありますから、より大なる負擔を耐へ忍ばねばなりません。特に從來株式に對する配當は課税上著しく優遇され、公債社債の利子には資本利子税が課せられて居るのに、同じ性質を有する株式の配當に對してのみは課せられてゐないのであります。株式配當に對しても公債、社債の利子と同様に課税することの可否に就いては議論があるとしても、北支事件特別税の如き特殊な租税で、而も施行期間を一ケ年に限るものに於て之を課税對象とする事は、臨時利得税を増徴するのと同様に當を得たものと謂はねばなりません。

唯、利益配當特別税は高率な株式配當に賦課する結果、會社の中には増資や利益金の社内留保を行つて配當率を低下せしめて負擔を免れやうと企てやうとする者があるかも知れません。併し利益金の社内留保に就いては一面之を捕捉して課税客體とする方法をとらなかつたのは本税の缺陷であるに相違ありませんが、他面減配に依る社内留保金は或は事業の擴張に用ひられ、或は公債の消化に振り向けられる結果直接間接産業上、財政上に好影響を齎すことゝなります。又増資に依る配當の低下に就いては第七十二議會に於て臨時資金調整法の制定を見たので、弊害は或る程度まで防止出来るものと考へられます。

第一 利益配當特別税は本法施行地に本店を有する法人から利益配當を受ける者に課するのであります。

一、北支事件特別税法の施行地域は内地のみでありますから朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島に本店を有する法人の配當に對しては課税せられません。併し之等外地に於ても北支事件特別税法の制定に次いで夫々之に相當する税法を施行することゝなりましたので、外地法人の配當には單に本税による利益配當特別税が課せられないと謂ふに止まり、實質的には同様の租税が課徴されてゐます。

二、利益配當特別税は内地法人から利益配當を受ける總ての者に課せられるのですから、利益配當を受ける者が個人でも法人でも均しく課税せられます。唯、所得税法その他の法令によつて第二種所得税を免除せられる者即ち公共團體、公益法人、産業組合、神社、寺院等は課税せられないことゝなつてゐます。(第十一條第二項)

第二 利益配當特別税は本法施行後一年内に支拂を受ける配當に課税し、その税額は配當率年七分の割合を以て算出した額を超える金額の百分の十に相當する金額と規定されてゐます。(第十二條)

一、利益配當特別税の課税客體は本法施行後一年内即ち昭和十二年八月十二日から昭和十三年八月十一日までの間に支拂を受ける株式配當であります。現實に支拂を受けると否とに拘らず右の期間内に株主總會の決議に依り支拂が確定した分に對して課税し、支拂確定が期間外ならば課税せられないことは曩に第二種所得特別税につき述べた處と同じです。

二、税額は配當金のうち配當率年七分の割合を以て算出した額を超過する分の一割に當る金額です。配當金全額に課税するのでなく年七分までの配當金には課税せず、七分を超える配當金に付いてのみ徴収するもので、高率配當に課する税といふのはこの意味であります。今二十五圓拂込、半期決算の場合の利益配當特別税額を表記して見ますと、

利益配當特別税額表
(25圓拂込 半期決算)

配當率	配當金	年七分 超過額	税 額
7 ^分	87.50	0.00	0.600
8	100.00	12.50	1.250
9	112.50	25.00	2.500
10	125.00	37.50	3.750
11	137.50	50.00	5.000
12	150.00	62.50	6.250
13	162.50	75.00	7.500
14	175.00	87.50	8.750
15	187.50	100.00	10.000

備考 本表ハ一株當ノ利益配當特別税額ヲ示ス
各人ノ負擔税額ハ上表税額
ニ持株ヲ乘ジタル額トナル
負擔税額ニ一錢未満ノ端數
ヲ生ジタルトキハ切捨ツ

即ち二十五圓拂込の株式一株配當率年一割三分、半期決算とすればその配當金は一圓六十二錢五厘、うち年七分に相當する金額八十七錢五厘は課税せられないのだから、之を差引いた残りの七十五錢が「年七分を超過する額」として課税客體となるのです。そしてその一割が税額なのでから七錢五厘が右の一株に對する利益配當特別税となるのです。

三、次に利益配當特別税の徴收方法は所謂源泉徴收に依りますので、配當金支拂の際支拂者に於て徴收し、翌月十日迄に前月分を取纏め拂込書及計算書を添へ最寄の日本銀行本支店又は代理店に拂込むのであります。(第十三條)この場合にも第二種所得特別税の場合と同様利益配當の支拂者が徴收すべき税金を徴收しなかつたり、徴收した税金を納付しないときは政府は支拂者に對し納税告知書を發して、支拂者から直接徴收することゝなります。期日迄に納付しないときは國稅滯納處分は支拂者に對してなされること勿論です。(第十七條)

五 公債及社債利子特別税

公債及社債利子特別税は公債及び社債の利子の支拂を受ける者に賦課する租税であります。比較的高率な株式の配當金を受け取る者に課税することが現下の狀勢から見ても正當であるならば、比較的高率な公債及社債の利子を受ける者に課税することも亦正當であり、且つ兩者の權衡上からも課税しなければならないとの趣旨から、北支事件特別税のうちに本税を加へたのであります。公債及社債の利子には資本利子税が課せられてゐることはあるが、高率の公債、社債は漸次低率なものと借換へられつゝある今日、從來通り高率な利子を受け取りつゝある者はそれだけ多くの利益を得つゝあるのだから、之等の者に課税して事件費の一部を負担せしめるは當を得たものと思はれます。

公債及社債利子特別税と利益配當特別税とは、一方が株式配當金に課税し、他方が公債及社債の利子に課税するといふだけで、大體に於て兩者同様に規定されてゐるので、利益配當特別税につき説明したところは本税にもその儘通用する譯であります。

一、公債及社債利子特別税は本法施行地内に於て公債又は社債の利子の支拂を受ける者に課する税であります。但し所得税法其の他の法令に依り第二種所得税を課せられない者には本税をも賦課しないことゝなつてゐます。(第十四條第一項及第二項)

公債及社債利子特別税の納税義務者は本法施行地に於て公債又は社債の利子の支拂を受ける者であります。利益配當特別税と異なる點は、利益配當特別税は本法施行地内に本店の所在する法人から利益配當を受ける者が納税義務者となつてゐるのに對し、本税は公債、社債の發行主體の所在は問はず、總て本法施行地内に於て利子支拂を受ける者が納税義務者であります。此處に本法施行地内に於て利子の支拂を受けるとは現實に利子を受け取るか否とを問はず、利子の支拂地として指定された場所

が本法施行地内にあることを意味しますので、要するに利子支拂地が内地となつて居る公債社債の所有者が納税義務者なのであります。但し公共團體、公益法人、産業組合など所得税法其の他の法令に依り第二種所得特別税を免除される者が課税を免除されてゐるのは利益配當特別税と同様です。

二、公債及社債利子特別税の課税客體は本法施行後一年内に支拂を受ける公債又は社債の利子であります。但し外貨債特別税法第一條第二項に規定されてゐる外貨債は除外されてゐます。(第十五條前段)

外貨債特別税法第一條第二項に規定する外貨債とは、弗、磅等の外國通貨を以て表示する國債、地方債、社債であります。これ等外貨債は利子支拂地が多く外國になつてゐる關係上、源泉徴收による本税の如きは徴税の方法がないので、支拂地の内地にある僅かの外貨債をも加へて、總て平等に課税しないことゝしたのであります。

三、税額に付いては國債と地方債及社債と區別し、國債は利率年四分を以て算出した金額を超える額の百分の十、地方債及社債は年四分五厘の割合を以て算出した金額を超える額の百分の十に相當する金額であります。(第十五條後段) 言ひ換へれば國債利子は四分以下、地方債及社債利子は四分五厘以下を免税とし、之を超える利子額に對して各々その一割を公債及社債特別税として徴收するのです。

四、徴税方法は利益配當特別税と同じく源泉徴收の方法により、利子金額支拂の際支拂者に於て徴收し、翌月十日迄に拂込書及計算書等の書類を添へて最寄の日本銀行本支店又は代理店へ納入するのです。この場合にも利子支拂者が徴收すべき税金を徴收せず又は徴收した税金を納付しないときは、政府は支拂者から徴收することゝなつてゐます。(第十七條)

六 物品特別税

物品特別税は後に詳記する様な各種の物品に課税し、其の價格の一部を租税として徴收するのであります。販賣者は徴收さ

れた租税の全額を自ら負擔して利益の減少に甘んずるものでなく、少くとも其の一部分は販賣價格を引上げることによつて消費者に轉嫁致しますから、物品特別税の結局の負擔者は消費者であり、消費者が販賣者を通じて間接に納税することゝなるので、本税の性質は消費税であり間接税であります。上來述べて來ました四種の特別税が何れも直接税であつたのに對して著しい特色を示してゐます。

今回の特別税は大藏大臣が議會に於て再三説明したやうに、國民負擔の現状に鑑み極力大衆課税となる處のある租税の増徴を避ける方針の下に立案したものであります。元來間接税は直接税と異り、納税者の負擔力を調査し擔税力に應じて賦課するといふやうに、課税に當り個人的事情を斟酌することは不可能であり、又税の實際上の負擔が物品の最後の消費者へと轉嫁されますので、課税物品の如何によつては往々下層階級に不當な重課を負はしめる結果となり、甚しき大衆課税となる懼があるのであります。そこで消費税に於ては課税對象たる物品の選擇が極めて重要になつて來ますが、今回の物品特別税はその對象となる物品が概ね奢侈的傾向を有する物に限られ、比較的生活に餘裕ある階級の消費する物に屬するので、政府の説明通り大衆課税に陥る懼もなく、進んでは非常時局下の國民をして奢侈を避け消費を節約せしめるといふ効果を收める結果ともなるのであります。本税を北支事變特別税中の一に加へた趣旨もこの邊にあることゝ思はれます。

一、物品特別税の課せられる物品の範圍は
第一種

- 一 貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品
- 二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品
- 三 貴金屬製品又は貴金屬を用ひたる製品
- 四 龜 甲 製 品

五 珊瑚製品

第二種

- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- 二 寫眞用乾板、フィルム及感光紙
- 三 蓄音器及同部分品
- 四 蓄音器用レコード
- 五 樂器及同部分品

となつて居り(第二十條)本法施行規則には課税さるべき物品が詳細規定されてゐますが、いま一々擧げるとは省略します。前記範圍の物品は總て物品特別税が課せられるのですが、そのうち左に掲げる物品は特別の理由に基き特に本税を免除されて居ります。(第二十五條施行規則第十四條)

- 一 輸出品
 - 二 朝鮮に移出する第二種物品
 - 三 第一種又は第二種物品の製造用に供する原料品
 - 四 學術研究用に供するもの
 - 五 醫療用に供するもの
 - 六 機械用又は工業用に供するもの
 - 七 教育用に供するもの、但し中等學校又は小學校に於て使用する寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、ピアノ及びオルガンに限る。
- 二、物品特別税の税率は價格の二割となつてゐますから課税標準は物品の價格であります。(第二十一條第二項)併し價格には、製造者から卸賣業者への販賣價格、卸賣業者から小賣業者への販賣價格、小賣業者から消費者への販賣價格と種々ありますの

で、そのうち如何なる價格を課税標準とするかに就き法律は第一種物品と第二種物品とを異にし、なほ輸入品で保税地域内にある物品(第一種、第二種とも)が引取られる場合をも考慮して周到なる規定を設けて居ります。(第二十一條第二項)

第一種物品は小賣業者の販賣價格を課税標準としてゐます。この場合の販賣價格は本税の負擔を全然考慮に入れぬ價格即ち卸賣價格に相當の利益を加へた價格であつて、本税を消費者に轉嫁するために引上げた價格であつてはならぬこと勿論です。

第二種の物品の價格は製造場より移出する時の價格を標準とします。物品の生産費に相當の利潤を加へた所謂正常價格を指すもので、物品製造者が卸賣業者に賣渡す卸賣價格と見れば間違ありません。特殊の事情によりこの價格より安く移出する時にも、正常價格を以て移出したものととして課税することになります。

次に保税地域より引取られる物品は引取の際の價格を標準とします。従つて原價に荷造費、運賃などが含まれる場合が多いが、關税は含まれません。

三、物品特別税の納税義務者は第一種物品に付いては小賣業者、第二種物品に付いては製造者、保税地域より引取られる物品に付いては原則として引取人であります。(第二十二條)但し保税地域より引取られる物品に付いては、引取人が第一種物品の販賣者又は製造者である場合には其の物品は小賣業者を通じて結局消費者に販賣されるので、保税地域より引取の際と小賣の際と二重に課税されることとなるから、この場合は引取人からは徴税しないこととしてゐます。(施行規則第二十二條)併し右の引取人が果して販賣者又は製造者か否か税關では明でないので證明書(所轄税務署に申請して交附を受ける)を提出せしめることとなつてゐます。(施行規則第十二條第二項)

三、物品特別税の課税標準は前述の通り物品の價格と定まつても、物品の移動に對して課税する本税に於ては課税標準額の算定が極めて困難であります。そこで法律は標準額算定を容易にするため納税義務者をして取扱物品の數量及價格を申告する義務を負はしめて居ります。(第二十三條)第一種物品の小賣業者は毎月販賣した物品、第二種物品の製造者は毎月製造場から

移出した物品の数量、価格を記載した申告書を翌月十日迄に所轄税務署に提出せねばなりません。又保税地域から物品を引受る者は引取の際に同様の申告書を作製して税関に提出するのです。税務署長や税関長はこの申告に基き課税標準額を決定しますが、申告書の提出のない場合又は申告が不当と認めるときは自ら決定します。(第二十三條第三項)

四、課税標準額が決定すれば次で税務署長や税関長は納金額、納期日、納付場所(通常納税義務発生地の日本銀行の本店、支店又は代理者は郵便局)を指定した納税告知書を發します。第一種物品の納税義務者は物品を販賣した翌月の末日限、第二種物品の納税義務者は物品を製造場から移出した月の翌月末日限納付するのであります。但し保税地域から物品を引取る者は物品引取の際納税告知書が發せられますからその際納付を済ませて物品を引取るのであります。(第二十四條)

五、最後に消費税に屬する物品特別税の如き租税に於ては、納税者の取締に萬全を期し難い結果、徴税を確實にすることが容易でありませんので、本法に於ても幾つかの取締規定を設けて税收入の確保を計つて居ります。

即ち(1)業務開發に關する申告義務、第一種物品の小賣業者及び第二種物品の製造者は小賣業又は製造を開始する場合にも廢止する場合にも所轄税務署に申告せねばなりません。

(2)記帳の義務、第一種又は第二種物品の製造者又は販賣者は總て當該物品の製造、貯藏、販賣に關する事實を帳簿に記載せねばなりません。第一種物品の製造者、第二種物品の販賣者等納税義務者以外の者も記帳の義務を課せられてゐるのは側面よりの取締を期したものです。

(3)業務狀況申告の義務、第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造者は施行規則の規定に依り各種の業務狀況を申告せねばなりません。

(4)收税官吏の検査監督等があります。併し之等の點に就いては詳細に説明することや省略致します。

尙本法は第二十九條以下第三十四條まで罰則規定を掲げておりますが之も省略致します。

北支事件特別税法

(昭和十二年八月十二日 法律第六十六號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル北支事件特別税法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

北支事件特別税法

第一條 北支事件特別税ハ之ヲ左ノ五種トス

一 所得特別税

二 臨時利得特別税

三 利益配當特別税

四 公債及社債利子特別税

五 物品特別税

第二條 所得特別税ハ所得税ヲ納ムル者ニ之ヲ課ス

第三條 第一種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ法人ノ本法施行後一年内ニ終了スル各事業年度ノ所得(清算所得ヲ除ク)ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ對スル第一種所得税額(臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム)ノ百分ノ十二ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第四條 第二種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ本法施行後一年内ニ支拂テ受クル第二種所得(國債ノ利子ヲ除ク)ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ對スル第二種所得税額ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第五條 第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ昭和十二年分第三種所得ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ對スル第三種所得税額(臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム)ノ百分ノ七・五ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第六條 第一種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

第七條 臨時利得特別税ハ臨時利得税ヲ納ムル者ニ之ヲ課ス

第八條 法人ノ臨時利得特別税ハ本法施行後一年内ニ終了スル各事業年度ノ利得ニ付之ヲ賦課シ其ノ利得ニ對スル臨時利得税額(臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム)ノ百分ノ十五ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第九條 個人ノ臨時利得特別税ハ昭和十二年分利得ニ付之ヲ賦課シ其ノ利得ニ對スル臨時利得税額(臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム)ノ百分ノ十五ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第十條 法人ノ臨時利得特別税ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス
個人ノ臨時利得特別税ハ其ノ税額ヲ三分シ左ノ三期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 昭和十二年十月一日ヨリ三十一日限

第二期 昭和十三年一月一日ヨリ三十一日限

第三期 昭和十三年三月一日ヨリ三十一日限

第十一條 利益配當特別税ハ本法施行地ニ本店ヲ有スル法人ヨリ利益ノ配當ヲ受クル者ニ之ヲ課ス

所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラザル者ニハ利益配當特別税ヲ課セズ

第十二條 利益配當特別税ハ本法施行後一年内ニ前條ノ法人ヨリ支拂ヲ受クル利益ノ配當ニ付テ之ヲ賦課シ配當金中配當率年七分ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第十三條 利益配當特別税ハ配當金支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十四條 公債及社債利子特別税ハ本法施行地ニ於テ公債又ハ社債ノ利子ノ支拂ヲ受クル者ニ之ヲ課ス

所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラザル者ニハ公債及社債利子特別税ヲ課セズ

第十五條 公債及社債利子特別税ハ本法施行後一年内ニ支拂ヲ受クル公債又ハ社債(外貨債特別税法第一條第二項ニ規定スル外貨債ヲ除ク)ノ利子ニ付テ之ヲ賦課シ利子金額中國債ニ在リテハ利率年

- 二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
- 三 貴金屬製品又ハ貴金屬ヲ用ヒタル製品
- 四 麗甲製品
- 五 珊瑚製品

- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- 二 寫眞用乾板、フィルム及感光紙
- 三 蓄音器及同部分品
- 四 蓄音器用レコード
- 五 樂器及同部分品

第二十一條 物品特別税ノ税率ハ價格百分ノ二十トス
前項ノ價格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保税地域ヨリ引取ラレル物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス

第二十二條 物品特別税ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ヨリ、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ之ヲ徵收ス但シ保税地域ヨリ引取ラレル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第二十三條 第一種ノ物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

四分、國債以外ノ公債及社債ニ在リテハ利率年四分五厘ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第十六條 公債及社債利子特別税ハ利子金額支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十七條 第六條第二項、第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收スベキ税金ヲ徵收セザルトキ又ハ其ノ徵收シタル税金ヲ納付セザルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第十八條 所得税法第十二條及大正九年法律第十二號第三條ノ規定ハ第一種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税及法人ノ臨時利得特別税ニ付テ之ヲ準用ス

所得税法第七十二條及第七十三條ノ規定ハ第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税及個人ノ臨時利得特別税ニ付テ之ヲ準用ス

第十九條 利益配當特別税ヲ課セラルル利益ノ配當又ハ公債及社債利子特別税ヲ課セラルル公債又ハ社債ノ利子ニ付所得税(第一種所得税ヲ除ク)又ハ資本利子税ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ利益配當金額又ハ利子金額ヨリ利益配當特別税又ハ公債及社債利子特別税相當額ヲ控除シタル殘額ヲ以テ其ノ配當金額又ハ利子金額ト看做ス

第二十條 物品特別税ハ左ニ掲グル物品ニシテ命令ノ定ムルモノニ之ヲ課ス

- 第一種 一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品

第一種又ハ第二種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第二十四條 物品特別税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第二十二條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

第二十五條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品特別税ヲ免除ス

- 一 輸出スルモノ
- 二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スルモノ
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

第二十六條 第一種ノ物品ノ小賣業者及製造者又ハ第二種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業者又ハ製造者ノ廢止セントスルトキ亦同ジ

第二十七條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事實ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第二十八條 收税官吏ハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ爲シ若ハ監督

上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ製造者又ハ販賣者ノ所持スルモノ

二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類

三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販賣上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件

第二十九條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税又ハ公債及社債利子特別税ヲ通脱シタル者ハ其ノ通脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第三十條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ物品特別税ヲ連脱シ又ハ通脱セントシタル者ハ其ノ通脱シ又ハ通脱セントシタル税金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ罰金額ガ二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第二十三條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第二種ノ物品ヲ製造シタル者

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第二十七條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者
二 第二十七條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
三 第二十八條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シタル者

第三十三條 第二十九條又ハ第三十條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第三十四條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、店主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法中物品特別税ニ關スル規定ニ違反シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第三十五條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ北支事件特別税ニ付附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十六條 本法ニ於テ保稅地域ト稱スルハ關稅法ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物品特別税ニ關スル規定ハ昭和十三年三月三十一日以前ニ於テ物品特別税ヲ課セラルベキ販賣、製造場ヨリノ移出又ハ保稅地域ヨリノ引取ヲ爲シタル第一種又ハ第二種ノ物品ニ付之ヲ適用ス
本法施行前ヨリ引續キ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ第二種ノ

物品ノ製造ヲ爲ス者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

明治四十年法律第二十一號第一條第二項ニ左ノ一號ヲ加フ

十一 北支事件特別税

明治四十四年法律第四十五號第二條中「又ハ骨牌稅法」ヲ「骨牌稅法又ハ北支事件特別稅法」ニ改メ同法第三條中「又ハ骨牌稅法」ヲ「骨牌稅法又ハ北支事件特別稅法」ニ、又ハ骨牌」ヲ「骨牌又ハ北支事件特別稅法第二十條ニ掲グル物品」ニ改ム
大正九年法律第五十一號中「骨牌」ノ下ニ「北支事件特別稅法第二十條ニ掲グル第二種ノ物品」ヲ加フ

金及び爲替關係諸法律解説

丹 羽 高 重

——「我國現下の經濟情勢」、「産金法」、「金準備評價法」、「金
資金特別會計法」、「日本銀行金買入法廢止」、「朝鮮銀行法
中改正法律」、「臺灣銀行法中改正法律」、「橫濱正金銀行條
例中改正法律」及び「外國爲替管理法中改正法律」に就て——

一、我國現下の經濟情勢

時 局 の 推 移

昭和六年九月の滿洲事變を轉機として意識するとせざるとに拘らず、軍事に、政治に、財政に、金融に、産業に、社會に、各面に平時體制より準戰時體制への移行を餘儀なくせしめられ、自由經濟政策は統制經濟政策へと急速に展開を開始した。又今次の支那事變勃發により準戰時體制は一躍純戰時體制へと進展し超非常時となつた。政變ある毎に革新意識は漸を追つて強調せられ、財政に、産業に、貿易に、資金に、爲替に、各方面に亘つて適切なる統制を加へらるゝことゝなつた。

此の超非常時に直面して近衛内閣は組閣と同時に産業政策の基礎的課題として

- 一、生産力の擴充に付て具體的方策を確立すること。
 - 二、國際收支の均衡を維持する方策を確立すること。
 - 三、物資の需給を豫測し其の適合方策を確立すること。
- 所謂財經三原則を樹立し可及的速かに實現する必要ありと發表した。生産力の擴充は財政經濟の諸問題を通じて基礎をなすもので最も重要な方策で、國防の充實も、國際收支の改善も、積極的に生産力を擴充することを外にして適當なる解決策は發見せられない。

貿易の趨勢

本年上半期に於ける我國の對外貿易は内地外地を合せ輸出十六億二百餘萬圓、輸入二十二億四千三百餘萬圓合計三十八億四千五百餘萬圓の巨額に達し、前年同期に比し輸出三億三千八百餘萬圓、輸入六億六千四百餘萬圓合計十億二百餘萬圓の増加であり、殊に輸入の増加が顯著である。輸入超過額は六億四千餘萬圓であり、關東大震災の翌年大正十三年上半期の入超に次ぐ高記録である。例年下半期に入れば入超から出超に轉するものが常態であるが、今年七月に入るも亦依然として入超を續け九月初迄の入超累計に七億四千四百十二萬九千圓、之を前年同期入超累計二億一千三十七萬圓に比すれば入超額の大なるに驚く、入超原因は軍需品關係の輸入が急激に増加したことによるとは言ふ迄もないが、豫算膨脹見越、關稅改正見越、爲替先安見越等に因り輸入爲替の取組が激増したのも一原因であり、共に國際收支に及ぼす影響は極めて大である。

我國外國貿易の年次別統計を示せば次の如くである。

外國貿易 (内地及樺太、臺灣、朝鮮、南洋)

年次	貨物		計	輸出入超過 (-)入超 (+)出超
	輸出	輸入		
大正十一年	一、六八五、五五〇	二、一〇三、〇一九	三、七八八、五五〇	(-) 三三七、五〇〇
大正十二年	一、四九九、三〇九	二、二一九、九六六	三、六二一、三四五	(-) 六二八、六五七
大正十三年	一、八七二、〇四七	二、五九七、七七七	四、四六九、八二四	(-) 七二五、七三〇
大正十四年	二、三三七、九一九	二、七三四、七〇〇	五、一二三、六一九	(-) 三五六、七八一
昭和元年	二、二一八、九二〇	二、五六三、六三七	四、六八二、五五七	(-) 三四四、七三七
昭和二年	二、〇六五、〇九九	二、五五九、一三七	四、六二四、二三六	(-) 四九四、〇三八
昭和三年	二、〇八八、〇九八	二、三七二、九九九	四、四六一、〇九七	(-) 三六四、九〇九
昭和四年	二、二二七、六五八	二、三八九、一七六	四、六六六、八三四	(-) 一七一、五一八
昭和五年	一、五二八、五七三	一、六六〇、二二四	三、一八九、七八八	(-) 一六一、六四六
昭和六年	一、一七九、二二二	一、三九四、〇〇六	二、四九八、六二七	(-) 一二〇、一九九
昭和七年	一、四七三、二九六	一、五三四、五二九	二、九八八、八二五	(-) 六一、二三三
昭和八年	一、九三二、〇六九	二、〇一〇、七五〇	三、九四九、五七三	(-) 八五、四四〇
昭和九年	二、二五八、〇八〇	二、四〇〇、四二四	四、六五八、五〇四	(-) 一四二、三四四
昭和十年	二、六〇三、一五二	二、六二七、九二二	五、二三一、〇七四	(-) 一四、七五八
昭和十一年	二、七九七、八四九	二、九二八、〇二九	五、七二五、八七四	(-) 一三〇、一七六

殊に生産力擴充に伴ひ原料資源の乏しき我國は之れを外國に仰ぐ關係上輸入超過は到底阻止することは不可能である。輸入超過は結果支拂勘定となり、國際收支の均衡問題となる。此際どうしても國際收支を改善し、其の均衡を維持する方策を樹立

爲替政策

しなればならない。
以上の如き貿易の趨勢を背景として、爲替政策はと言ふに、昭和六年十二月金再禁止をなし、其の翌年即ち昭和七年六月に資本逃避防止法なる法律が發布せられ、主として資本の海外移動に、殊に本邦外貨債への投資の形に於ける資本の流失を防止したが、翌昭和八年三月爲替管理法なる法律が發布されて資本逃避防止法に代り、爲替統制に乗り出した。其後爲替管理法によつて必要に應じ、大藏省令を以て爲替取締規定が出てゐる。殊に昨年十一月の大藏省令により統制を強化した。更に本年一月八日の大藏省令により管理を徹底せしめ、輸入爲替取締に信用狀の取得に付て非常に強い統制を加へることゝなつた。以來輸入爲替は月額一千圓以上の爲替取組には大藏大臣の許可を必要とすることゝなり、爲替管理から貿易管理の形にまで伸展した。一月八日の大藏省令は見越輸入を制限する謂はゞ一時的の規定であつて、其の有効期間は七月三十一日迄であつたが七月七日の大藏省令で當分の内其の効力を延長することゝなつた。

金の買上

金政策は周知の如く昭和六年十二月に金輸出を再禁止し事實上金本位制を停止して來た。自來金の値段は非常に騰貴した。然しながら日本銀行は一匁五圓の價格で買取ると云ふ建前であつたが、金の市中相場騰貴の爲め一匁五圓の割合では買取ることが出来ない。故に昭和七年以來政府は國庫の勘定を以て日本銀行をして内地産金を適當の價格を以て買上げしめ、これを政府の海外拂に充當してゐた。其後昭和九年四月に日本銀行金買入法なる法律を制定發布した。此の法律は金を國內に保有する爲め大藏大臣の定むる所により日本銀行をして金を買入しめ、之を保存し正價準備の充實を圖るのが目的である。
昭和七年以來の金買入高を數字に求むれば次の通りである。

一、政府金地金買入高		七七、七六二千圓
昭和七年中（七月より）		四九、〇〇〇千圓
昭和八年中		二、二一七千圓
昭和九年中（三月迄）		一一八、九七九千圓
計		
二、日本銀行金買入高		五〇、一三七千圓
昭和九年中		八七、四〇五千圓
昭和十年中		一一、五九二千圓
昭和十一年中		九二、〇一七千圓
昭和十二年（七月迄）		
内	譯	
一月	三、一七四圓	一一、一一一十圓
二月	二、六〇九圓	九、一三一十圓
三月	二、一〇〇圓	七、三五一十圓
四月	二、五二八圓	八、八五〇十圓
五月	四、三一八圓	一五、八八三十圓
六月	五、五二八圓	二〇、八四二十圓
七月	五、五二八圓	一八、八四八十圓
計		三四二、一五一十圓

外に國庫より移換分

三四、六五一千圓

六二

合計

五〇五、七八一千圓

昭和九年四月金買入法實施當初は買入價格は一瓦二圓九十五錢（一匁十一圓六錢）であつたが、其後昭和十年一月に一瓦三圓〇九錢、昭和十一年五月に一瓦三圓五十錢（一匁十三圓十二錢五厘）に引上げられ、尙昭和十二年五月に一瓦三圓七十七錢（一匁十四圓十三錢七厘五毛）即ち從來の買入價格一瓦三圓五十錢に比し一瓦に付二十七錢（一匁に付一圓一錢二厘五毛）の大引上げが斷行された。自來相當巨額（前記數字参照）の國內産金が買上げられたが、全部日本銀行に保藏せられ海外に積出すと云ふことはなかつた。處が本年五月の引上げを機とし、必要に応じて海外に現送すると云ふ方針に變更した。以上の如き數回の買上値段引上げにより、世界金相場と我國の買上値段との開きが段々狭つて來た。萬一世界金相場が引下げられるやうな場合があれば、或は金の買入値段も引下げられるかも知れざる可能性を含んで來た事を記憶すべきである。

金の現送

我國通貨制度の下に於て相當量の金の保有は必要であるが、國防の充實、生産力の擴充途上にある我國としては必要なる物資調達のため、若干の金を現送して在外資金の充實を圖ることも又必要である。金現送は爲替相場維持上より考ふるも已むを得ざる措置であつて、今年三月神戸解纜の淺間丸で第一回の金現送をするに至つた。之は日本銀行金買入法制定以來始めて金が積出されたのである。

本年三月九日より七月迄に次表の通り、數回に涉り計三億二千七百五十六萬七千圓の現送が行はれた。

三月	一三、九二九圓	五四、二四八千圓
四月	一〇、〇九五圓	三九、四一二千圓

五月	一四、一一一圓	五五、〇九三千圓
六月	二六、四九二圓	一〇二、七四九千圓
七月	一九、六五一圓	七六、〇六四千圓
計	八四、二七八圓	三二七、五六六千圓

現送先は何れも米國に限られてゐる状態であるが、最近米國では各國よりの金流入額増加を來し、世界準備金の二分の一が米國に保有されてゐると言はれ、之れが財界に及ぼす影響頗る大なるものがありとせられて、財務局當局は金流入問題について次の如く述べてゐる。

- 一、金流入の結果として米國の株式、債券、不動産其他の資産に對する外部の勢力が増大する。
- 二、米國の資産に對する外國の投資が巨額に上ることは外國人に米國經濟を左右する武器を與へるやうなものである。
- 三、又金が一方に集中する結果は國際的通貨關係の均衡を破壊し、惹いては米國民の購買力をも低下せしめる惧がある。
- 四、更に輸入された金は或は之を軍需品購入の資に轉用される惧があり、世界平和の大局的見地より歓迎すべきものではない。

大體以上の如き見解を有するものゝ如くである。勿論我國の現送理由は右に該當せざるも、今後の現送には慎重なる考慮を要すべきである。

爲替相場基準の維持

我國最近の貿易は入超に入超を重ね、其の結果爲替相場に影響を及ぼし、爲替相場の不安定は財界の動搖となり、其の影響するところ大である。我國爲替政策の根幹は言ふ迄もなく昭和八年以來繼續され來つた對英一志二片（平價は二志〇片十六分

六三

の九)を維持するにある。

何故に一志二片の爲替相場水準維持をなし來つたか、換言すれば一志二片維持の必然性の事情はと言ふに、大略次の通りである。

- 一、爲替相場低落によつて齎された利益が消失し、爲替引下げは最早輸出貿易を伸張せしめる力がなくなつたこと。
- 二、爲替相場が下れば軍備の充實、生産力の擴充は達成を破壊され、輸入品を中心とする物價が騰る。原料を外國に求める我國としては之により原料高となり、それだけ原價が高つく。
- 三、原料品の割高は輸出を阻害する、爲に輸出産業は萎縮し、國際貸借は悪化する。
- 四、爲替相場が下ることは物價高を刺戟し、國民の不安を激成する。
- 五、外國より負債をしてゐる場合は、海外支拂額が増加して國際貸借を悪化せしめる。

對 策

輸入超過——金買上値段の引上げ——金現送——爲替相場維持、と云ふ我國目下の情勢として之に對する對策を講ぜねばならぬ。之が爲には輸出産業の獎勵、輸入品の防遏等の對策もあるが、産金の増加を圖り政府に集中し對外決濟能力を豊富ならしむると共に、正價準備を鞏固ならしむることが極めて必要である。そこで政府は非常時對策として、金政策の強化、國際收支の防衛を目的として第七十一帝國議會に産金法(昭和十二年八月十日法律第五十九號として公布せられ去る八月二十五日より施行)金準備評價法(昭和十二年八月十日法律第六十號として公布せられ去る八月二十五日より施行)金資金特別會計法(昭和十二年八月十日法律第六十一號として公布せられ去る八月二十五日より施行)日本銀行金買入法廢止(昭和十二年八月十日

法律第六十二號として公布せられ去る八月二十五日より施行)朝鮮銀行法中改正法律(昭和十二年八月十日法律第六十三號として公布せられ去る九月一日より施行)臺灣銀行法中改正法律(昭和十二年八月十日法律第六十四號として公布せられ去る九月一日より施行)橫濱正金銀行條例中改正法律(昭和十二年八月十日法律第六十五號として公布せられ去る九月十日より施行)外國爲替管理法中改正法律(昭和十二年八月二十七日法律第八十一號、九月九日法律第八十七號として公布せられ去る八月二十八日、九月九日より施行)の諸法律又は改正法律案が提出され、何れも貴衆兩院を通過し公布された。これ等は相互に連絡し、一體となつて國際收支の堡壘となるもので、所謂非常時經濟立法法である。順を追つて其の概要を説明し參考に供したいと思ふ。

二、産 金 法

本法出現に到るまで

國防充實、生産力擴充と政府の急激なる政策展開によつて、今春以來物資の輸入は増大し驚くべき入超過を示した。又現爲替水準維持を必要とする以上否應なしに金の現送を行ふより外に方法はない。去る三月以來從來の金蓄積政策を放棄して金現送を開始したが、それ以來七月末までに實に八萬四千疋、三億二千七百萬圓に達した。斯くの如く財政經濟は今や全運命を金に託してゐる。故に金はあらゆる努力を拂つて増産し、且つ政府の統制下に集中しなければならぬ。昭和九年四月の日銀金買入法に代つて産金法が生れた所以である。

本 法 の 内 容

産金法の内容は大體次の如き骨子より成立してゐる。

(イ) 産金の強制的國家集中

- (ロ) 金製錬業の免許制及び産金業者管理
- (ハ) 産金増産及び産金奨励
- (ニ) 金の消費統制
- (ホ) 金委員会及び罰則

産金の強制的國家集中

日本銀行金買入法制定以來政府は日本銀行をして國內産金の買入を行はしめ、又過般同法に基く買入規則を改正し指定産金業者からも買入の道を拓いたのであるが、更に一層産金集中の實を擧げる爲め、次の如く一切政府が監督し總て之を政府に賣却せしめることゝなつた。但し含金鑛産物を學術の研究、試験又は標本の用に供するときは豫め政府の許可を受け、特別の取扱を受けることになつてゐる。

政府に賣却すべき金地金の買入に關する事務は便宜日本銀行の本店又は支店をして行はしむる規定であり、賣却すべき金地金は品位千分中金九百九十以上のもので造幣局の證明あるものに限られてゐる。

即ち含金鑛産物(金鑛、金銀鑛、金銀銅鑛其他の金を含む鑛物にして工業上金を採取し得るもの)を取得したるものはこれを金地金に精鍊して政府に賣却するか、又は其の鑛産物を金精鍊業者(政府の免許事業)含金鑛産物買入業者(政府の免許事業)に賣却しなければならぬ。其の場合は販賣者、購買者の相手方を指定することも出来る。結局含金鑛産物は必ず金地金に精鍊して政府に賣却されるものであり、産金の集約に努めると同時に其の製成に至るまで政府の監督の下に置き一層之が集約の實を擧げることゝした。

金製錬業の免許制及び産金業者管理

産金の増産、集中を効果的ならしむる爲めには、産金業者自體を管理統制する必要がある、次の如く定められてゐる。

- 一、金精鍊業を開始せんとするときは、商工大臣に免許申請書を提出し免許を受けるを必要とする。この免許は製錬場毎に必要とし、免許を受けざるものは含金鑛物を買入れることが出来ない。
金の精製のみを爲す者は其の精製に限り金精鍊業者としての免許を受くることを要しない。
- 二、含金鑛産物買入業を開始せんとするときは、商工大臣に免許申請書を提出して免許を受けるを必要とし、免許は目的物を限定して之を爲す。又粗金銀地金又は含金アマルガムの買入を爲すことを免許せんとするときは商工大臣は大藏大臣に協議することになつてゐる。
- 三、金精鍊業者が其の事業の廢止、又は休止の許可を受けんとするときは其の事由及休止の期間を記載したる許可申請書を商工大臣に届出で許可を受け、又休止したる事業を再び開始したるときは遲滞なく之を商工大臣に届出で、其の營業の讓渡、會社の合併の認可を受けんとする者は認可申請書に必要事項を記入し當事者連署の上之を商工大臣に差出すことが必要である。
解散の認可は申請書に解散の事由を記載し、且解散に關する株主總會の決議録又は總社員の同意書の謄本を添付することを必要とする。
- 四、含金鑛産物買入業者其の事業を廢止し、又は休止したるときは、其の事由を具し遲滞なく商工大臣に届出づることを必要とする。

尙其の業務、財産の状態について報告を徴し、検査をする事も出来、且つ又監督上必要な命令を發することも出来る。

産金増産及び産金奨励

政府は金精鍊業者から製錬場毎に、金鑛業者から鑛山毎に、事業計畫に關する報告を商工大臣に差出さしめ、又必要ある場合には其の計畫の變更を命ずることが出来る。産金増加には積極的に各種産金設備の擴張改良を命ずる權限を與へられてゐる。

る。昭和十二年度の探鑛奨励、金百八十萬圓、選鑛物又は製鍊場の設備奨励、金百六十二萬圓を交付する事に決定された。其の交付標準の大意は次の通りである。

- 一、探鑛奨励金の額は原則として坑道掘鑿に要したる費用の半額以内とすること。
- 二、選鑛場又は製鍊場の設置につき交付する奨励金の額は其の設置に要したる費用の半額以内とすること。
- 三、奨励金は原則として探鑛作業が豫定の延長若しくは深度に達し、又は選鑛場若しくは精鍊場の設置工事完成後これを交付すること。

又必要なる器具機械等を輸入するときは、本法施行後五ヶ年間輸入税を免除する。輸入税免除を受くることを得べき器具機械其の他の材料は金鑛業又は金製鍊業の爲め必要なる物品にして豫め商工大臣の認可を受けたるものに限る。輸入税の免除を受けんとするものは輸入申告書に商工大臣の認可を受けたることを證明する書類を添附することを必要とする。

商工省では七月二十六日三井、三菱、住友金屬、日本鑛業、古河電工、藤田鑛業の六大金業者を招き政府の抱懐する産金奨励策に就き懇談し業者の積極的協力を求めた。同日當局の提示せる産金増加の内容は昭和十二年中に内地産金量二十六萬噸、外地二十五萬噸の豫定であり、今後五ヶ年後即ち昭和十七年度に於ては内地六十萬噸、外地七十五萬噸合計百三十五萬噸（時價五億八千九十五萬圓）を目標としてゐる。即ち内地で三十四萬噸、外地で五十萬噸増産を目論んでゐる。この増産を實現するには四・五億圓の開発費を要すると稱せられてゐる。尙内地に於て精鍊所五十ヶ所、選鑛場三十ヶ所の新設並に増設を奨励してゐる。金輸出再禁止以來の産金状態は當局の奨励により毎年著増してゐる、其の詳細は次の通りである。

年 別	内地産	朝鮮産	臺灣産	合計
昭和六年	三,三三七,七五〇	九,〇〇,〇〇〇	五,五五五,九〇〇	一八,八八八,六五〇
昭和七年	三,三〇九,七〇六	九,〇〇,〇〇〇	八,七二〇,〇〇〇	二〇,〇三〇,〇〇〇
昭和八年	三,三七八,五九〇	一一,五〇八,一六六	六,五三三,一三三	二一,四二〇,八八九
昭和九年	一,五〇四,六八五	一一,四七三,七三三	一,〇〇〇,〇〇〇	二八,九七七,四一八
昭和十年	一,八三三,三三三	一四,七〇七,〇一四	一,一五七,五九九	一七,〇九七,九四六
昭和十一年	三,一四四,二二二	—	—	三,一四四,二二二

昭和十二年一月より五月迄の内地産金は九三五五瓦である。

金の消費統制

政府の金政策は今の所新産金を主要な対象として居り、鑄潰金等の強制買上を目的としてゐないが、必要に應じ金の價格、金の使用の制限をなし、或る程度の制限をなすことも出来ることになつてゐる。今後の産金状態や國際收支の推移如何によつては權力的統制を加へる事になるであらう。

金委員會及び罰則

本法の運用如何は關係業者は勿論一般にも重大な關係を有するものであるから、法の適正な運用を期する爲め諮問機關として金委員會が設置された。此の金委員會は大藏、商工兩省、日銀、興銀の各代表者、其他金に關し學識經驗のある者を以て組織し、含金鑛産物の賣渡し、買入れの相手方の指定、金製鍊業、金鑛業者に對する設備に關する命令、金の價格公定、使用制限等は金委員會に附議することになつてゐる。

罰則は業務の停止、制限、免許の取消、又は法人の役員の解任等から罰金刑に至る迄相當嚴重なる規定が設けられてゐる。

衆議院附帯決議

衆議院に於ては本法通過につき其の重要性に鑑みて次の如き附帯決議がなされてゐる。

- 一、政府ハ從來ノ實踐ニ鑑ミ製鍊場並ニ選鍊場ノ新增設ニ對スル獎勵金ノ交付ハ特ニ注意スルト共ニ金融關係ニ於テモ助成スルコトヲ探
鑛ニハ一層充分ナル獎勵金ノ支出ヲ爲スベシ
- 一、政府ハ低品位ノ含金鑛產物ニ付キテハ特ニ鐵道運賃ノ減免ヲ爲スベシ
- 一、政府ハ金鑛製鍊場ニ對シ嚴正ナル監督ヲ爲シ實收率買收單價ノ引上製鍊費ノ引下並ニ鑛量測定分析等ノ確實ヲ期スベシ
- 一、政府ハ金委員會委員ノ選定並ニ委員會ノ運用ニ付實際ニ即スルヤウ特ニ注意スベシ
- 一、政府ハ速ニ國營製鍊場ヲ設置スベシ

三、金準備評價法

金準備評價法の意義

近年通貨の基礎確立が益痛切に感ぜられてゐる時、日銀正價準備が本年に入り次の如く順次減少しつつある状態である。

一月、月末残高	五五二、五七五千圓
二月、月末残高	五五六、〇五四千圓
三月、月末残高	五四〇、二八三千圓
四月、月末残高	五四三、六五五千圓
五月、月末残高	五三三、九五二千圓
六月、月末残高	五二四、五〇九千圓
七月、月末残高	四八八、四三七千圓

右の如く減少過程を辿りつゝある正價準備を充實して我國貨幣制度の基礎を確立する事は最も肝要なことであり、これが強化を圖る方策としては、物的に金を増加すること、法的に正價準備を増加せしむることの二方法がある。前者は既に解説した産金法によつて目的を達することを得、後者は金準備評價法によつて金準備の強化を計らんとするものである。金準備評價法は現在日本銀行兌換券、朝鮮銀行券及び臺灣銀行券の金準備に充當せられてゐる金の評價換をすることである。其の理由は金相場の著しい時價昂騰にも拘らず依然貨幣法第二條の定むる所により純金の量目七百五十ミリグラムに付一圓の割合を以て評價せられてゐるので、此際同等の準備に充當せられてゐる金を國際時價に近い程度に評價換を爲し、金準備の實勢を其儘表示することが必要であるが、所謂平價の切下に依つて我國通貨の價値を確立することは其の時期でないと政府は考へ、一應此の法律により改定を加へ貨幣法は其の儘とした。要するに金準備評價法の必要なる理由は次の四點にある。

- 一、最近の日銀兌換券の増加傾向から限外發行が常態となり、此の常態的限外發行の心理的悪影響を顧慮し評價換によつて日銀の正價準備を増加せしめんとすること。
- 二、從來の七百五十ミリグラム一圓は不當に低い評價であるから、これを國際的價値に近い點まで引上げ金準備の實力を現すこと。
- 三、評價換益金によつて次に述べる金資金特別會計を設定し、これによつて金現送を行はしめ金の現送を秘密にすること。
- 四、評價後の日銀正價準備を一定状態に置くこと。

評價換の形式

今回の評價換は現在の倫敦金塊相場にて概算し、約一割の餘裕を置き、純金の量目二百九十ミリグラムに付一圓と言ふ割合を以て評價換をした。之を平易に説明すれば從來一匁五圓と評價したものを、此の法律によつて一匁十二圓九十六錢一厘と評價換をしたことであり、此の法律の中心問題である。評價換の結果生ずる益金は日本銀行より七億一千七百五十一萬五千圓、

朝鮮銀行より四百五十三萬七千圓、臺灣銀行より二千五百十九萬七千圓、計七億四千七百二十四萬九千圓になると云ふ政府の計算であり、全部政府に納入せしめ特別會計、即ち金資金特別會計を設定し、外國爲替調整、金現送、剩餘金あるときは國債引受けに充當せしめる定めである。尙將來再評價の必要が生じ之が爲め利益を生じたときは政府は之を國庫に移し、損失を生じたときは政府が之を補填するのである。次に朝鮮銀行、臺灣銀行に付ては強いて金を準備せしめる必要もないので、兩行の有つてゐる金を日本銀行に引渡しを命じ得るといふ道を開いたのである。

評 價 基 準

大藏省では評價の基準を次の如く定め、この基準に基き評價換をした。

- 一、金貨に付ては一枚毎に額面に七百五十を乗じたものを二百九十を以て除したる金額の錢位未滿の端數を切捨てたものを其の價格とする。
- 二、舊貨幣に付ては一枚毎に金準備評價法施行（本年八月二十五日）の際に於ける保有價格に七百五十を乗じたものを二百九十を以て除したる金額の錢位未滿の端數を切捨てたものを其の價格とする。
- 三、外國貨幣に付ては各種類毎に金準備評價法施行の際に於ける保有價格に七百五十を乗じたものを二百九十を以て除したる金額の錢位未滿の端數を切捨てたものを其の價格とする。
- 四、前二項に掲ぐるもの以外の金地金に付ては日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行に於ける整理區分別に純金の量目二百九十ミリグラムに付一圓の割合を以て算出し金額の錢位未滿の端數を切捨てたものを其の價格とする。

日銀帳尻の記録的變化

此の法律は八月二十五日實施、新聞紙上の金融欄には次の如く掲載され、日本銀行發行準備の記録的變化を表した。

	八月二十四日（單位千圓）	八月二十五日（單位千圓）
發行	一、五〇五、二二二	一、五三四、〇一一
準備	四四六、三二八	八〇一、〇〇〇
預金	一二四、四六一	三四九、五八五
貸出	六五九、九八一	六八八、〇二七

外國の事例

アメリカは一九三四年一月三十一日金準備法に基いて聯邦準備銀行保有金を國庫に移管すると共に四割九厘四毛の平價切下げ率によつて金の再評價を行ひ、これによつて二十八億一千三百萬弗の評價益を擧げた。この内二十億弗は爲替安定資金となし、一億七千萬弗は産業貸付、ファイリツピン通貨基金、其他の目的に使用され、殘餘の六億四千二百萬弗は國立銀行の發行擔保たりし政府證券の償還に充當した。

一九三四年にチエツコスロヴァキアは戦後二回目の平價切下げを斷行したが、その際國立銀行準備金の評價益は同行に對する政府の債務減少に充てた。

又ユーゴスラヴィアは一九三五年中央銀行の準備を二割八分五厘のプレミアムを附して再評價したが、その際の評價益は外債の償還に充てられた。

本法の及ぼす影響

本法の及ぼす影響の第一は評價換の結果正貨準備は三億五千四百萬圓餘を増加し八億百萬圓となつたこと。第二は正貨準備が八億百萬圓になつた結果、日銀の兌換券發行の限度が十八億百萬圓迄擴張され、やゝもすれば限外發行を餘儀なくされた從來の窮屈さは大いに緩和し得るに至つたこと。更に第三の影響として評價益によつて設定された金資金特別會計を動員して、

今後の金現送並に新産金の買上げ操作に當らしむることになり、これによつて正貨準備八億圓の固定性が保證され、隨つて十八億圓（正貨準備八億圓、保證準備十億圓）以内の兌換券發行に一々限外發行の警戒信號を掲げる必要がなくなつたことの三點である。

四、金資金特別會計法

特別會計設定の目的

本會計設定の目的は、金準備評價法により日本銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行が政府に納入する金額並に日本銀行金買入法により、日本銀行が政府に納入する資金を以つて本會計を設定し、金の買入れ及び金の現送を行ひ、且つ金の變動を秘密にするのであり、ひいては國際收支の根本的調整をなすものである。帝國議會に於ては此の特別會計資金を以て爲替平衡資金としては如何との質問もあつたが、政府としては未だ爲替平衡資金制度を設ける迄には進んでゐないと答辯せられた。然しながら其の運用如何によつては爲替調節資金的效果を期待することも出来る。

本會計受入金額

八月二日大藏省は金關係法案委員會に於て金資金特別會計内容を次の通り發表した。

(一)	(イ)	日本銀行より納付すべき金額	六七四、二五四、六一〇圓
	(A)	金準備評價法に依り納付すべき金額	二九一、二八六、九二二圓
	(B)	日本銀行金買入法に依り納付すべき金額	九六五、六四一、五三二圓
		計	

(ロ)	日本銀行に償還すべき債務	一一六、一一六、五九七圓
(A)	日本銀行金買入法に依る債務	一一、〇〇〇、〇〇〇圓
(B)	兌換券發行條例による債務	二四八、一二六、五九七圓
	計	七一七、五一四、九三五圓
(ハ)	差引	四、五三七、一四九圓
(ニ)	朝鮮銀行より納付すべき利益	二五、一九四、三〇一圓
	臺灣銀行より納付すべき利益	七四七、二四九、三八五圓
(三)	合計（資金總額）	

此の計算は日本銀行金準備を四億五千萬圓と假定せるものである。即ち右によるに今回實施せられた金準備評價法に依り、國庫に收納する評價益は九億六千餘萬圓に達し、此中から豫て金買入の爲め政府が日本銀行に負へる債務及び日本銀行の創立當時政府が不換紙幣の償却の爲め同行から借入れた歴史的の負債を償却するので差引受入高は七億四千七百餘圓と言ふことになる。

運用計畫

本會計の受入る、七億四千七百餘萬圓の中、四億一千八百萬圓を以て日本銀行の保有してゐる金地金を買入れ、之を金現送の資源に充て、更に一億二千八百餘萬圓を以て新産金を買入れる。以上合計五億四千六百萬圓は所謂爲替調整資金となり、運用せらるゝものである。尙殘額二億圓餘を計算となるが此の殘額を以て公債の保有に充當する計畫である。

昭和十二年度に於ける本會計運用勘定を示せば次の通りである。

收入	
運用利殖金受入	四、一九五、三九七圓
雑收入	六六、三二四圓
合計	四、二六一、七二一圓
支出	
事務費	一八、八六七圓
運用手数料	一〇六、〇〇〇圓
産金増加を圖る爲に必要な経費(一般會計へ繰入)	四、二三〇、〇五九圓
運用損失金	五〇〇圓
諸支出金	五三〇圓
第一豫備金	五、〇〇〇、〇〇〇圓
合計	九、三五五、九五六圓
差引支出超過	五、〇九四、二三五圓

運用利殖收入金四百十九萬圓餘は主として資金を國債に運用し、これより生ずる利益である。次に支出の主なるものは産金増加を圖る爲めの必要経費四百二十三萬圓餘と、豫備金五百萬圓である。此の豫備金の使用は「避くべからざる豫算の不足を補充する爲」と言ふので、何う使用せらるゝか目下の所不明である。

金地金拂下

工業、工藝、醫療の爲め必要とする金地金は、本會計の保有する金地金の内より日本銀行に拂下げる。日本銀行は工業、工藝、醫療の爲め必要とする者に拂下げる。拂下げ價格は大藏大臣が定めることになつてゐる。

五、日本銀行金買入法廢止

昭和九年四月政府は日本銀行をして金の買入を爲さしめ、以て我國産金を奨勵すると共に國內金保有高の増加を計らんため本法を制定し平價切下を暗示したが、前に記述せし産金法の制定に伴ひ今後は金準備評價法により得たる資金を以て金資金特別會計に移し、其の資金を運用し政府が金買上げ(買上事務は日本銀行をして代行)を行ふことになつた爲め、自然日本銀行金買入法を存置せしむる必要なしと認め廢止することゝなつた。

六、朝鮮銀行法中改正法律

設立及其の由來

邦人が韓國に於て銀行業を營めるは明治十一年第一銀行の釜山支店を以て嚆矢とし、五十八銀行、十八銀行等相前後して各々支店を開設した。最も發展せるは第一銀行で、明治十六年韓國政府の特命を受けて、國庫金取扱事務、貨幣整理、銀行券發行等の業務を營むに至つた。然しながら國運の狀勢は中央銀行の役目を第一銀行に委任するを許さず、遂に明治四十二年六月韓國中央銀行法を制定發布し十月設立を見た。當時韓國銀行株式募集につき、公募六萬九千六百株に對し、二千三十五萬二千三百七十四株の應募があり、實に二百九十二倍の多數に達したと稱せらる。然るに明治四十三年十月日韓の合併實現し、韓國は朝鮮と呼ばれ、其の翌年三月二十九日朝鮮銀行法を制定發布し、同時に韓國銀行を朝鮮銀行と改稱した。

改正の要點

朝鮮銀行券は朝鮮總督府の管轄地域内に於て無制限に通用するもので、國債證券、其の他の確實なる證券又は商業手形を保證として保證發行を認められ其の限度は、明治四十三年三月三千萬圓と定められ、次で大正七年三月五千萬圓と擴張されたも

のであるが、最近朝鮮の經濟界の發展は朝鮮銀行券の膨脹となり、年と共に多きを加へる状態であるが、一方昭和十年銀の賣却に依つて金屬準備は減少した。尙特に注意すべきは大正七年八月シベリヤ出兵のとき北滿、シベリヤ地方に流通したこと。及び昭和六年の滿洲事變以來、我國民が滿洲經濟に活躍するにつれ、再び盛に滿洲に流通したこと。尙今次の支那事變に軍が北支に於ける支拂手段として使用してゐる等である。

朝鮮銀行券の膨脹を最近五ヶ年間の年末流通高の數字に求むれば次の通りである。

昭和五年末現在	九一、〇〇〇千圓
昭和六年末現在	一〇一、〇〇〇千圓
昭和七年末現在	一二五、〇〇〇千圓
昭和八年末現在	一四八、〇〇〇千圓
昭和九年末現在	一九二、〇〇〇千圓
昭和十年末現在	二二二、〇〇〇千圓

以上の關係より見るも到底五千萬圓を限度とする保證發行では少額に過ぎるので、此際一億圓に擴張することを適當と認められ、遂に本法の改正となつたのである。

影響

今回保證準備擴張が行はれたが、之に因つて發行餘力を望むことは朝鮮經濟界の發展と、今次事變關係支拂手段としての二點より見るも到底不可能であるが、發行準備として認められてゐる日本銀行券（利子を必要とする）の減少によつて金利負擔を多少減少することになる點と、又限外發行の減少は發行税の減少となり、それだけ金融を圓滑にする作用となる點と、限外發行減少は心理的にも相當財界に好影響を與へる點と、以上の如き三點の利益が期待されるのである。

七、臺灣銀行法中改正法律

臺灣銀行の職能

臺灣銀行は日清戦後の結果我領有となつた臺灣に於ける中央銀行で當初之が目的は、

- 一、産業資本の供給機關たること。
- 二、臺灣の經濟的獨立を圖ること。
- 三、幣制を整理すること。

の三點であつた。所謂臺灣に於ける中央銀行であり、一面日本銀行と同一特典と職權を有し銀行券發行の任務を帯びてゐる。

改正の要點

現在臺灣銀行券の支拂準備は金銀貨及び地金銀となつてゐるが、今日にては支拂準備金を是等のものに限る必要はないと認められ、此際朝鮮銀行券の例に倣つて日本銀行兌換券を支拂準備中に加へると共に臺灣銀行券の引換物件中に加へるのを適當と認められ改正された。これは今回政府がとつた金の日本銀行集中策に基くものである。尙銀行券の支拂準備中には銀貨及地銀、保證準備中には政府發行の紙幣が入つてゐるが、是等のものは今日其の必要がないので之を除くのを必要と認められ之亦改正された。

次に保證發行限度は明治三十二年五百萬圓と定められ、次で明治四十三年四月一千万圓と改正せられ、大正七年二千萬圓と改められたものであるが、最近臺灣の經濟界は急速に膨脹し、臺灣銀行券は一日として限外發行を見ない日はない現況で、本年一月以來の保證發行高は、平均五千六百萬圓以上である。保證準備發行限度二千萬圓では少額に過ぎる感がある。依つて今回五千萬圓に擴張された。

参考の爲め臺灣銀行券の流通高を示せば次の通りである。

昭和五年末現在	四〇、〇〇〇千圓
昭和六年末現在	四四、〇〇〇千圓
昭和七年末現在	五三、〇〇〇千圓
昭和八年末現在	四九、〇〇〇千圓
昭和九年末現在	六三、〇〇〇千圓
昭和十年末現在	七〇、〇〇〇千圓

影 響

保證準備發行限度の擴張は從來制限外發行に對して納付してゐた發行税の納付を要せざることとなり、それだけ利益を増大させ、又利益の餘裕は惹いては貸付を樂にし、臺灣の金融を圓滑にする。

尙對滿支政策、南進政策の盛に論ぜらるゝ時、金融機關としての臺灣銀行の職能は極めて重大である。

八、横濱正金銀行條例中改正法律

設 立 の 動 機

横濱正金銀行は明治十二年民間に隱匿せらるゝ正貨を吸収して之を市場に供給せしめ、又海外に對しては爲替、荷爲替の法を設け以て内外の金融を疏通せしむる爲めに設立されたもので當時の國立銀行であつた。明治二十年横濱正金銀行條例發布せらるゝや之に基き國立銀行より轉じて今日に至つたものであり、主として外國爲替を専門とする特殊銀行である。

改 正 の 要 點

本邦貿易品に對し諸外國では、禁止的なる高率關稅を賦課するとか、或は輸入割當制の採用、爲替割當、求償主義による自國物産の買付を要求するとか、輸入防止に努めてゐる状態であり、且又生産力擴充等により輸入品の増加を餘儀なくされる今日、對外爲替に關する政策は極めて重大である。故に爲替銀行である横濱正金銀行は今後一層其の公共的機能を發揮して行かねばならぬ、其の爲に日本銀行と緊密なる聯繫を保つこととなつた。方法として大藏大臣が必要と認める場合には、横濱正金銀行に副頭取一名を増加し、日本銀行理事をして之を兼任せしめる制度を設け本條例を改正したのである。之が爲め日本銀行では理事一名を増員した。

日本銀行理事兼任制度を日本銀行側より觀察するときは、金融の中央集權化となり、又政府側より見れば戰時金融動員に當らしめんとするものである。日本銀行は銀行の銀行と云ふ舊習を捨て非常時局に對處せんとする一つの表れである。

九、外國爲替管理法中改正法律

外國爲替管理法の目的

外國爲替管理法は昭和八年三月發布せられた法律で、資本の國外逃避の徹底的取締、外國爲替の思惑的取引の取締等の目的を有し、條文僅か八ヶ條より成るものである。其の運用如何によつては我國經濟界に重大なる影響を及ぼすものであり、之が運用については政府に大なる權限が附與されてゐる。

七十一議會の改正要點

今回の改正は無爲替輸入の取締を規定したもので、改正理由は、從來無爲替輸入は取締を受けなかつた、之が爲め管理上種々面白からざる現象を生じてゐる。即ち外國商社の支社が本店より商品を購入し、其の代金を支社の經營に充當し、或は配當金の形式で本國に送金するが如きもこの一例である。又外國商社が不急品、不必要品を無爲替にて輸入する爲め、不急品、不

必要品の輸入抑制が困難となる場合もあり得る、かくては爲替管理の完全なる遂行に妨げを生ぜしむると共に我國國際收支に於ける受取勘定を減少せしむることとなるので、無爲替輸入の取締をなす様改正されたのである。

七十二議會の改正要點

前議會に於て無爲替輸入の缺陷を補ふ爲め、法の改正ありたるも、外國にある財産管理に不充分の點ありとせられて再び改正せられた。其の要旨は次の通りである。

現行制度に依ると在外資産中資金及有價證券の移動について許可制となつてゐるが、資金又は有價證券の處分によつて動産及び不動産を購入するときは許可制が執行されてゐない、よつてこの點を全部許可制とする事に改正せられ、尙從來金の密輸出の豫備行爲については多少の疑義があり罰せられなかつたが、今回の改正によつて處罰される事となつた。

要するに無爲替輸入の取締、在外資産の處分、金密輸出の處罰の三點が改正せられ一段と爲替管理が強化されたのである。

結 言

以上簡單ながら第七十一帝國議會及び第七十二帝國議會を通過した非常時經濟立法としての金及び爲替關係諸法律について一通り解説を試みたつもりである。

幸ひ一讀を賜り多少なりとも時事問題解釋上参考となれば幸甚である。

(昭和十二年十月十二日記)

産 金 法

(昭和十二年八月十日 法律第五十九號)

第一條 含金鑛物、砂金又は製鍊ノ過程ニ在ル含金物(以下含金鑛產物ト總稱ス)ヲ取得シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金地

金ニ製鍊シテ政府ニ賣却シ又ハ之ヲ金製鍊業者若ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ賣却スベシ 前項ノ含金鑛產物ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ含金鑛產物ヲ取得シタル者

ニ對シ之ヲ金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ政府ノ指定スルモノニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ政府ノ指定スル者ヨリ含金鑛產物ヲ買入ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六條 政府ハ産金ノ増加ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ金製鍊業者ニ對シ製鍊設備ノ擴張、改良其ノ他製鍊設備ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三條 金製鍊業者ヲ營マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ免許ヲ受クベシ業トシテ含金鑛產物ノ買入ヲ爲サントスル者亦同ジ

第七條 金鑛ヲ目的トスル鑛業者及砂金ヲ目的トスル砂鑛業者(以下金鑛業者ト總稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ免許ヲ受ケ金製鍊業者ヲ營ム者ハ之ヲ金製鍊業者ト稱ス 金製鍊業者又ハ第一項ノ規定ニ依リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ非ザレバ含金鑛產物ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 政府ハ産金ノ増加ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ金製鍊業者ニ對シ探鑛、掘探、採取若ハ選鑛ニ付設備ノ新設、擴張、改良其ノ他必要ナル事項ヲ命ジ又ハ製鍊設備ノ新設ヲ命ズルコトヲ得 前項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ製鍊設備ノ新設ヲ爲シタル者ハ金製鍊業者ト看做ス

第四條 金製鍊業者其ノ事業ヲ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ 金製鍊業者ノ讓渡又ハ金製鍊業者ヲ合併若ハ解散ノ決議若ハ總社員ノ同意ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ金鑛業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ含金鑛產物ノ取引ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

相續人が被相續人ノ金製鍊業者ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ金製鍊業者ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス此ノ場合ニ於テハ相續人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ届出ヅベシ 第五條 金製鍊業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ヅベシ

第十條 政府ハ金鑛業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ爲スコトヲ得

政府ハ金鑄業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑄産物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ金ノ價格又ハ金ノ使用ノ制限其ノ他金ノ使用ニ關シ必要ナル命令ヲ發シスコトヲ得

第十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ取得、處分又ハ保有ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ爲スコトヲ得

第十三條 鑄業法第五十條乃至第七十條、第九十二條、第九十三條第九十九條第一項、第三百三條及第四百條ノ規定ハ金鑄業者ニ非ザル金製鍊業者ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 政府第二條、第六條、第八條第一項、第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ金委員會ノ議ヲ經ベシ金委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 金鑄業者又ハ金製鍊業者其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第十六條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金鑄業者及金製鍊業者ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第十七條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ノ返還ヲ命ズ

前項ノ規定ニ依ル返還金ハ關稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ關稅ニ次グモノトス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ廢止シ又ハ休止シタル者

二 第五條第一項又ハ第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者

三 第五條第二項又ハ第七條第三項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

四 第六條又ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第三項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ爲サザル者

二 第十條第一項又ハ第十二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

三 第十條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

第二十三條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者が其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ第十九條乃至前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦第十九條乃至前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ含金鑄産物ヲ所有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ニ之ヲ取得シタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ金製鍊業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ二月ヲ限リ第三條第一項ノ

第十八條 金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑄産物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ政府ノ命ジタル事項ヲ執行セザルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ該當金地金又ハ含金鑄産物ノ價格ノ三倍ガ五千圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ其ノ價額ノ三倍以下トス

一 第一條第一項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ金地金ヲ政府ニ賣却セザル者

二 第一條第一項ノ規定ニ違反シテ金地金ヲ政府以外ノ者ニ讓渡シタル者

三 第一條第一項ノ規定ニ違反シテ金製鍊業者及第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑄産物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者以外ノ者ニ含金鑄産物ヲ讓渡シタル者

四 第三條第一項ノ規定ニ違反シテ含金鑄産物ヲ買入レ又ハ同第三項ノ規定ニ違反シテ之ヲ讓渡セタル者

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ含金鑄産物ヲ政府ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡シタル者

二 第三條第一項ノ規定ニ違反シテ金ノ製鍊ヲ爲シタル者

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

金準備評價法 (昭和十二年八月十日法律第六十號)

規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ金製鍊業ノ免許ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許否ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

第一條 日本銀行ハ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツル金貨及金地金ヲ當分ノ内貨幣法第二條ノ規定ニ拘ラズ純金ノ量目二百九十ミリグラムニ付一圓ノ割合ヲ以テ評價スベシ朝鮮銀行又ハ臺灣銀行ガ朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行券ノ仕拂準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同ジ

前項ノ評價ノ方法ハ大藏大臣ノ之ヲ定ム

第二條 日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行ハ前條ノ規定ニ依リ評價換ニ因リテ生ジタル利益額ニ相當スル金額ヲ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納入スベシ但シ日本銀行ガ日本銀行金買入法ニ依リ買入レ保有スル金地金ニ付テハ同法第六條ノ規定ニ依ル

第三條 政府ハ日本銀行ニ對シ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ保有スル金地金ノ一部ヲ第一條ノ規定ニ依リ評價シタル價格ヲ以テ同行ニ於ケル國庫金ノ助定ニ移スベキコトヲ命ズルコトヲ得

政府ハ朝鮮銀行及臺灣銀行ニ對シ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ際其ノ保有スル金貨及金地金ノ全部又ハ一部ヲ第一條ノ規定ニ依リ評價シタル價格ヲ以テ日本銀行ニ引渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四條 兌換銀行券條例第六條及貨幣法第十四條ノ規定ハ當分ノ内
之ヲ適用セズ

朝鮮銀行及臺灣銀行ハ朝鮮銀行法第二十一條第二項又ハ臺灣銀行
法第八條第二項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行
券ノ金貨引換ヲ爲スコトヲ得ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和七年勅令第四號ハ之ヲ廢止ス

第一條ニ規定スル評價ノ割合ヲ後日變更スルコトアル場合ニ於テハ
日本銀行ハ其ノ變更ニ因リ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツル金貨及金
地金ニ付生ズル利益又ハ損失ニ付大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ利
益額ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付シ又ハ政府ヨリ其ノ損失額ニ相當
スル金額ノ補填ヲ受クルモノトス朝鮮銀行又ハ臺灣銀行ガ朝鮮銀行
券又ハ臺灣銀行券ノ仕拂準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同ジ

金資金特別會計法 (昭和十二年八月十日 法律第六十一號)

第一條 金資金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計
法ヲ設置ス

第二條 金準備評價法第二條ノ規定ニ依リ日本銀行、朝鮮銀行及臺
灣銀行ガ政府ニ納付スベキ金額並ニ日本銀行金買入法第五條第二
項及第六條ノ規定ニ依リ日本銀行ガ政府ニ納付スベキ金額ハ之ヲ
本資金ニ受入ルベシ

第三條 本資金ハ總額五千萬圓ヲ豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ盡金ノ

增加ヲ圖ル爲必要ナル費途ニ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ本資金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般
ノ歲入ニ繰入レ一般ノ歲出トシテ拂出スベシ

第四條 本資金ハ本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要ナル金額ヲ
除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金又ハ國債ニ運用スルコ
トヲ得

本資金ノ運用ニ關スル事務ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行
ヲシテ之ヲ取扱ハレム

第五條 本會計ニ於テハ資金運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲
入トシテ第三條ノ規定ニ依ル一般會計ヘノ繰入金、事務取扱費、
資金運用手数料、附屬諸費及資金運用損失金ヲ以テ其ノ歲出トス

第六條 本資金ニ屬スル資産ニシテ價格ノ減損ヲ生ジタルモノアル
トキハ本會計ノ決算上生ジタル剩餘又ハ資金ヨリ之ヲ償却スベシ

第七條 本會計ノ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘
餘アルトキハ之ヲ資金ニ繰入ルベシ

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫
算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ毎年度豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ
繰越シ使用スルコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

兌換銀行券條例第二條第五項ノ借入金及日本銀行金買入法第四條ノ
債券ハ本會計ノ負擔トス

日本銀行金買入法廢止

(昭和十二年八月十日 法律第六十二號)

日本銀行金買入法ハ之ヲ廢止ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

朝鮮銀行法中改正法律

(昭和十二年八月十日 法律第六十三號)

朝鮮銀行法中左ノ通改正ス

第二十二條第二項中「五千萬圓」ヲ「一億圓」ニ改ム

附 則

施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

臺灣銀行法中改正法律

(昭和十二年八月十日 法律第六十四號)

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第八條第二項中「金貨」ノ下ニ「又ハ兌換銀行券」ヲ加フ

第九條第一項中「金銀貨及金地金」ヲ「金貨、地金銀及兌換銀行券」
ニ、第二項中「二千萬圓」ヲ「五千萬圓」ニ改メ同項及第二項中

「紙幣」及「兌換銀行券」ヲ削ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

橫濱正金銀行條例中改正法律

(昭和十二年八月十日 法律第六十五號)

橫濱正金銀行條例中左ノ通改正ス

第十六條第二項但書ヲ削リ第三項ヲ左ノ如ク改ム

大藏大臣ニ於テ必要ト思フルトキハ前項ノ規定ニ依リ副頭取ノ
外副頭取一人ヲ置キ日本銀行理事ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトアル
ヘシ

頭取副頭取及取締役ノ職權及責任ハ定款ヲ以テ定ムベシ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

日本銀行條例第十七條中「四人」ヲ「五人」ニ改ム

橫濱正金銀行條例第二十八條及日本銀行條例第二十五條ノ規定ハ之
ヲ本法ニ適用セズ

外國爲替管理法中改正法律

(昭和十二年八月二十七日 法律第八十一號)

外國爲替管理法中左ノ通改正ス

第一條第十號中「輸出」ノ下ニ「又ハ輸入」ヲ加フ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外國爲替管理法中改正法律

(昭和十二年九月九日)
法律第八十七號

外國爲替管理法中左ノ通改正ス

第一條第七號ヲ第八號トシ以下順次一號宛繰下ゲ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 本邦通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權又ハ債務ノ取得又ハ處分

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

十二 外國ニ在ル財産ニシテ第一號、第六號又ハ第七號ニ掲ゲザルモノノ取得又ハ處分

第一條中一禁止又ハ制限ニ關スル事項」ヲ「禁止若ハ制限又ハ第四條ノ處分命令ニ關シ必要ナル事項」ニ改ム

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ニ對シ之ヲ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ニ賣却シ其ノ他之ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

- 一 金地金、外國通貨又ハ外國爲替
- 二 外國通貨ヲ以テ表示スル證券若ハ債權又ハ本邦通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權
- 三 外國ニ在ル財産ニシテ前二號ニ掲ゲザルモノ

第五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ金貨幣、金地金、金ノ含金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ヲ輸出スル目的ヲ以テ取得シ又ハ輸出セントシタル者亦前項ニ同ジ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法略解

(本稿の讀者は拙稿「廿五億圓戰費を解る財經諸問題」を必ず併讀され度い)

廣 石 巨

目 次

- 一、本法の目的
 - 二、本法の内容
 - 三、本法が經濟界に及ぼす影響
- 附録 專業資金調整に關する件其他

一、本法の目的

本法は「輸出入品等臨時措置法」と共に、二十五億圓の支那事變費を圓滿に消化して、事變に必要な物資を豊富且間斷なく供給することも窮極の目標とする戰時立法の雙璧である。只前者が主として對外的方面に於て貿易の側からその目的を達せんとするのに對して、本法は専ら國內的方面に於て資金の側から之を達せんとするものである。即ち事變(實質上の戰爭)から見て不急・不要と想はれる事業方面へ資金(及物資)が流れ出るのを抑へる一方、一軍ノ需要及ビ國防ニ關係アル産業」方面へ資金を出来る丈「圓滑且潤澤」に注ぎ込んで、國防關係物資の供給を確保しやうとするものである。それ故に、政府の説明に依れば、抑制された資金を以て直ちに公債を消化しやうとするのでは決してないのである。

乍然、資金の抑制や巨額の軍費散布や興銀の資金放出等によつて、金融市場に資金がたふついで來ればその時には、それは

公債消化に役立ち得るし、又之に役立たしめなければ、別稿（二十五億圓戦費を繞る財經諸問題）にも指摘した如く、悪性インフレ、國際收支の激悪化、圓爲替の暴落等の發生は殆んど不可避であらう。従つて本法もかくの如き悪結果を防止する一方策として、割増金附働業債券を發行して公債消化の一助に供せんとしてゐるのである。要するに、本法の第一目的は戦時物資の確保のために緊急必要産業へ資金と物資を圓滑且潤澤に供給することであり、公債の消化を圖ることは第二義的なものである。本法第一條の規定は正に右の如く註解すべきものである。

二、本法の内容

本法は上述の目的を貫徹する爲に、凡そ次の様な手段を規定してゐる。

- (一) 事業資金の統制（第二條—第五條、第十一條及第十二條）
- (二) 興業債券の發行限度擴張（第六條—第七條）
- (三) 時局會社の増資及社債發行に關する特權（第八條—第十條）
- (四) 貯蓄債券の發行（第十三條—第十五條）
- (五) 政府の金融事項等調査權（第十六條）
- (六) 罰則（第十七條—第二十條）

右の中、(一)乃至(四)が本法の内容の中樞をなすものである。以下順次に説明しよう。

一、事業資金の統制

この統制は、金融と事業の兩方面から、寧ろ消極的に不急不要の事業へ、資金を使用することを制限するのが主で、その結果緊急又は必要な事業への資金が流入する素地をつくるものである。

1、金融の方面に於ける統制

(イ)金融機關の資金貸付統制（第二條）、銀行、信託會社、保險會社其他本法の所謂「金融機關」註が事業資金の貸出をやるには政府（日銀）の許可を要する。

註 勅令第五九四號及五九五號を以て更に東洋拓殖會社、朝鮮金融組合聯合會及臺灣拓殖會社が追加された。

右の點に關して注意すべき事項は、

- a、行政官廳の認可又は許可を受けて借入るゝ資金の貸付には許可を要しない（本法施行令第三條第一項）。
- b、要許可貸付資金は運轉資金や商業資金等の流動資金を含まない。事業の新設、擴張、改良に關する固定的の長期事業資金のみである。
- c、要許可（資金の）貸付限度は一口十萬圓以上とする（施行令第一條）。大藏省調査の「普通銀行貸付金額別」に據れば、一口十萬圓以上のものは、昭和八年六月末現在で、七、七〇一〇・三、〇三〇百萬圓であり、その口數では僅か〇%六七にすぎないが、その金額に於ては五五%〇八を占めてゐる。従つて普通銀行の流通資金の半ば以上が資金統制の下に置かれる譯である。

(ロ)社債應募等の許可制（本法第二條後現施行令第二條、第三條）「金融機關」及「證券引受業者」が有價證券の應募、引受又は募集取扱ひをなす場合には政府（日銀）の許可を要する。

但、a、額面總額十萬圓以下のものは例外である（施行令第二條）。然し、實際上かゝる小口のもの殆んどなからう。

因に昭和十一年中の會社々債發行總額は七二口、八三六百萬圓で、一口當りは一、一六二萬圓であつた。

b、右の有價證券中には國債、地方債及本法施行地内に本店を有する會社の株式を除外する。（施行令第二條）

融市場の圓滑を圖り、二つに煩瑣な手續を省くために、金融機關等が、「本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ」自治的に調整することを申出る場合には、その自治的統制を許すことになつてゐる(第三條及命令)。加之、賀屋藏相は寧ろこの自治的統制を根幹とすることを強調してゐるのである。

2、事業の統制(本法第四條及施行令第四條——第六條)

イ、命令の定むる會社の設立、増資、合併、目的變更については政府の認可を要する。(第一項)

注意、a 認可會社の範圍は、本法施行令第四條に依り、資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額の合計又は基金總額)五十萬圓以上のものである註。我が國會社企業の規模は、昭和十年末に於ては、左の通りである。

種別	社數	公稱資本金及出資額(千圓)
五十萬圓以下	七六、七三(九三%六)	二、七九六、三三三(三%五)
五十萬圓以上	五、三五(六%四)	一九、五五八、一八八(八七%五)
通計	八二、〇八(一〇〇%〇)	二一、三五四、五二一(一〇〇%〇)

備考

商工省調、東洋經濟年鑑ニ據ル。

従つて我が國會社企業の大部分はこの事業統制に服することとなる。

註 本法施行令第四條第一項但書の例外あり。

b 認可を要する會社の増資、合併、又は目的變更は左に掲ぐるものである。但し行政官廳の認可許可もしくは免許をうけたるものまたは行政官廳の命令によりなすものはこの限りでない。

一、資本金五十萬圓以上の會社の資本増加合併又は目的變更

二、資本増加または合併により資本金五十萬圓以上の會社となるべき場合における資本増加または合併

ロ、命令の定むる會社が第二回以後の拂込徴收、自己資金による十萬圓(施行令第六條Ⅱ)以上の事業設備の新設、擴張又は改良、社債の自己募集をなすには政府の許可を要する。(本法第四條Ⅰ)

條Ⅰ)

a 要許可會社の範圍は相互會社及其他の資本金五十萬圓以上の會社となつてゐるが、若干の例外がある。(施行令第六條Ⅰ)

b 社債の自己募集及自己資金例之、積立金による事業設備の擴張等は一十萬圓以上の場合に限り許可を要する。

c 事業の統制には自治的統制を一切認めない。

d 時局に鑑み特に重要な事業は許可又は認可を要せざることとし、出来れば命令に規定する方針である。

3、事業資金統制の運用

甲、運用機關

金融統制の運用が實際上大體自治機關(例之、普通銀行では日本銀行支店を中心として設置される、統制委員會の如き團體的機關)に委ねらることは先に述べたが、事業の統制の場合には自治統制が許されない關係上殊に、特別の統制機關を必用とする。そこで許可又は認可に關する事務の取扱機關たる、日銀の外に新に二種の委員會が創設された。

イ、臨時資金調製委員會(第十一條及勅令)

A、職權、資金使用の調製に關する原則的基準(許可不許可の業種)を調査審議するのが中心で、其他本法に基づく命令を變更する場合等にはこの委員會に付議することになつてゐる。

B、構成、勅令で定められるが、大體次の如くである。

a、會長——首相

b、副會長——藏相、商相

- c、委員 兩院議員、當業者代表及關係各省官吏中から三十五名乃至四〇名を選任す。
- ロ、臨時資金審査委員會（本法第十二條及勅令第五三六號參照）
 - a、職權 金融統制及事業統制の許可又は認可に關する事案の中重大なるものに付議決する（臨時資金審査委員會官制第一條）。
 - b、組織 勅令に據るが、大藏商工兩省の局長及日銀職員より委員六名以内が選ばれ、會長には日銀總裁が充てられる（同官制第二條——第四條）。
 - c、其他臨時委員

乙、不急事業及緊急事業の基準決定

事業資金の統制其他廣く本法の運用に就て最も重要な問題は、如何なる事業の新設擴張等は之を認め、如何なる事業のそれ等は之を抑制するかである。之の基準は前述の如く臨時資金調査委員會に附議して決定されることになつてゐるが、政府の資金調整準備委員會で決定し議會に示された原案によると次の如くである。

- 1、原則として事業設備の新設、擴張を認める産業
 - 國防に直接關係ある産業及びかかる産業と密接なる關係にある基礎産業にして（イ）生産設備の不足してゐるもの、（ロ）近い將來において生産設備の不足を來すべしと豫想されるもの。
- 2、原則として事業設備の新設、擴張等を認めない産業
 - 生産設備の過剰な事業、贅澤品の製造業、この際不急、不要と認められる事業
- 3、以上の1及び2に屬せざる産業
 - 1及び2に屬しない産業については國防との關係、國際收支との關係、その他諸般の事情を考慮して決定するが、これはどちらかといへば新設、擴張を認める産業である。

註、右の原案に基づき九月廿一日「事業資金調整標準に關する件」が決定された。（附録參照）

右原則に基いて（1）に屬するとして挙げられたものは採鑛業、土石採取業（アルミ原料用粘土等）、人糞工業（ステブル・ファイバー等）、金屬工業、機械工業、造船工業（鋼鐵船）、化學工業、電力業等に亘つて百種位に達しており、（2）に屬するものとして、纖維工業（絹紡績、毛織關係）、陶磁器製造業、百貨店等八十種許りが指示されてゐる。

二、興業債券發行限度の擴張（本法第六條——第七條）

1、政府は興業をして、積極的に、事局産業に生産力、擴充資金をツギ込ませるために、興業債券の發行限度擴張の規定を設けた。（本法第六條）即ち、興業銀行法第十二條による制限の外五億圓を限り興業債券を増發し得ることとした。右の興業銀行法によつて（現在興業の拂込資本金は五千萬圓であるからその十倍の）五億圓までは發券が出來たのであつたが、本法の制定によつて十億圓まで發券可能となつた（但第二條參照）。

而して新しく増發し得る五億圓の債券に付ては政府がその元本の償還及利息の支拂を保證する（第六條及施行令第六條）のであるから、興業債券の所有者は安心が出來ると云ふものだ。尙上述の興業は日本銀行に於て國債並に取扱はれる。

2、金資金特別會計の資金の使途擴張（第七條）

興業發行限度の擴張は「生産擴充」資金の放出策として當然且つ適切な措置であるが金融市場が硬化して、起債市場が停頓してゐる現狀に於ては、興業の發行に就いて特別の便法を講じなければならぬ。それ故に、金資金特別會計の資金を運用して、興業を引受け得る規定を設けた。（本法第七條）

註、「金資金」の運用は該法第四條により、金と國債の買入に限られてゐた。

興業は之によつて差當り本法實施前の發行餘力、二億四千七百萬圓を發行する豫定である。而して金資金特別會計の興業

買入資金は金現送による現金で大體足りる筈で、若し不足の場合にはその所有公債二億圓の一部を日銀に肩代りする手筈になつてゐる。

尙、興銀では大體右の便法によつて獲得した資金を市中に撒布すれば、起債界の下地が出来て、公債の市場募集も不可能ではなからうと観てをり、又萬一公募が困難を來す折には預金部資金を振り向ける考へである。

三、時局會社の増資及社債發行に関する特權

本法は時局會社即ち國防並にその關係産業を優遇して、生産力の擴充を圖るのが主眼であるが、その資金獲得の便宜を憂つて尙次の二特權が認められた。

1、株金全額拂込前の増資權（本法第八條、施行令第九條）

命令の定むる「緊要事業」を營む會社は商法第二百十條の規定によらないで、全額拂込前でも、その事業設備の擴張のために増資が出来る。但し政府（大藏、商工兩大臣）の認可を要する。

1、「命令」定ムル時局會社は左の八種である。

- 一、航空機製造事業
- 二、金屬工業機械製造事業
- 三、兵器および兵器部分品製造事業
- 四、船舶製造事業
- 五、製鐵事業
- 六、産金事業
- 七、石炭鑛業

八、石油鑛業、石油精製業および石油輸入業

○、此特權は從來、東北興業、臺灣拓殖、鐵道會社等に與へられてゐた。

2、拂込資本の二倍迄の社債發行權（本法第九條）

時局會社は政府の認可を経て商法第二百條の規定による制限（拂込株金額）を超えて、その二倍まで社債を發行し得る。

（本法第九條、施行令第八條）。

イ、事務局社の種類は、（一）に同じ。

ロ、同様の例外を滿鐵、自動車製造業に見る。

ハ、欠損を生じてゐる會社は、この特權を有せず（第九條）。

ニ、「制限外」の募集社債には物上擔保を附する義務あり（同）。

註、右特權により資本を増加した會社又は社債を募集した會社に對する政府の特別監督權に就いては第十條參照。

四、貯蓄債券の發行

政府は勸銀をして手取金二億圓に達するまで、割増金附貯蓄債券を發行させることが出来る。（第十三條一、第十四條）

1、發行の目的及主體

發行の目的は貯蓄の奨励、零細資金の吸收及國債（赤字公債）の消化である。主體は云ふまでもなく勸銀である。

當局の説明によると、公債消化の一助としてよりは、寧ろ多額の政府資金の撒布が下層階級を潤し、それが徒らに浪費されて悪性インフレ等種々の弊害を生ずるのを防止するため勸銀に本債券を發行せしめて、これを吸收するのが目的だと言ふのである。然し尤大な赤字公債の消化が窮極の目的であるやうに想はれる。

2、吸收資金の使途

本債券については復興貯蓄債券法の規定が準用され、その結果、勸銀はその手取金を預金部に預入れなければならない。(第十五條)而して預金部はこの資金を以て國債、殊に赤字公債の買入れに充當する方針である。

註、「日本勸業銀行復興貯蓄債券ノ發行ニヨル收入金ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ」

なほ勸銀は本債券の發行によつて全然利益はない。といふのは、勸銀の發券所要手数料、券面作製費等の経費は、預金部が勸銀に支拂ふ利子の中に含めることになつてゐる。つまり、利子と経費だけを預金部から受取るにすぎぬからである。

註、貯蓄債券の發行を確保するために勸業債券は當分市場に賣出されぬ筈である。

3、發行の要項(本法第十三條—第十四條)

イ、發行總額

上述の如く手取金二億圓であるから、勸業債券の例にならつて券面二十圓のものを十圓で賣出すとなれば、額面四億圓で發行が出来るわけだ(本法第十二條—)

ロ、券面金額は廿圓以下とする(本法第十三條—)

ハ、償還方法 發行の翌年から廿六年内に毎年二回以上抽籤の方法による。

ニ、割増金の限度は賣出價格の百五十倍以内である(第十四條—)。割増金の交付は國債證券でやれる(第十四條—)。

ホ、發行 割引又は利子据置の方法による。

ヘ、貯蓄債券には印紙税、登録税、所得税を免除することになつてゐる。

註、利息は年三・三%乃至三・四%の間で決める豫定である。

五、政府の金融事項等調査權(第十六條)

政府は資金の狀況を調査する爲め必要あるときには、次の事項に關して關係業者から報告を徴し、又は帳簿、其の他の検査をな

し得る(第十六條)。

イ、資金の需給及移動に關する事項

ロ、有價證券に關する事項

ハ、國際收支に關する事項

ニ、事業の資金計畫に關する事項

政府は從來とても、金融事情、國際收支の調査を行つては居たが、その法律上の根據を欠くものが多かつた。加之、資金統制の實施及爲替管理の強化と共に精細に之等の狀況を知る必要が生じたために、右の規定を設けたのである。

六、罰則 其他

1、罰則 第十七條—第二十八條

2、施行區域 直接には内地だけにしか及ばない。而しそれでは充分目的を達し得ないので、勅令にまつて外地(朝鮮臺灣又ハ樺太)にも適用し得ることとした。既に外地にもこの勅令が十月十五日公布實施せられた。

3、附則 本法は貯蓄債券發行に關する規定を除き、支那事變終了後一年内に之を廢止することになつてゐる。然し實際に於ては、事變終了後にも本法の實體は存續するであらう。尙何時を以て「事變終了」と看做すかは、因より政府の決するところではあるが、その大體の標準は「兩國ノ間ニ協定ガ成ルトカ、或ハ用兵ノ狀態ガ或ル程度マデ平常ニ復スト云フヤウナ客觀的ナ事實ガ出來タ」時である。

三、本法が財界に及ぼす影響

臨時資金調整法の内容は以上の如くで、全く言葉通り劃期的な立法(時局産業と國債消化へ資金を集中することは、從來全く金融業者の自制に委ねられて居ただけから)であるが、然らばその經濟界へ及ぼす影響は何うであらうか?

先づ新設、擴張を許される。「緊急事業」を見るに、蔵相の答辯の如くこれらは大體本法によつて積極的に資金の供給をうけるであらうから、原則として活況を呈するであらうことは疑ひない。然し金融機關や證券引受業者は勿論、興業銀行と雖も、その營業的見地から判断して、將來の見透困難（危険）な事業へは、假令それが軍事的には如何に必要であつても融資を躊躇するであらう。従つて時局産業は本法だけでは未だ必要な資金の獲得は保證されない。これ本法が「資金に對する制限的側面に専らその主力を注いで積極的に資金を必要とする方面に流し込む對策に著るしく欠けてゐる」と言はれる所以である。

次に、新設、擴張を許さぬ「不急事業」は、如何か？ これについては、既に相當確實な基礎を有する大會社は、成程、國內的には、強大な競争者が新に出現しないために「既存の權利を確保し得るから獨占が強化されて却つて好都合である」かも知れぬが、少く共中小の企業者は發展の道を阻まれることにならう（註）。又大企業者としても、例へば輸出産業の如きはその主なるものが、資金の利用を阻止され、その改良に支障をきたす結果、外國同種企業に對して、國際的競争場裡に於て不利な地位に立つことがないとも限らない。

註、但し「不急産業」中、その生産物の値上りに刺激され、小規模で十分成り立ち得る種類のものは、十萬以下の小口資金で事業の新設等を行ふ傾向が現はれないとも限らぬ。

第三に、貿易に及ぼす影響を見るに、時局産業擴充のために資金及事業の統制が企圖される結果、時局産業に益々多くの原料、生産財を輸入せざるを得ない關係上、我が國の現状では何等かの不急事業の所要輸入品を抑制しなければならぬ（註）。「輸出入品等臨時措置法」が登壇したのはこのためである。ところで、例之、目下租上に上つて居る棉花羊毛の輸入を制限するとその製品たる綿糸布、毛織物の輸出が減少する恐れがある。そこでこれを免れるためにはどうしても原料の國內消費を節約しなければならぬのみならず、これらの輸入原料及その製品の國內需給の調節を計ることが必要である。

他方、國內の原料不足、物價高及賃銀昂騰等に基づく製品高や、我が國の原料輸入減少に對する諸外國の報復的手段としての我が商品輸入割當の削減等から、輸出競争力を弱化する危険性がある。その故に、輸出の減退防止策並にその積極的増進策が急務となる。

註、之を抑制しなければ、國爲替相場が激悪化する状態にある。その對策として金の現送が考へられるが之にも限度がある。

第四に、其他一般財界の景氣に與へる影響であるが、この點に關しては賀屋蔵相の赤字公債消化策に對する答辯の一節を傾聽することゝしやう。

「元來戦争或は之に類似致しまする事件は勝つことは分つて居ても當初に於きましては所謂財界は必要以上に警戒恐怖の心を懷くものでありまして（金融は引締り、株式なども暴落致します。最近の事情もその一例であります）併し事件が數ヶ月續きますと、一方戦に勝ち戦勝の氣分、光明——明るい感じがすると共に、一面多額の軍費の散布がありますので、經濟界は好況に向ひまして、寧ろ好況に向ひすぎることを警戒しなければならぬと云ふやうな狀況を呈するのが常の状態であります……」（於衆議院）

蔵相のかゝる見透しが正しいかどうかは、今後の事態の成り行きに俟つの他ないであらうが、恐らくは大體、その言葉が裏付られて行くことであらう。だが、蔵相も警戒される如く、好況の行きすぎは、國民の強き協力の下に十分周到の對策を講ずるに非ざれば、兌換券の大膨脹、赤字公債の不消化による物價暴騰、換物運動、生活不安等所謂悪性インフレーションの襲來は必至であることを忘れてはならない。

尙、本法實施の結果は、日銀は資金及事業の統制に當つて、許可又は認可の重大權限を附與されるため、今後、單に通貨當局としてばかりでなく、經濟一般の指導者たる地位を確保するに至るであらうことは疑のないところである。

最後に尙本法所定の資金統制に就いて若干の批評を試みてこの拙き稿を畢ることとしよう。

一、今日に於る資金統制の眼目は、軍需資材の確保を最高目標として我が國の經濟力（物資、資金及勞力）を最も有効に國防産業方面へ動員し乍ら、而もその結果として國民經濟並國民生活に及ぼす弊害や犠牲性を最小限度に止める點に在る。而してこの目的を達するためには平和産業其他民間に利用し得る資金の總量を何れ度に抑へるべきであるか、最も重大な問題である。何者、この點が決定されなければ結局事業資金の使用を何の程度に制限すべきかが判明しないために國民經濟に對して必要以上の犠牲を強要する結果にならざるを得ないからである。然るに、本法にはかゝる重大なる問題たる「利用し得べき資金總量」の決定に關する機關が用意されてゐないのである。（註、緊急必要の資金需要は容易に知り得る。）

二、本法には積極的に資金を供給する對策が著しく缺如してゐることは既に述べた。然るに、此際の資金統制としては寧ろ積極的な資金放出策（損失補償制確立等）が肝要であり、これが十分効果的に行はれるならば「制限的統制」は左程嚴重でなくとも支障は生じない。反之この「積極的統制」が缺けてゐては金融業者の自治的統制位では、到底間に合はなくなるであらう。

三、本法に據れば、事業資金の統制は、金融の方面を主として、事業の方面を従として居るやうに思はれるが、之は寧ろ逆に事業統制を主に、金融統制を従にすべきである。蓋、今日の如く嚴格な消費統制を必要とする場合には、金融統制を主としたのでは幾多の逃路があつて資金統制はその目的を達し得ない。例之、不急不要の事業と雖も、(a)現に所有する自己資金で事業をやる場合、(b)自己所有の有價證券等を賣却してその代金でやる場合、(c)流動資金を資本的施設に悪用する場合等々には之を防止することが出来ない。而し事業統制を主とすればこれ等の點は容易に解決し得る筈である。

四、金融業者の自治的統制は、團體的統制たるを要するは勿論であるが、尙一步を進めて、普銀、貯銀、信託、保險等の諸團體を打つて一丸とする全金融的團體統制が各種金融團體の上に君臨しなくては所期の目的を達し得ないであらう。以上

（昭和十二年十月二十五日夜一時）

附録第一 事業資金調査標準に關する件

一、臨時資金調整法により

- (イ) 事業設備の新設、擴張または改良に關する資金の貸付
- (ロ) 社債の應募引受または募集の取扱ひ
- (ハ) 會社の設立資本増加、合併または目的變更
- (ニ) 第二回以後の株金の拂込徴収
- (ホ) 株金の拂込、社債の募集または金融機關よりの借入によらずしてなす事業設備の新設擴張または改良
- (ヘ) 他人をして引受又は募集の取扱ひをなさしめずしてなす社債の募集に關して政府が許可または認可をなす場合の標準ならびに金融機關または證券引受業者が前掲
- (イ)(ロ) について自治的統制をなす場合の基準は差當り別冊事業資金調整標準によるものとす

二、別冊事業資金調整標準は

(一) 軍需との關係

- (一) 國際收支改善との關係
- (二) 現在の生産能力その他の事情を積へ各事業を
- (三) 軍需に直接關係ある産業およびこれと密接なる關係にある基礎産業にして現在事業設備不足し、または時局の關係上需要激増しその結果事業設備の不足を來すべしと豫想せられ、したがつて事業設備の新設、擴張または改良を必要とするもの
- 乙、甲および丙に屬せざる産業または事業にして場台にとり事業

設備の新設、擴張または改良をなす必要あるもの

丙、生産力過剰なる産業、奢侈品その他當面國家的見地より見て必要の度薄き物品に關する産業は勿論、この際として差控ふるもやむを得ざる事業にして差當り事業設備の新設擴張または改良をなすを適當ならずと認むるもの

の三種に大別し、さらに各種別の中において各事業の性質に應じ甲を二段階、乙を三段階に區別したものとす

- 三、金融機關および證券引受業者の自治的資金調整は左記によるものとす
- (一) 事業の運轉資金の貸付については從來の通り取扱つて差支へなきこと
- (二) 事業設備の新設擴張または改良のための資金の貸付および社債の應募引受、または募集の取扱ひは別冊事業資金調整標準を次の方針により具體的の場合に適用してこれを取扱ふこと、但し一件の金額三萬圓未満のものについては各自の任意に取扱ひて差支へなきこと

- (一) 別冊事業資金調整標準中甲類に關する事業に關するものについてはは努めて優先的取扱ひをなすこと、但し(イ)に關するものは(ロ)に屬するものに優先せしむべきものとす
- (二) 別冊事業資金調整標準中乙類に關する事業に關するものについてはその事業が
- A(イ)に屬するものにしては一件の金額五十萬圓を超えざる場台には大體甲の(ロ)に準じ取扱つて差支へなきこと、一件の金額

五十萬圓を越ゆる時は日本銀行本店または支店に協議すること
B(ハ)に關するものに關してはこれに對し貸付などをなすを適當と認むるものについては日本銀行本店または支店に協議の上これをなし差支へなきこと、但しこの場合日本銀行支店において疑義あるときは本店と打合すべきこと

C(ハ)に關するものに關しては大體貸付などを差控へるを可とするもこれをなすを必要と認むる事情ある場合は日本銀行本店または支店に協議すること、この場合日本銀行支店は本店と打合はすべきこと

(三)別冊事業資金調整標準中丙類に關する事業に關するものについては貸付などを差控へること、但し特殊の事情により特別の取扱ひをなす必要ありと認めるものある時は日本銀行本店または支店に協議すること。この場合において日本銀行はこれを臨時資金審査委員會の議に附して決定すること

(四)別冊事業資金調整標準中丙の(ハ)および丙に關する事業に關するものについても事業の運轉に支障を來たさざるためにする程度の設備の改良または店舗工場、事務所などの安全および保健上の見地より必要なる改良ならびに災害による設備の復舊については同標準の分類に拘らず特別の取扱ひをなすこと、但し一件の金額十萬圓を越ゆる貸付については日本銀行本店または支店に協議すること

(五)地方公共團體の事業、國家が補助金、助成金または奨励金を交付する事業、政府が資金の調達を承認したる事業、もしくは政府

府が事業の遂行を承認したる事業については別冊事業資金調整標準の分類に拘らず特別の取扱ひをなすこと、なほ政府資金を融通したる事業については該融通資金につき、また同様とすること
(六)外地および滿洲における事業ならびに海外における事業に關するものについては特殊の事情により前掲の方針によるを不適當と認めたるときは日本銀行本店または支店に協議の上特別の取扱ひをなすこと、この場合日本銀行支店は本店と打合すべきこと

四、日本銀行は
イ、會社の設立資本増加合併または目的變更
ロ、第二回以後の株金の拂込徴収
ハ、株金の拂込、社債の募集または金融機關よりの借入によらずしてなす事業設備の新設、擴張または改良
ニ、他人をして引受、または募集の取扱ひをなさしめずしてなす社債の募集または
ホ、自治的調整をなさざる金融機關または證券引受業者の貸付もしくは社債の應募引受若しくは募集の取扱ひについては別冊事業資金調整標準を次の方針により具體的の場合に適用し認可または許可の手續をなすものとす

(一)別冊事業資金調整標準中甲類に關する事業については國際收支におよぼす直接の影響などの上において特に支障ありと認めたる時のほかは認可または許可の手續をなすこと、事業の重要なものおよび不許可または不認可の處分をなすものについては臨時資金審査委員會の議に附すべきこと

(二)別冊事業資金調整標準中乙類に關する事業については軍需との關係國際收支改善との關係、資金の状況常該事業の所要資材の需給調整などを勘案し、適當と認めたる時に限り認可または許可の手續をなすこと事業の重要なものについては臨時資金審査委員會に附議すべきこと

(三)別冊事業資金調整標準中丙類に關する事業については特別の事情あり、かつ臨時資金審査委員會の議を経るもの、ほか認可または許可をなさざること
(四)以上のほか三の(4)(5)(6)を準用すること

五、政府は資金調整上必要ありと認むるときは各種金融機關證券引受業者自治的調整の中心機關または日本銀行に對し本標準の適用に關して必要な指示をなすことあるべし
六、本標準は差當り適用すべきものにして今後の情勢の變化によるものももちろんなほ研究の結果により隨時これを變更するものとす

附錄第二 事業資金調整標準

第一 鑛業

- 一、探鑛業
- (一)金屬鑛業 1 金鑛(砂金を含む)、2 銅鑛、3 鉛鑛、4 鐵鑛(砂鑛を含む)、5 アンチモン鑛、6 水銀鑛、7 亞鉛鑛、8 鐵鑛(砂鑛を含む)、9 硫化鐵鑛、10 クロム鑛、11 マンガン鑛、12 タングステ

第二 工業

- 一、紡織工業
- (一)生絲製造業
- (二)人絹絹糸製造業 1 アセチルセルロース絹糸(以上乙ロ) 2 その他(丙)
- (三)人造纖維製造業 (乙イ)
- (四)眞綿および縮製製造業
- (五)紡績業 1 絹糸、2 毛糸(以上丙) 3 麻糸(イ) 亞麻糸(乙イ) (ロ)その他、丙) 4 綿糸、5 その他

(六) 燃糸業

- (七) 織物業 1 人造絹織物(交織物を含む)(以上丙) 2 人造纖維織物(交織物を含む)(乙ロ) 3 絹織物(交織物を含む)(丙) 4 毛織物(交織物を含む)(丙) 5 麻織物(交織物を含む)イ亞麻織物(乙イ) ロその他(丙) 6 綿織物、7 その他
- (八) 編物組物製造業 1 メリヤス及びメリヤス製品、2 その他(以上丙)
- (九) 糸布加工業 1 漂白精練染織塗染等(乙ロ)

二、金屬工業

- (一) 鑄造業 1 一の場所において製鉄および製鋼の設備をもつて營むもの(甲イ) 2 普通鉄のみを製造するもの(乙ロ) 3 平爐製鋼によるもの(丙) 4 圧延のみを含む、ただし鋳鋼品、鋳鋼品および特殊鋼の製造を除く(丙) 5 砂鑄、貧鑄その他特殊の鑄造の利用を目的とするもの、6 フェロアロイ、7 低磷鉄、鋳鋼品、9 鋳鋼品、10 特殊鋼(以上甲イ) 11 鑄目無き鋼管(甲ロ)
- (二) 非鐵金屬製錬業 1 金、2 白金(以上甲イ) 3 銀(丙) 4 銅(甲イ) 5 鉛、6 錫、7 アンチモン、7 水銀、9 亜鉛、10 タングステン、11 ニッケル、12 コバルト、13 アルミニウム、14 マグネシウム(以上甲イ) 15 その他(乙ハ)
- (三) 非鐵金屬材料品製造業 1 銅(乙イ) 2 鉛、3 亜鉛、4 ニッケル、5 アルミニウム、6 黄銅、7 青銅(磷青銅を含む)、8 白銅(以上乙イ) 6 輕合金(甲イ) 11 鍍合金(乙イ) 11 鍍(乙イ) 12 その他

(乙ハ)

- (四) 鋸物業 1 鋸織物、イ鋸織管(乙ロ) コ機械用のもの(乙イ) ハその他(丙) 2 可鍛鐵鋸物(甲イ) 8 非鐵金屬鋸物、イ機械用のもの(乙イ) ロその他(丙)
- (五) 鋸物以外の金屬製品製造業 1 ポールト・ナットおよびワッシャー(乙イ) 2 リベット、イ鐵製のもの(乙イ) ロその他(丙) 3 釘類イ鐵丸釘(丙) ロ鋸釘(甲丙) ハその他(乙ハ) 4 金屬線(乙ハ) バネ(乙ハ) 6 金鋼(丙) 7 鋸鋼(甲ロ) 8 鋼索(乙イ) 9 鐵塔、橋梁の建設材料(乙イ) 10 ドラム(甲ロ) 11 應器用鐵(乙ロ) 12 建築用および家具用金物(丙) 13 針類、イ、ミシン針(乙ハ) ロ、メリヤス針(乙ハ) ハその他(丙) 14 鈕釦(乙ハ) 15 鋼製ペン先(乙ハ) 16 人造纖維製造用ノズル(乙イ) 17 化學工業用白金鋼(乙イ) 18 及物類(乙ハ) 19 食卓用金屬製品(丙) 20 その他の金屬製品(丙)

三、機械器具工業

- 蒸汽機製造業 (乙イ)
- 自動車用ガス發生装置製造業(甲ロ)
- 原動機製造業 蒸汽機、蒸汽タービン(以上乙イ) 内燃機(イ) ガス機、甲) 木炭ガス機(乙イ) (乙) その他(丙) (ロ) ガソリン機(甲イ) (ハ) 石油機(丙) (ニ) 重油機(甲イ) 水車(乙イ)
- 電氣機械器具製造業 發電機、電動機、變壓器、電池(以上乙イ) 家庭用電氣器具(丙) その他(乙ハ)
- 絶緣電線および電纜製造業 (乙イ)

無線および有線電信電話機械器具製造業 家庭用ラヂオ用具(丙) その他(甲ロ)

農林漁業用機械器具製造業 (乙ロ)

土木建築用機械器具製造業 (丙) 採鑛、選鑛および製鍊機械器具製造業 (甲イ)

紡績機械器具製造業 針布(乙ロ) その他(丙)

工作機械器具(部分品を含む)製造業 金屬工機械、工具および刀具類(以上甲イ) 製材および木工機械(乙ハ)

鑛業用機械器具製造業 (丙)

化學工業用機械裝置製造業 パルプ製造用機械器具(乙イ) 製紙用機械器具(乙ハ) 高壓化學工業用機械器具、その他(イ) 甲のイに關する事業に必要なもの(以上甲イ) (ロ) その他(乙ロ)

食料品製造加工用機械器具製造業 (乙ハ)

印刷および製本機械器具製造業 (丙)

起重機製造業 (乙イ)

エレベータ製造業 (丙)

氣動壓縮製造業 (甲ロ)

ポンプ、水壓機および送風機製造業 (乙ロ)

度量衡器製造業 (丙)

計器製造業 寒暖計(特殊品を除く)および體温計(丙) その他(乙イ) 時計製造業 (丙)

試験檢定および學術用器械製造業 (乙ロ)

醫療器械製造業 (乙ハ)

測量および製圖機械器具製造業 (乙イ)

事務用器械製造業 金錢登錄機(乙ハ) その他(丙)

金庫製造業 (丙)

ミシン製造業 (乙イ)

寫眞機、幻燈機および活動寫眞機械製造業 (丙)

照用用機械器具製造業 航空用照明燈、探照燈、燈臺用照明燈(乙ハ) その他(丙)

光學機械器具製造業 (乙イ)

樂器製造業 (丙)

蓄音器製造業 (丙)

車輛(部分品および附屬品を含む)製造業 (1) 鐵道および軌道用車輛(イ) 機關車(甲ロ)、(ロ) ガソリン動車(乙ハ)、(ハ) 客車(乙ロ)、(ニ) 貨車(甲ロ)、(ホ) 電車(乙ハ) (自動車(甲イ) 自動自轉車(乙イ) 自轉車(丙) その他(乙ハ))

造船業 (部分品および附屬品を含む) 鋼船(甲イ)、木船(乙イ)

航空機(部分品および附屬品を含む)製造業 (甲イ)

ガス器具製造業 (丙)

水道器具製造業 (丙)

書およびコック製造業 (乙イ)

ベルト車、齒車、車輪、車軸および軸受製造業 球軸受(甲イ) その他(乙イ)

その他の機械器具製造業 (丙)

四、兵器および兵器部分品製造業 (甲イ)

五、窯業

陶磁器製造業 電氣用のものおよび醫療用のもの、耐酸用のものおよび耐熱用のもの(以上乙ロ)その他(丙)外地にては鹽田用「タイル」に付き特別に取扱ふこと

ガラスおよびガラス製品製造業 電氣用のものおよび醫療用のもの耐酸用のおよび耐熱用のもの(以上乙ロ)乾板用板ガラス(乙イ)光學ガラス、強化ガラス(以上甲ロ)安全ガラス、船燈用着色ガラス(以上甲ロ)その他(丙)

煉瓦および耐火物製造業 耐火煉瓦(甲ロ)その他(丙)屋根瓦製造業 (丙)

セメント製造業 (丙)南洋については特別に取扱ふこと

セメント製品製造業 セメント柱(乙イ)その他(丙)

石灰製造業 (丙)

珪瑯器製造業 工業用耐酸性のもの(乙イ)その他(丙)

その他の窯業 (丙)

六、化学工業

製薬業(乙ロ)賣薬および賣薬類似品(丙)

工業薬品製造業 硫酸、硝酸(以上甲イ)ソーダ灰、苛性ソーダ(乙イ)晒粉(乙ハ)壓縮ガス(イ)アンモニア(甲ロ)、(ロ)鹽素(乙イ)(ハ)酸素(乙ハ)(ニ)その他、醋酸(以上内)石炭酸(甲イ)メタノール(甲イ)エーテル(乙ハ)グリセリン(甲イ)硝酸カリ(乙ハ)硝酸アンモン(甲イ)カーバイド(乙ハ)人造クリオット、アセトン(以上甲ロ)フチルアルコール(乙イ)炭酸マグネシアおよび炭酸石灰

(丙)その他(乙ハ)

染料および中間物製造業 天然染料(丙)合成染料(乙イ)染料中間物その他(コ)ルタール分溜物誘導體(甲イ)

合成ゴム製造業 (乙イ)

皮革材料製造業 (乙イ)

人造香料製造業 (乙ハ)

塗料および顔料製造業 塗料(イ)漆(乙ハ)(ロ)ワニス(丙ハ)ベイント(甲)船底塗料(乙ハ)(乙)その他(丙)(ニ)自動車および航空機用

その他の特殊塗料(乙イ)(ホ)その他の塗料(丙)顔料(イ)カーボン

ブラック(乙イ)(ロ)酸化チタン(乙ハ)(ハ)その他(丙)

石鹼および化粧料品製造業 (丙)

發火物製造業 火藥、爆藥、導火索(以上甲イ)煙火、その他(以上丙)

石油精製業 (甲イ)

人造石油(頁岩油を含む)製造業 (甲イ)

コークスおよびコールタール分溜物製造業 (甲イ)

代用液體燃料製造業 (甲イ)

植物油製造業 菜種油(乙ハ)糠油(乙ロ)その他(丙)外地の棉實油

およびヒマシ油に付ては特別の取扱をなすこと

樟腦製造業 (丙)

動物油脂製造業 魚油(乙ロ)その他(丙)

木蠟製造業 (丙)

蠟燭製造業 (丙)

加工油製造業 硬化油(乙ハ)その他(丙)

ゴム製造業 軟質ゴム製造(イ)タイヤおよびその附屬品(甲)自動車

および航空機用のもの(甲イ)(乙)その他(乙ハ)(ロ)防毒具(甲イ)

(ハ)その他(丙)硬質ゴム製品(乙ハ)

人造樹脂および同製品製造業 フェノールレジンおよび同製品(丙)

朝鮮については特別の取扱をなすこと、その他(乙ハ)

蓄音機レコード製造業 (丙)

パルプ製造業 (乙イ)

製紙業 模造羊皮紙(ライターペーパー)(以上乙ロ)新聞用紙(乙イ)そ

の他(丙)

セルロイドおよび同製品製造業 (丙)

アセチルセルロース製品製造業 板(乙ロ)その他(乙ハ)

ヴアルカナイズドファイバー製造業 (乙イ)

寫眞用フィルム乾板および感光紙製造業 (乙イ)

肥料製造業 植物質及び動物質のもの(乙ハ)(イ)過磷酸

酸石灰(丙)(ロ)磷酸アンモン(乙イ)(ハ)硫酸(甲ロ)農林、商工兩

省の承認を認るものに限る(ニ)硫酸カリ(乙イ)(ホ)石灰窒素(ヘ)

その他(以上乙ハ)配合肥料(乙イ)

工業鹽製造業 (乙イ)外地については特別の取扱をなすこと

製皮業 (乙イ)

精製毛製造業 兎毛皮(乙イ)その他(丙)

糊料製造業寫眞用ゼラチン (乙イ)その他(丙)

研磨材料および研磨用品製造業 研磨材料(甲ロ)研磨用品(乙イ)

炭素製品製造業 電氣用カーボン活性炭(以上甲ロ)その他(乙ハ)

その他の化学工業 (乙ハ)

七、製材および木製品工業

製材業 (乙ロ)

木製品製造業 家具、曲物、挽物(丙)その他(乙ロ)朝鮮のコルクに

付ては特別の取扱をなすこと

八、印刷および製本業 (丙)

九、食料品工業

醇飲料製造業 清酒、味淋、燒酎、酒精含飲料、麥酒、葡萄酒、そ

の他(以上丙)

調味料製造業 醬油、ソース、味噌、食酢、ケチャップその他(以

上丙)

清涼飲料製造業 (丙)

製粉業 (丙)

澱粉製造業 (丙)

製糖業 (乙ハ)南洋については特別の取扱をなすこと

精製糖業 (丙)

製菓および製餡業 (丙)

罐詰製造業 (乙ロ)

畜産品製造業 (乙ロ)

水産品製造業 (乙ロ)

機械製菓業 (乙イ)

製茶業 (乙ロ)

製氷および冷凍業 (丙) 漁業組合経営のもの、漁港における小規模のものおよび外地におけるものについては特別の取扱ひをなすこと

第三 農林業

- 一、農林業
 - 耕作農業 主要食糧農産品(乙イ)その他(乙ロ)
 - 園藝農業 (乙ロ)
 - 雜農業 アルコール原料、亞麻、榮種、玉蜀黍(以上乙イ)その他(乙ロ) 外地の棉花については特別の取扱ひをなすこと
 - 養蠶業 (乙ロ)
 - 林業 バルブ原木および軍用材の伐採および植林(乙イ)その他(乙ロ)
 - 畜産業 (乙ロ)
 - 家畜飼料加工業 (乙イ)
 - 農林土木事業 乙のイに關する農林業に必要なもの(乙イ)その他(乙ロ)

第四 水産業

- 一、水産業
 - 沿岸漁業 (乙ロ)
 - 内地沖合遠洋漁業 (乙ロ)
 - 丁船漁業その他の海外漁業 母船式鯨漁業(乙イ)その他(乙ロ)
 - 養殖業 (乙ハ)
 - 鹽田業 (乙ハ)
 - その他の水産業 (乙ハ)

水産土木業 (乙ロ)

第五 交通業

- 一、運輸業
 - 鐵道および軌道 軍事上および軍事と密接なる關係にある産業上必要なるもの(甲ロ)その他(丙)
 - 自動車 採用自動車、乗合自動車(以上乙)ハ貨物自動車(乙ロ)
 - 海運業 遠洋航路、近海航路(以上甲ロ)沿岸航路(イ)客船(乙ハ)(ロ)その他(乙イ)
 - 航空業 (甲ロ)
 - その他の運輸業 (乙ハ)
 - 二、電信電話事業 (乙イ)
 - 三、その他の交通業
 - 道路、橋梁の經營 (丙)
 - 港灣、運河の經營 (丙)

第六 商業

- 一、物品販賣業
 - 百貨店業 (乙)
 - その他 (乙ハ)
- 二、不動産賣買業丙
- 三、貿易業
 - 石油輸入業 (甲イ)

第七 雜業

- 一、雜業

土木建築請負業 (丙)
 土地建築賃貸(貸室を含む)業 (丙)
 物品賃貸業 (丙)
 新聞紙發行および圖書、雜誌出版業 (丙)
 旅館業 (乙ハ)
 娯樂および興行に關する事業 温泉地および遊園地經營、劇場および演藝場經營、競技場、運動場經營、遊藝場、演藝、競技、映畫音樂に關する興行、ダンスホール、貸船、その他(以上丙)
 映畫製作業 (丙)
 料理業 (丙)
 貸密業 (丙)
 理容業 (丙)
 上水道 (丙)

外地については特別の取扱をなすこと
 埋立および干拓業 (丙)
 外地については特別の取扱をなすこと
 その他 (丙)

第八その他の事業および施設

一、その他の事業および施設
 教育事業 (乙ロ)
 體育事業 (乙ロ)
 文化事業 (乙ロ)

慈善事業 (乙ロ)
 社會事業 (乙ロ)
 醫療施設 (乙ハ)
 博覽會 (丙) 萬博を除くこと
 觀光施設 (乙ロ)
 放送事業 (乙イ)
 公共的組合事業 水利組合及び北海道土功組合、耕地整理組合、産業組合、漁業組合、畜産組合、商業組合、工業組合、森林組合、貿易組合、酒造組合、住宅組合、その他の組合 (以上乙ロ)
 社交的施設 (丙)
 その他 (乙ロ)

附録第三 臨時資金調製法 (昭和十二年九月十日) 法律第八十六號

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スル目的トス
 第二條 銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ關スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ、金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集

ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ

一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ
 二 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリ借入ニ依ラズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキ

三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ

第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ前條ノ許可又ハ許可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ従事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依リ附屬ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
 政府ハ第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ額面金額五億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ得ル事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムト所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタ會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク

臨時資金調整委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條、第四條、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分ニシテ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

臨時審査委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金二億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十四以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年内ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條、第一項及第八條並ニ日本勸業銀行法第三十五條ノ二、第三十五ノ三、第四十條及四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一ニ當テスル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得タル人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ濫用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要

アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

附 則 臨時資金調整法施行令 (昭和十二年九月廿五日)

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク)以下同ジ)ノ應募引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ

二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募引受又ハ應募ノ取扱ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)五十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社

二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケベキ會社

三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受ケベキ會社

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 資本金五十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更

二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金五十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

- 行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルト
キハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ
 - 第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金五十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノ此ノ限ニ在ラズ
 - 行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ
 - 臨時資金調整法第四條第二項第二號ノ限度ハ十萬圓トス
 - 第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣商工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム
 - 第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ヨ依ル保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム
 - 第九條 左ニ掲グシ事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト難モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スシコトヲ得
 - 一 航空機製造事業
 - 二 金屬工機械製造事業
 - 三 兵器及兵器部分品製造事業
 - 四 銅船製造事業
 - 五 製鐵事業
 - 六 產金事業
 - 七 石炭鑛業
 - 八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業
 - 第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ
 - 第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス
 - 大藏大臣又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ノ爲サントスルトキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ
- 附 則
本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

我國貿易統制の確保強化のための新立法

加藤 桂

- 目 次
- 一、貿易統制の目的と方法
 - 二、我國貿易統制の特異性
 - 三、貿易統制確保のための諸立法
 - 四、支那事變と臨時貿易管理法
- (附録) 各法條文

一、貿易統制の目的と方法

國家が貿易に對して制限干渉を加へることは、從來保護貿易政策と呼ばれてきたもので、國內における幼稚産業の開発を目的とし、専ら關稅の賦課による方法が利用されて參りました。ところが最近各國に行はれてゐる所謂貿易統制は、保護貿易政策たることに變りはありませんが、その目的や方法において、過去の保護貿易政策とは大いに趣を異にしてゐます。

現在各國貿易統制の目的とするところは、從來の保護貿易政策が、右に述べたやうな産業上の目的から行はれたのに對し、國際收支の改善、爲替相場低落の防止により貨幣制度の安固を圖らんとする金融上の目的が主となつてゐます。これは一九二九年以後世界恐慌の深化に伴つて生じた金融恐慌のために、各國貨幣制度の基礎が破壊されたことによるものです。しかしこ

の新たな目的のためには、従来の關稅の賦課だけでは、充分の効果を期待し得ない場合を生じます。例へば國際收支上の均衡を維持するために、關稅を賦課して輸入を一定の限度に止めんとしても、外國の方で故意に輸出を増加せんとして、關稅の負擔を覺悟してかゝるならば、その國は輸出を元通りに保つことが出来るのです。

そこで各國共に種々の新しい貿易の統制方法を工夫して、之を實行してゐます。以下それらに就いて簡単に述べてみたいと思ひます。

貿易統制には輸入統制と輸出統制の二面があることは申すまでもありません。しかしその中で我國以外の各國が行つてゐるのは主として輸入統制であります。獨り我國の貿易統制のみは輸出統制を樞軸とする特異の發展を遂げたのですが、このことは次節に述べることになつてゐますので、こゝでは輸入統制の方法だけを説明することにいたします。

輸入統制の最初の方法は關稅の賦課であります。これは關稅を通じての間接的輸入統制であり、現在ではその効果が薄らぎつゝあるのために、直接に輸入商品數量を限定せんとする直接的輸入統制が行はれるやうになりました。

その第一は輸入制限、又は輸入許可制度であります。この種の輸入制限は、國民經濟上の必要如何を標準として、政府が外國商品の輸入に制限を加へるもので、このための方法として最も多く用ひられてゐるのは、輸入許可制であります。例へば國民生活にとつて必ずしも必要でない奢侈品の如きは、これを輸入するに當つて豫め政府の許可を要するといふやうな制度であります。

その第二は輸入割當制度であります。輸入を一定の數量に直接的に制限せんとするもので、この制度を實施するには、先づ一定期間における商品の輸入數量を決定し、次にこの輸入數量を相手國別に割當てるか、對外的割當、自國の輸入商別に割當てる(對内的割當)のです。かくして單に輸入總量を制限するに止らず、一定の方法によつて之を割當てるところにこの制度の特色があります。

その第三は輸入禁止制度と云ひ、國家が戰爭其他の非常時において、一定の商品の輸入を禁止するところの制度です。

以上のやうな直接的な輸入統制が、現在世界の各國の貿易統制の根幹となつてゐますが、之に反し過去の我國貿易統制のみは、輸出統制を本體として發展し、興味ある對照を示してゐます。次にその問題で筆を進めることにいたします。

二、我國貿易統制の特異性

最近世界各國の貿易が萎縮しつゝあつた際において、所謂爲替安を武器として日本商品は世界各地の市場に進出し、我國の輸出貿易が此處數ヶ年間に目覚ましい躍進を遂げたことは御承知の通りです。これがために日本商品の輸入を防遏して自國市場を擁護すると共に、國際收支の悪化を防止するため、各國が輸入制限や輸入割當制度を實施するに至りました。これら諸國の輸入防遏の對抗策として、我國では専ら輸出の促進、助長策に力を注いで参りました。過去の我國貿易統制が輸出統制に主力を置かれてゐたことは、以上の理由に基くのです。

我國で行つてきた輸出統制の方法は先づ第一に輸出品の検査制度であります。ことに我國では從來稍々もすれば粗製濫造品を輸出して、海外の信用を失墜した例がありますので、之が最も重要な輸出統制方法の一つとなつてゐます。昨年五月重要輸出品取締法が制定せられて、輸出品の検査に關する制度が確立されました。

第二の方法は、輸出商品の價格の統制であります。これは主として海外へのダンピング防止を目的とするもので、無謀なるダンピングは輸出市場を賣崩して輸出商人の共倒れを招いたり、相手國を徒らに刺激してその輸入防遏策を強化せしめ、輸出品の進路を却つて阻むことが多く、そのためには輸出品の價格を統制することが必要であります。

第三の方法は輸出數量の統制であります。例へば日印協定の場合の如く、或國に對する輸出數量の限定された場合に、この種の統制が必要となります。第二及び第三の統制方法は、大正十四年に發布されて、昭和六年、九年、十一年と漸次改正強化

された輸出組合法によつて、その基礎を定められてゐます。しかしして他の貿易統制が國家の權力によつて實施せられるのに對し、輸出組合法は民間當業者の自主的統制機關であります。前者を貿易の國家的統制と呼び、後者を自主的統制と稱してゐます。

右のほか我國には通商擁護法や爲替管理法が設けられてゐますが、こゝには説明を省略いたします。要するに、我國の貿易統制の特異性は、(1)各國が輸入統制を行つてゐるのに對して、輸出統制を主として行つてきたこと、(2)當業者の自主的統制を本體としてゐることにあります。

本年に入るや、俄然我國貿易は國防擴充計畫及其他の原因のために、一大異變を來たしました。これがために我國貿易統制も一段と整備強化されねばならなくなりました。詳しいその間の情勢については、次節以降に譲ることにいたします。

三、貿易統制確保のための諸立法

本年上半期の對外貿易は貿易史上空前ともいふべき大入超を生じ、累計六億五千六百萬圓に達しました。更に我國の貿易は下半期に入れば出超に轉ずることを常例としてゐて、永年その事實を示して參りましたが、本年のみは下半期の七・八月に入つてもこの現象が認められず、最近漸く常態に復したやうな有様です。その結果九月中旬までの入超累計は七億八千一百萬圓の巨額に及びました。それでは如何にしてかやうな大入超を生じたのでせうか。先づ輸出の方を見ると、九月中旬までの累計では、前年同期の十八億八千八百萬圓に對して、本年は二十三億四千一百萬圓で、差引四億五千三百萬圓も増加してゐます。従つて本年の前記のやうな大入超は、輸出の増加より遙かに大きい輸入増加にその原因を求めなくてはなりません。それでは輸入はどうかといふに、九月中旬までの累計によれば、累計三十一億二千三百萬圓に達し、昨年同期の二十一億三千五百萬圓に比して、十億圓に近い増加を示してゐます。

この輸入の急激な増加は如何にして説明されるでせうか。それには現在の我國輸入貿易品の内容に現はれてゐる特色を知らねばなりません。輸入統計によりますと、輸入貿易品の上に最も重要な地位を占めてゐるものは、軍需品資材と日本最大の産業が恒常的に需要する原料とであります。ところがすでに周知のごとく、日本の産業は大體一昨年頃から展開された準戰時體制の編成に當り、軍需工業の急激な生産力擴充政策がとられることになりました。然るに我國は軍需工業の原料に乏しいために、勢ひこれらの大量輸入を必要とするに至り、本年に入つてこの傾向は更に一層強められたのであります。直接重要軍需資材が如何に増加したかは、次表に示す通りであります。

重要軍需資材輸入高 (單位百萬圓)

品目	十一年		増加△減
	一七月	一七月	
重油 原油	一〇三・九	七六・四	二七・六
生 ゴム	七九・九	三六・七	四三・二
石 炭	三四・七	二八・九	五・七
鐵	三六・九	二五・六	一一・三
皮 革	二九・二	一六・八	一二・三
鐵 鋼	三七・九	二四・四	一三・五
レール、フィッシュプレート	一一・八	一・八	九・九
其他ノ鐵	二二・七・一	七〇・七	一四六・四
アルミニウム	七・一	一一・七	△四・五
鉛	二八・九	一四・七	一四・二

銅	五三・五	一七・四	三六・一
錫	一七・二	七・二	一〇・〇
亜鉛	八・九	五・四	三・五
鐵	三〇・七	二二・九	七・八
自動車及部分品	三〇・六	二五・九	四・七
機械部分品	二四・六	九・五	一五・一
合計	七五三・五	三九六・四	三五七・一

即ち一月乃至七月までの累計によると、輸入の減少したのは最近急速な勢で國産化の確立したアルミニウムだけで他は全面的に増加し、前掲品目だけで前年の四億圓弱に對して、本年は七億五千萬圓となり、約三億五千萬圓の増加を示してゐます。

次に重要工業の原料品はどうかと云ふに、次表の如く棉花、羊毛、製紙用パルプ等何れも急激に増加してをり、雜植物纖維と合成染料とを加へた五品目の總輸入額は十億八千二百萬圓で、前年より三億二千八百萬圓の激増となつてゐます。

非軍需重要輸入品 (單位百萬圓)

品目	十一年 一—七月	十一年 一—七月	増加
棉花	七〇九・一	五一八・二	一九〇・八
其他纖維	二七・一	一九・七	七・四
羊毛	二七六・五	一七二・七	一〇三・七
紙パルプ	五八・五	三六・三	二二・二
合成染料	一〇・六	六・四	四・一

合計 一、〇八一・九 七五三・五 三三八・五

右の非軍需品の輸入の増加は所謂思惑輸入に依つて生じたものと云はれてゐます。非軍需品の思惑輸入は、昨年末以來の物價騰貴期待によつて刺激せられました。物價の先行高が期待せられる時に、商品に對する思惑的な購買が盛んになるのは當然のことです。今後上るであらうと云ふ時期においては、買つておけば儲かるのですから、購買は必然的に増加するのです。ところが國內商品の場合は單なる思惑買ですみますが、國際商品の思惑買は直ちに思惑輸入の増大となるのです。

以上のやうな貿易状態は、之を自由に放任しておくことが出来なくなりました。我國の貿易統制については、今日まで幾多の手段がとられました。その主たる手段は、輸出振興のための統制即ち輸出統制でありました。しかし既述の如く本年に入つてからの軍需品の輸入増加、重要原料の思惑的輸入等のために、稀有の大入超を生じ、國際收支を甚だしく悪化せしめんとする状態に立至りましたので、こゝに貿易統制を整備確保する必要が生じたのであります。

殊に思惑輸入については、早急に取締ることが必要とせられたので、政府は昨年十二月以來これまでの爲替管理法を強化して、これが防止を圖りました。

即ち本法の施行により輸入貨物代金決済のための爲替取引及び信用狀取得は原則として許可を要することになり、更に無爲替輸出代金を輸入貨物代金に充當するについても、また貨物輸入に必要な決済をなすため在外の外貨證券、外貨預金を處分するについても、許可を要することになりました。尤も最初は輸入爲替取引が一ヶ月を通じ三萬圓相當額以下なるときは、許可を要しないことになつてゐましたが、去る七月の強化でこの自由取引の限度は三萬圓から一千圓に引下げられて、重要商品の輸入は殆んどこの許可制となりました。けれども輸入制限といふ目的を達する上においては、右の爲替管理法の強化による輸入許可制は、云はゞ一種の間接的な方法であります。またそれは主として輸入商品の金額のみに着目して許可不許可を決するのですから、輸入商品の品目について差別的に制限することが出来ません。そのため軍需品などの輸入までも困難にしたので

は、生産擴充政策の遂行を犠牲にすることになります。そのためには、爲替の方から抑へるのではなしに、直接輸入商品について、輸入の許可不許可を決定することが必要であります。しかし貿易統制の本義もまたかゝる直接的な統制に存すると考へられてゐます。兎に角輸入の統制を行ふための應急策として右の爲替管理法は強化されたのですがそれは要するに一つの過渡的な處置であり、これに代り直接的輸入統制を達成することを目的としたものが次の(イ)に述べる貿易調整法であります。(ロ)の貿易組合法及(ハ)の工業組合法中改正法は何れも貿易調整法の運用を容易ならしめるための法律でありますので、こゝで三法律を一括して順次に説明することにいたします。

(イ) 貿易調整法

我國における貿易統制整備確保の必要は上述したところで大體明らかになつたことと思ひますが、勿論貿易統制を實行するためには一定の法律的基礎がなければなりません。こゝに説明せんとする貿易調整法はかくして生れ出たのであります。

貿易調整法とは貿易及關係産業調整法又は貿易及關係産業調整ニ關スル法律の略稱で、次に述べる貿易組合法と共に、廣田内閣の手により、所謂國策法案の一部として立案されたものであります。その後、林内閣の手によつて、貿易組合法及び工業組合法中改正法と共に今春の第七十議會に提出されましたが、議會解散のために審議未了となつたのを本年七月の第七十一特別議會に再提出、遂に誕生を見るに至つたものであります。

立法理由 本法提案に當り吉野商工大臣は次の如く述べられてゐます。

「我國國民經濟の發展を期する爲には、貿易の伸張を圖るの要あることは申上ぐるまでもないのであります。幸にして我國の貿易は、數年來比較的好調を續けましたことは御承知の通りであります。近時諸外國の我國商品に對しまする輸入防遏の措置は容易に緩和を見ざる情勢にあるのであります。此の情勢の下に於きまして、我が貿易の維持發展を圖るためには、外に對しましては相手國の各般の事態に臨みまして、出来る限り是等の防遏の措置を豫防若くは緩和する爲に、敏速に有効適切な

る措置を講じ得るの準備を整へて置く必要があるのであります。更に現下の内外の情況に鑑みまするに、生産力の擴充を緊要とするの事情にありまして、之がため相當必要なる原材料等の輸入増大を來し、國際收支は必ずしも樂觀を許さざる情勢にあるのであります。それ故に國際收支の適合を圖るの要あることは固より、重要物資の供給を適正ならしむることを必要とするのであります。是等の目的を達成するが爲には、輸出及輸入雙方に統制を加ふる必要があるのであります。其の結果従つて國際産業の利害の調整をも必要とするのであります。……」

要綱 本法は國家的統制(國家管理)と自主的統制の二本建となつてゐます。先づ國家的統制の方から見ると、政府が商品の種類と期間とを定めて、その輸出又は輸入を禁止又は制限することを内容とするものであります。

かゝる禁止又は制限をなし得る場合は次の四つの場合と定められてゐます。(第一條)

- (一) 貿易に關する條約又は之に準すべきものにより貿易を調節せんとするとき。
- (二) 國際收支の適合を圖り、又は特定國との輸出及輸入の均衡を圖るため、貿易を調節せんとするとき。
- (三) 貿易業者の不當なる競争に因つて、輸出品又は輸入品の海外市場における價格が著しく低落又は騰貴するとか、或は貿易上の弊害を生じ又は生ずる虞ある場合に、之を矯正し又は豫防せんとするとき。

(四) 國民經濟の健全なる發達を圖るため、重要物資の供給を適正ならしめんとするとき。

しかし、政府が右の如く特定商品の輸出入を制限若くは禁止するに當つて、獨斷專行するのではなくて、關係省の官吏、貴衆兩院議員、學識經驗者等から構成せられた貿易審議會の議を経て行ふことになつてゐます。

次に自主的統制の方では、輸出組合又は輸入組合をして、輸出入の統制を行はしめる仕組でありまして、右の如く輸出入が制限されたりすると、輸入原料を使用する工場や、輸出品を作る工場に支障が起ります。原料品や製造高を會社や工場に公平に配分してやることゝがこの際必要となります。この場合には輸出入組合や工業組合を通して統制を行はしめるのです。統制に

つき必要な事項を定めるために、本法では貿易及生産兩當業者をして、統制協議會なるものを、必要に応じて臨時的に組織せしめ、この統制協議會の議を経て統制を行ふことに定めてゐます。(第二條)但し輸出入組合が行ふ自主的統制も、全然その自由を任せられてゐるのではなく、政府が「國民經濟の健全なる發達を圖るため」に特に必要ありと認むるときは、政府は貿易審議會の議を経て、統制協議會の議決した事項に従ふべきことを、輸出入關係當業者や輸出入組合に命令することが出来ることになつてゐます。(第四條)これは當業者が自主的に統制を實行しないやうな場合に適用されるものであります。

そのほか同法には、政府は右の制限並に禁止規定及び統制規定の適用に當り、必要な事項について當業者より報告を徴し、帳簿その他の検査を爲し得ることの監督規定や、制限禁止並に禁止規定やその他の規定の違反者に對する罰則が、定められてゐますが、何れも附録の同法條文を参照していただくことにして、こゝには省略いたします。

本法の劃期的意義 この貿易調整法は我國における貿易統制策に關するものとしては劃期的な性格を有してゐます。本法によつて我國の貿易統制は本格的に整備され、同時に確保されたのであります。以下この點について要約的に説明いたします。

(一) 從來輸出組合法等による輸出統制を樞軸として異例的な發展を遂げた我國貿易統制は、本法の制定によつて、世界貿易の國家主義的風潮に對應して、相手國との輸出入の均衡を圖るための輸出統制と、國際收支の適合と物資需給の調整のための輸入統制とを行ひ、進んでは輸出と輸入との綜合的統制を樹立せんとしてゐます。

(二) 本法の根幹は依然として自主的統制にあるとはいひながら、國民經濟の發達を圖るために特に必要な場合は、自主的統制のみを以て満足せず、更に國家的統制が行はれることになり、こゝに從來の輸出組合の行つてゐた自治的統制から國家的統制(貿易管理)にまで進むべき途が開かれました。

(三) 爲替管理法による輸入爲替許可制が、輸入統制のために昨年末より強化實施せられたことは前述の通りであります。この法律では主として輸入商品の金額に着目して、許可不許可を決するのでありますから、特定の商品の輸入制限を行ふ

ことは困難であります。そのためには爲替の方からではなくて、直接輸入商品について許可不許可を決定することが必要です。本法はかかる目的をも有してゐる譯で、要するに爲替管理法による統制は間接的統制であるのに對し、本法は直接的統制を目的としてゐます。

(四) 貿易組合法

前の貿易調整法に對する姉妹法として、同じく第七十一特別議會に提出、制定を見たものであります。吉野商工大臣の提案理由の説明を最初に掲げませう。

立法理由 「政府は從來諸般の對策と共に輸出組合制度の運用に依りまして、外國の情勢に應じまして、或は輸出統制を行はしめ、或は海外市場の調査開拓等の共同事業を行はしめまして、輸出貿易の伸長を圖つて参つたのであります。併し乍ら輸出組合運用の實績に徴しまして、此際輸出統制機構を一層整備する必要を認めたのであります。例へば窮迫せる海外事情に對應して、遲滞なく輸出統制を實施致しまする爲には、組合の任意の設立を俟つことが出来ないやうな場合がありますから、其の場合には政府が強制設立を命じ得るものとなすことも必要であります。又組合の統制に服すべき範圍を擴張いたしました。統制に間隙をなからしめることも實際上必要なものであります。又他而輸入貿易の方面に付きまして、原料國策乃至貿易調整等の見地から、輸入品の買付を分散いたしました。或は或國からの輸入を制限する爲に、輸入の統制をなさしむる必要がありますので、新しく輸入組合制度を設けまして、輸入貿易を組織化すること、致したのであります。又自分の國の物産の買付を要求する中小貿易國に對しましては、輸出組合と輸入組合とを相提携せしめまして、其の國の物産の買付を圖らしむると共に、販路開拓等の共同事業をも行はしむる必要もするのであります。尙輸出組合、輸入組合及是等の組合の聯合會の普及發達及連絡を圖りまする爲に、貿易組合中央會を設くる必要があるものであります。本法案は是等の爲に立法致しましたのでございまして、從來の輸出組合法は之を廢止する積りであります。」商工大臣は以上の如く説明されてゐます。

内容 本法の内容は (1)輸出統制機能強化に関する規定 (2)輸入組合に関する規定 (3)貿易組合中央會に関する規定に特色を有してゐます。以下順次に之を述べてみませう。

(1)輸出統制機能強化に関する規定 従來の輸出組合法では第九條による行政官廳の統制命令の發動され得る場合は、營業の弊害を豫防し、又は矯正するため必要な場合でありましたが、このほか新たに「貿易振興上」必要な場合が加へられました。(第十二條)

次に統制命令の効力の及ぶ範圍が増大されました。輸出組合法の場合には、輸出組合の組合員、其の組合の組合員に非ずして其の組合の地域内に於て組合員たる資格を有する者とあつたのが更に擴張せられて、その組合の組合員たるの資格を有せざる者にして、其の組合の地域内に於て其の組合の組合員の取扱商品と同種の商品を賣買の目的を以て輸出を爲すもの若くは其の組合の組合員と同一市場を目的として商品を賣買の目的を以て輸出を爲すものに對し、その組合の統制に従ふべきことを命ずることを得ることになりました。(第十八條)

また従來の必出組合では、共同施設と統制とを主要なる業務とし、その設立は當業者の任意でありました。ところが新法においては、共同施設はやらなくとも統制上必要があれば組合を設立することが出来るやうになりました。また新法も任意設立が原則とはなつてゐますが、政府は貿易の統制を圖り、國民經濟の健全なる發達を期するため、特に必要と認むるときは、當業者の意思に反しても、組合の設立を強制し得る途が開かれました。(第四十五條)

(2)輸入組合に関する規定 特に輸入組合のために一節を設け、組合員の資格、組合の事業等を規定してゐます。(第五十七條—第六十二條)輸入組合設立の資格を有するものは、同一種類の重要輸入品の輸入を業とするもの又は同一市場よりの商品の輸入を業とする者で、特別の事情があるときには、取扱商品を異にする重要商品の輸入を業とする者も組合を設立し得ることになつてゐます。(第五十七條)

輸入組合の輸ふ事業は (一)組合員の營業に関する統制 (二)組合員の取扱商品の委託輸入、輸入の斡旋其他組合員の營業に関する共同施設 (三)海外市場の調査其他他組合の目的を達するに必要な施設となつてをり、更に前項の事業の外組合員に賣渡す目的を以て爲す其の取扱商品の輸入、組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付、組合員の爲にする其の營業上の債務の保證又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことができることになつてゐます。(第五十八條)その他多くの點についてはすべて輸出組合の規定を準用することになつてゐます。なほ輸入組合が新たに生ずることとなつたので聯合會として、従來の輸出組合聯合會のほかに新たに、輸入組合聯合會、輸出入組合聯合會を認めました。(第六十三條)

(3)貿易組合中央會に関する規定
なほ輸出組合、輸入組合及それらの聯合會の普及、發達及連絡を圖るために、貿易組合中央會を置くことに規定されてゐます。(第七十二條—第八十一條)

このほか規定違反者に対する罰則が定められてゐますが、これは附録の條文に譲り、省略いたします。

(ハ) 工業組合法中改正法

貿易調整法による統制の遂行に支障なからしむるために、關係工業組合の統制機能をも強化する必要が生じたので、同組合法の改正が行はれました。例によつて商工大臣の提案理由の説明を掲げることにはいたしません。

立法理由 「我國中小工業の現狀を見ますと、其最大の缺陷と致します所は業界の無秩序、無統制に起因する濫造、濫賣にあるのでありまして、是が聽て貿易の進展を阻害する所が大なるものがあります。此弊害は工業組合制度の發達に依りまして漸次改善されつゝあるのですが、尙ほ統制確保の方法に付きまして遺憾の點がありますので、是が整備を圖る必要を認めたとあります。殊に近時の國際貿易の情勢に依りまして曩に申しましたやうに、輸出及輸入の統制の確立を急務とする事情がございますから、其圓滑なる實施を圖ります爲には、貿易の統制と云ふものに對應して、關係工業方面に於き

ましても、亦統制を圖るために適當なる組織を必要と致すのであります。仍て此際工業組合法の適用範圍を擴張致しますると共に、統制を主とする工業組合の制度を新らしく認めまして、工業組合の統制組織の擴充及び統制確保の方法を講じまして、同時に之に伴うて工業組合に對する監督規定を補ふなど、工業組合制度を整備いたしました。由て以て現下の産業經濟の實勢に對應して、適切なる統制を圖らんとする次第でございます。商工大臣は以上の如く述べられております。

改正の要點

一、従前は工業組合を設立する品種は商工省告示を以て指定し、その指定のない商品については組合を設立できぬことになつてゐたが、かゝる指定を廢止し、工業品の製造業者であれば、自由に組合を作るやうにしました。(第一條) 品種指定制は工業組合側から撤廢の陳情があつたに鑑み、この度の改正が行はれたものであります。

二、組合の定款違反者に對しては、従前は過怠金及除名の處分をなし得るにすぎなかつたが、更に其の違反に係る工產品にして、違反者の所有するものに付抑留其他の處分をなし、特に必要あるときは沒收をなすことを得ることにし制裁を實効あるものとししました。(第六條) それと同時に組合が現實に統制の監督を嚴重にし、組合が統制規定に基き、製造又は加工の數量、販賣價格、加工料金等につき決定をなしたときは、遲滞なくこれを行政官廳に届出でしむることにしたのみならず、行政官廳が必要ありと認むるときは、右の規定を變更又は取消し得るものとししました。(第六條ノ三)

三、行政官廳が組合に對し必要な施設を命じ得る場合として、従來の「營業上の弊害を豫防」又は矯正するため必要な場合のほか、新たに「工業の健全なる發達を圖る」ため必要な場合を加へました。(第七條)

四、第八條による行政官廳の統制命令の發動され得る場合を「營業上の弊害を豫防又は矯正するため」必要な場合のほか、「工業の健全なる發達を圖るため」必要な場合にも擴張し、且統制命令の効果を確保するために、行政官廳は、當該官吏をして、間接國稅反則者處分法に準じて、臨檢、尋問、捜査、差押をなさしむることを得ることにいたしました。(第八條ノ二) また命令に従ふべき者に對し、その製造又は加工の設備の使用を禁止又は制限すること(なほ必要ある場合には製造又は加工設備

につき封印を施し、その要部を取外し、其他必要な處分をなし得ることになりました。(第八條ノ三)

五、當該工業の統制を圖り、國民經濟の健全なる發達を期するために特に必要ありと認むるときは、行政官廳は貿易組合と同様統制事業のみを行ふ工業組合の設立を強制し得るの途が開かれました。(第二十八條ノ三) この強制設立組合は特に「統制工業組合」なる文字を使用することとせられ、(第四條ノ一項) これに關する規定は、強制設立の輸出組合に關する貿易組合法の規定と同趣旨であります。(第二十八條ノ三以下)

四、支那事變と臨時貿易管理法

貿易調整法が公布されて、その實施期日も定まらぬうちに、七月七日の蘆溝橋事件に端を發した北支事變は支那事變にまで擴大し、我國經濟はこゝに戰時體制を整へる必要が生じて參りました。事變費に關する豫算二十五億圓の中、軍需品で輸入を必要とする部分は一億圓に達すると豫想されるに至り、右の貿易調整法では新事態に即應することが出来ないと云ふので、九月の臨時議會においては、一層強化された貿易統制法が制定されるに至りました。「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」といふのが實際の名前で、その性質から見ても貿易管理法とも稱すべく、且支那事變と不可分の結び付けられた戰時に際しての臨時立法でありますので、臨時貿易管理法とも呼ばれてゐます。戰時體制下において政府が輸出入品の貿易統制に關して後に述べるやうな一定の措置をなす場合には、これを迅速應急に必要があるため、例へば貿易調整法の場合に於けるとく、貿易審議會のやうな諮問機關の議を経る手續を省略し、商工大臣の權限で發せられる命令のみで、之を斷行し得る最も強權的な立法であります。前の貿易調整法が自主的統制を基礎としてゐるのに對して、これは國家的統制が本體となつてゐます。

立法理由 商工大臣の提案理由は省略して簡単に述べます。

本法を制定するに至つた理由は、事變のため軍需其他の物資の需要が擴大し、我國資源の現状から見て、差當つて急の間には、他の物資の輸入を禁止若しくは制限して、出来るだけ潤澤に軍需關係品を輸入し得るやうにしなければならぬと云ふ點にあります。

本法の骨子 本法によつて爲し得べき政府の措置の第一は、特定の物品の輸出入の制限又は禁止をすることにあります。

(第一條) 輸入の制限禁止を受くべきものに就ては十月十一日の商工省令で臨時輸出入許可規則が公布されました。それによりますと、制限又は禁止を受くべき輸出入品は甲號、乙號、丙號の三種に分れ、甲號は許可制による輸入制限を受くもので、棉花、羊毛、木材の三品があげられ、乙號は許可制による輸入禁止を受くるものであります。これは何れも不急不用品と見なされるもので二百六十九種に及んでゐます。更に丙號は輸出禁止を受くるもので兎皮革、ナフタリン、硝酸、アンチモニー、艦纜、屑紙であります。前四者は軍需品であるため、後の二者は人絹、パルプ國策のために輸出禁止となつたもので、後者は或程度の除外例を認められるやうです。

第二の措置は、輸入の制限その他の事由によつて、商品の需給關係が亂された場合それを調整するために爲す措置であります。して、次の二つに分れてゐます。(第二條)(イ)該商品を原料とする製品の製造に關し、必要な事項を命じ又は制限をすることとで、これに關しては、十月十一日ステイブル・ファイバー等混用規則が公布され、羊毛節約のため、毛糸及び毛織物に一定の割合でステイブル・ファイバー、絹綿、人絹などを混用することになりました。(ロ)該商品又はそれを原料とする製品の配給、譲渡、使用又は消費に關し必要な命令をなすこととありまして、これについても同じく十月十一日に鐵鋼工作物製造許可規則が發布され、戰時體制の進行に伴ひ、鐵鋼の消費節約を強化するため、鐵鋼を材料とする大建築物、土木などの築造に許可制を布くことになりました。この許可されない建築物は不急と認められるところの、軍事用の建築を除く會社、商店、

ホテル、病院、興行場其他一般建築物の殆んど全部を占めてゐます。

なほ本法は支那事變終了後一ケ年内に之を廢止せられることになつてゐます。

本法實施の影響並に對策 本法の施行によつて、従来の爲替管理に代つて、本格的な貿易管理が登場し、不急、不用品の輸入禁止が行はれますが、これは金額において大した額でなく、總輸入の八割三分弱は軍需工業の必需品と輸出産業の原料品とからなつてゐるので、軍需品の輸入を潤澤にするにはどうしても棉花、羊毛の二大重要産業原料品に對して相當思切つた制限を加へねばならぬ急迫した事態にあります。棉花、羊毛等の原料品の輸入制限により綿絲、綿織物、毛絲、毛織物の如き製品の輸出を減少せしめ、國際收支の悪化を招く危険が存在するので、之に對して政府はそれらの原料による製品の國內消費を節約して、少い原料で以前と同額の輸出を圖らんとしてゐます。即ち本法では原料の配給並に消費に制限を加へて、間接的に消費、統制を行はんとしをり、前述のステイブル・ファイバー等混用規則もその一つの現はれであります。

次に輸入制限若しくは禁止の結果、或商品は供給不足となり、それに對して以前通りの消費が續けられるならば、その商品の価格は必然的に騰貴します。これがために輸入制限は價格統制、或は進んで價格公定といふ手段を伴はねばならぬようになります。この實例は棉花についてすでに起り、前の爲替管理法の強化による輸入制限の結果、棉花價格は急激に上昇し、八月頃では米棉の輸入採算相場に比して十圓方割高となり、そのため綿糸、綿織物の價格がまた割高となつて、輸出商談は停頓すると云ふ悪結果を生じました。これがため、商工省では之が對策として綿糸、棉花の標準物につき來年度以降の最高標準價格を毎週土曜日に發表する計畫を立て、十月二十三日綿業委員會で第一回の發表がありました。右の綿糸及棉花の標準價格を發表する限月は、大體向ふ三四ヶ月までを限り、最高標準價格を公定する豫定であります。

(完)

貿易調整法

(貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律)

- 第一條 政府ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ貿易審議會ノ議ヲ經テ期間及物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止スルコトヲ得
一 貿易ニ關スル條約又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ貿易ヲ調節セントスルトキ
二 國際收支ノ適合ヲ圖リ又ハ特定國トノ輸出及輸入ノ均衡ヲ圖ル爲貿易ヲ調節セントスルトキ
三 貿易業者ノ不當ナル競争ニ因リ輸出品又ハ輸入品ノ海外市場ニ於ケル價格ノ著シキ低落又ハ騰貴其ノ他貿易上ノ弊害ヲ生ジ又ハ生ズルノ虞アル場合ニ於テ之ヲ矯正シ又ハ豫防セントスルトキ
四 國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲重要物資ノ供給ヲ適正ナラシメントスルトキ
第二條 政府ハ前條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ヲシテ輸出品又ハ輸入品ニ付統制ヲ行ハシムル必要アリト認ムルトキハ統制ニ關シ必要ナル重要事項ヲ調査審議セシムルコトヲ得
第三條 政府ハ輸出品又ハ輸入品ニ關スル統制ニ付輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ

組合ノ間ノ共同ノ利害ヲ調整スル爲必要アリト認ムルトキハ統制協議會ヲシテ其ノ調整ニ關シ必要ナル重要事項ヲ調査審議セシムルコトヲ得

- 第四條 政府ハ前二條ノ場合ニ於テ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ貿易審議會ノ議ヲ經テ輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ニ對シ統制協議會ノ議決シタル事項ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得
第五條 輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第六條 本法ニ定ムルモノノ外貿易審議會及統制協議會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限若ハ禁止、第二條ノ統制又ハ第三條ノ利害調整ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得
第八條 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得
第九條 第四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金

ニ處ス

- 第十條 第七條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ依リ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ
第十一條 輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人、其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前二條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

- 第十四條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ施行後五年間ヲ限リ其ノ效力ヲ有ス
前項ノ期間内ニ爲サレタル本法ニ依リ處罰セララル行爲ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖モ仍之ヲ適用ス

貿易組合法

第一章 貿易組合

第一節 總 則

- 第一條 貿易組合ハ輸出組合及輸入組合ノ二種トス
第二條 貿易組合ハ貿易ノ振興ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
第三條 貿易組合ハ法人トス
第四條 貿易組合ハ其ノ名稱中ニ其ノ種類ニ從ヒ輸出組合、又ハ輸入組合ナル文字ヲ用フベシ
貿易組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ輸出組合、輸入組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ
第五條 主務大臣ハ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得
第六條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
第七條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ登記スベシ
登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス
第八條 非訟事件手續法第四百四十一條乃至第五百一十一條ノ六、第百

五十四條乃至第五十八條及第六十五條並ニ産業組合法第五條、第六條、第九十六條、第九十七條及第一百四條ノ規定ハ貿易組合ニ之ヲ準用ス

第二節 輸出組合

第九條 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者又ハ同一市場ヲ目的トシテ商品ノ輸出ヲ業トスル者ハ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ取扱商品ヲ異ニスル重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ重要輸出品ハ主務大臣之ヲ指定ス

第十條 同一又ハ重複スル地區ニ於テ二箇以上ノ同種ノ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 組合員ノ營業ニ關スル統制
二 組合員ノ取扱商品ノ委託輸出、輸出ノ幹旋、保管、選別、包裝、荷造其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設
三 海外市場ノ調査、新販路ノ開拓其ノ他組合員ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ノ取扱商品ノ買取輸出、組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付、組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得

第一項ニ掲グル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

スコトヲ得

第十八條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ貿易ノ振興上特ニ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ノ組合員、其ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ其ノ組合員タル資格ヲ有セザル者ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ其ノ組合ノ取扱商品ト同種ノ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲スモノ若ハ其ノ組合ノ同一市場ノ目的トシテ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲スモノニ對シ其ノ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 前條ノ規定ニ依リ主務大臣輸出組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズル場合ニ於テ其ノ統制ニ從ヒ輸出スベキ商品ノ輸出ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ商品ガ其ノ統制ニ從ヒテ輸出セラレルモノナルコトニ付行政官廳ノ檢閲ヲ受クベシ

第二十條 主務大臣第十八條ノ規定ニ依リ輸出組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズル場合ニ於テ其ノ統制ニ從ヒ輸出スベキ商品ノ輸出ニ關シ取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ保税地域内ニ於テ又ハ店舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ輸出組合ノ檢査員ヲシテ必要ナル補助ヲ爲サルムルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ當該官吏第十八條ノ規定ニ依ル命令又ハ前條ノ規定ニ違反シテ商品ノ輸出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ

第十二條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ貿易ノ振興上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第十四條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ滿意金ヲ課スルコトヲ得

第十五條 輸出組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變更セントスル場合亦同ジ

第十六條 輸出組合第十一條第一項第一號ノ事業ニ關スル定款ノ規定又ハ前條ノ規程ヲ定メ又ハ變更セントスル場合ニ於テ總會ノ可決セザリシトキト雖モ貿易ノ振興ト組合員ノ營業ノ統制ヲ圖ル必要アルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受、總會ヲ開キ總會員ノ三分ノ一以上ニシテ其ノ輸出高ガ總會員ノ輸出高ノ三分ノ二以上ヲ占ムル組合員ノ同意ヲ以テ之ガ議決ヲ爲スコトヲ得但シ第九條第一項但書ノ規定ニ依リ設立シタル組合ニ在リテハ取扱商品毎ニ各總組合員ノ三分ノ一以上ニシテ其ノ輸出高ガ總組合員ノ輸出高ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十七條 輸出組合第十五條ノ規程ニ基キ組合員ハ組合員ノ輸出數量、輸出價格其ノ他命令ノ定ムル事項ニ付決定ヲ爲シタルトキハ運荷ナク之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ決定ノ變更又ハ取消ヲ爲

證明スベキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ關稅國稅犯罪者處分法ヲ準用ス

第二十一條 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ設立セル輸出組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物產同業組合法ニ依リ同業組合ニ加入セズ又ハ之ヨリ脫退スルコトヲ得

第二十二條 輸出組合ヲ設立セントスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ第九條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキト雖モ特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ召集スルコトヲ得

第二十三條 創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ第九條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十四條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得

前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スベシ

第二十五條 輸出組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ第二十

- 八條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第七號乃至第九號、第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第六號乃至第九號及第十五號ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 組合員タル資格ニ關スル規定
- 六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
- 九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
- 十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定
- 十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 十二 役員ニ關スル規定
- 十三 會議ニ關スル規定
- 十四 會計ニ關スル規定
- 十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
- 第二十六條 輸出組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第四十五條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス
- 第二十七條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スベシ

- ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得
- 第二十八條 第十一條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行ハザル輸出組合ニ在リテハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノト爲スコトヲ得
- 第二十九條 組合員ノ責任ハ第十三條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス
- 第三十條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得
- 第三十一條 輸出組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ但シ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ其ノ成立後二週間以内ニ之ヲ爲スベシ
- 登記ズベキ事項左ノ如シ但シ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲グル事項並ニ第二十五條第七號ニ掲グル事項、第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲グル事項並ニ第二十五條第七號及第十五號ニ掲グル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ
- 一 第二十五條第一號乃至第三號、第七號及第十五號ニ掲グル事項
- 二 事務所
- 三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

- 四 第三十條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及保證金額
- 五 成立ノ年月日
- 六 理事及監事ノ氏名及住所
- 前項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲グル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得
- 第三十二條 組合員ハ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得
- 理事ガ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得
- 第三十三條 輸出組合ニハ理事及監事ヲ置クベシ
- 理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ第二十二條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ、第四十五條第一項ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ
- 特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

- 第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得
- 第三十四條 第十一條第一項第一號ノ事業ヲ行フ輸出組合ニシテ全國ヲ地區トスルモノ若ハ第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルモノ又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ノ理事ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 組合ガ前項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テ現ニ其ノ職ニ在ル理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第一項ニ掲グル組合ノ理事ノ選任ニ付テハ前條第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セズ
- 第三十五條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ三ヲ超エザル範圍内ニ於テ出資口數ニ應ジ二箇以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得
- 第三十六條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス
- 前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得
- 代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スベシ
- 第三十七條 經費ヲ組合員ニ分賦スル輸出組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ベシ但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スベシ

前項ノ總會ノ議決ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲スベシ但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第三十八條 組合員タル資格ヲ有スル者輸出組合ニ加入セントスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ

第三十九條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ輸出組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四十條 検査ヲ行フ輸出組合ニ在リテハ検査員ヲ置クベシ

検査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十一條 輸出組合ハ検査員ノ服務ニ關スル規定ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十二條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ検査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ輸出組合ニ對シ經費ノ收支豫算、其ノ分賦收入方法、定款又ハ第十五條ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第四十四條 輸出組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 總會ノ決議ノ取消

二 役員ノ解任

三 事業ノ停止

四 解散

第四十五條 主務大臣貿易ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區及組合員タル資格ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ輸出組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 前條第一項ノ規定ニ依リ輸出組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第四十七條 主務大臣第四十五條第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ輸出組合ノ理事及監事ヲ命ズ

前項ノ理事ハ運籌ナク總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會ニ於テハ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ議決スベシ

第三十七條第二項ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ準用ス

第四十八條 第四十五條ノ規定ニ依リ輸出組合ハ第十一條第一項第

二號及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第四十九條 第四十五條ノ規定ニ依リ輸出組合成立シタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ組合員トス

第五十條 第四十五條ノ規定ニ依リ輸出組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

第五十一條 第四十五條ノ規定ニ依リ輸出組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十二條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款及創立總會又ハ總會ノ決議録ノ謄本、組合ノ設立アリタルコトヲ證スル書面、出資ノ總口數ヲ證スル書面、出資第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ但シ第四十五條ノ規定ニ依リ輸出組合ニシテ主務大臣ノ處分ニ因リ成立シタルモノニ在リテハ創立總會又ハ總會ノ決議録、出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回拂込アリタルコトヲ證スル書面、第四十五條ノ規定ニ依リ輸出組合ニシテ主務大臣ノ處分ニ因ラズシテ成立シタルモノ又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ輸出組合ニ在リテハ出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回拂込アリタルコトヲ證スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第五十三條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ但シ合併又ハ出資一口

ノ金額台ハ保證金額ノ減少ニ因リ變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ヨリ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人が同一登記所ノ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

出資一口ノ金額又ハ保證金額ノ減少ノ登記申請書ニハ前項ノ規定スル書面ノ外本法ニ依リ催告ヲ爲シタルコト及異議ヲ述ベタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第五十四條 解散ノ登記ハ合併ニ因リ解散ノ場合ニ於テハ解散シタルトキノ理事及監事ノ全員、其ノ他ノ場合ニ於テハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

前條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

輸出組合ガ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ主務大臣ノ嘱托ニ因リテ登記ヲ爲スベシ

第五十五條 清算了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

第五十六條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條及第七十三條乃至第八十三

條、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條乃至第三百三十八條、第三百三十八條ノ三、第七十五條、第七十六條及第七十八條並ニ産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十六條乃至第三十一條ノ二、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條、第三十六條、第三十八條ノ二乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十條、第六十二條ノ二、第六十二條(第一項第四號ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十三條ノ二乃至第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條、第七十四條第一項、第七十四條ノ二第一項、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定(第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ付テハ産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十三條乃至第五十八條、第六十二條第二項但書、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ、第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ付テハ産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十一條第三號乃至第五十二條乃至第五十八條、第六十二條第一項第一號第三號、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ除ク)ハ輸出組合ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間トアルハ二週間トシテ得ズ

間トシ産業組合法中地方長官又ハ監督官廳トアルハ主務大臣トス

第三節 輸入組合

第五十七條 同一種類ノ重要輸入品ノ輸入ヲ業トスル者又ハ同一市場ヨリノ商品ノ輸入ヲ業トスル者ハ組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ取扱商品ヲ異ニスル重要輸入品ノ輸入ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ重要輸入品ハ主務大臣之ヲ指定ス

第五十八條 輸入組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 組合員ノ營業ニ關スル統制
- 二 組合員ノ取扱商品ノ委託輸入、輸入ノ斡旋其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設
- 三 海外市場ノ調査其ノ他組合員ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

組合員ノ前項ノ事業ノ外組合員ニ賣渡ス目的ヲ以テ爲ス其ノ取扱商品ノ輸入、組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付、組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得

第一項ニ掲グル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第五十九條 前條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行ハザル輸入組合ニ在リテハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノト爲スコトヲ得

第六十條 第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ

依ル輸入組合ハ第五十八條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第六十一條 第五十八條第一項第一號ノ事業ヲ行フ輸入組合ニシテ全國ヲ地區トスルモノ若ハ第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル第十八條ノ規定ニヨル命令アリタル者又ハ第六十二條ノ規定ニヨリ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依ル理事ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

組合員ノ前項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テハ現ニ其ノ職ニ在ル理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一號ニ掲グル組合ノ理事ノ選任ニ付テハ第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル第三十三條第三項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルコトヲ要セズ

第六十二條 第二節ノ規定ハ輸入組合ニ之ヲ準用ス

第二章 貿易組合聯合會

第六十三條 貿易組合聯合會ハ輸出組合聯合會、輸入組合聯合會及輸出入組合聯合會ノ三種トス

第六十四條 貿易組合聯合會ハ所屬ノ貿易組合及貿易組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス

第六十五條 貿易組合聯合會ハ法人トス

第六十六條 貿易組合聯合會ハ其ノ名稱中ニ其ノ種類ニ從ヒ輸出組合聯合會、輸入組合聯合會又ハ輸出入組合聯合會ナル文字ヲ用フベシ

貿易組合聯合會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ輸出組合聯合會、輸

入組合聯合會、輸出入組合聯合會又ハ貿易組合聯合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第六十七條 輸出組合聯合會ハ輸出組合又ハ輸出入組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

輸入組合聯合會ハ輸入組合又ハ輸入組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

輸出入組合聯合會ハ輸出組合又ハ輸出組合聯合會及輸入組合又ハ輸入組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十八條 貿易組合聯合會ヲ設立セントスルトキ又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依リ其ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ各組合聯合會ニ於テ選任シタル創立委員ヲ以テ創立委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六十九條 創立委員會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ創立委員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十四條ノ規定ハ創立委員ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依リ貿易組合聯合會ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七十條 貿易組合聯合會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ所屬ノ組合及聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ聯合會設立當時ノ理事及監事ハ創立委員會ニ於テ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第七十一條 貿易組合ニ關スル規定ハ第十六條及第五十六條ノ規定

ニ依リ準用シタル産業組合法第三十八條ノ二ノ規定ヲ除クノ外貿易組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第十一條及第五十八條中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合員トシ、第十八條中其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ其ノ組合ノ組合員タル資格ヲ有セザル者ニシテ其ノ地區内ニ於テ其ノ組合員ノ取扱商品ト同種ノ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者若ハ其ノ組合ノ組合員ト同一市場ヲ目的トシテ輸出ヲ爲ス者トアルハ所屬ノ組合又ハ聯合會ニ非ズシテ所屬ノ組合又ハ聯合會タル資格ヲ有スル組合又ハ聯合會トシ、第三十四條及第六十一條中全國トアルハ道府縣ノ區域ヲ超ユル區域トス

第三章 貿易組合中央會

第七十二條 貿易組合中央會ハ貿易組合及貿易組合聯合會ノ普及、發達及聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第七十三條 貿易組合中央會ハ法人トス

第七十四條 貿易組合中央會ハ其ノ名稱中ニ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フベシ

貿易組合中央會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七十五條 貿易組合中央會ハ全國ヲ通ジテ一箇トシ其ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

中央會ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十六條 貿易組合中央會ハ貿易組合又ハ貿易組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十七條 貿易組合中央會ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 會員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 五 會員ノ權利義務ニ關スル規定
- 六 資産ニ關スル規定
- 七 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 八 役員ニ關スル規定
- 九 會議ニ關スル規定
- 十 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第七十八條 貿易組合中央會設立ノ認可アリタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

- 一 前條第一號、第二號及第十號ニ掲グル事項
 - 二 事務所
 - 三 資産ノ總額
 - 四 成立ノ年月日
 - 五 理事及監事ノ氏名及住所
 - 六 前項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲グル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後二月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得
- 第七十九條 貿易組合中央會ニハ理事及監事ヲ置クベシ

第八十條 貿易組合中央會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ會員タル貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ

中央會設立當時ノ理事及監事ノ選任方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第八十一條 第六條乃至第八條、第二十六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第五十二條乃至第五十六條ノ規定ハ貿易組合中央會ニ之ヲ準用ス但シ第八條ノ規定ニ依リ準用シタル非訟事件手續法第四百一條及第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定ヲ除ク

第四章 罰 則

第八十二條 左ノ場合ニ於テハ貿易組合、貿易組合聯合會又ハ貿易組合中央會ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 本法ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三 本法ニ依リ届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ

四 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ従ハザルトキ

六 本法ニ依リ總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ

七 本法ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

八 本法ニ違反シテ組合員又ハ所屬ノ組合若ハ聯合會ノ持分ヲ拂戻シタルトキ

九 本法ニ違反シテ組合又ハ聯合會ガ組合員若ハ所屬ノ組合又ハ聯合會ノ持分ヲ取得シ又ハ買權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

十 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

十一 本法ニ違反シテ出資一口ノ金額若ハ保證金額ヲ減少シ、脱退シタル組合員若ハ所屬ノ組合若ハ聯合會ノ責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合若ハ聯合會ノ合併ヲ爲シタルトキ

十二 本法ニ依リ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十三 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨濟ヲ爲シ又ハ財産ノ分配ヲ爲シタルトキ

十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ

十五 組合、聯合會又ハ中央會ノ目的ニ非ザル營利事業ヲ爲シタルトキ

第八十三條 第四條第二項、第六十六條第二項又ハ第七十四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第八十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第八十五條 第十八條ノ規定(第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者又ハ其ノ命令ニ違反シテ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サントシタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條ノ規定ハ第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シテ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者亦前項ニ同ジ

前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル商品ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第八十六條 輸出又ハ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八十七條 第八十五條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者

ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十八條 正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ規定(第六十二條又ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢、検査、搜索又ハ差押ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ證書若ハ検査證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證書若ハ検査證ヲ偽造若ハ變造シタル者又ハ偽造若ハ變造ノ證書若ハ検査證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事、監事若ハ清算人又ハ検査員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第九十一條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第九十二條 第八十九條ニ掲グル罪ハ刑法第三條ノ例ニ、第九十條ニ掲グル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十二年勅令第四七七號ヲ以テ十二月二十九・七ヨリ施行)

工業組合法中改正法

商工組合中央金庫法中「輸出組合」ヲ「貿易組合」ニ、「輸出組合聯合會」ヲ「貿易組合聯合會」ニ改ム

工業組合法中左ノ通改正ス
第一條 工業者ハ其ノ工業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ工業組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ工業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

第三條第二項中「資金ノ貸付」ノ下ニ、「組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證」ヲ加フ

第四條 工業組合ハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フベシ但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ統制工業組合ナル文字ヲ用フベシ

工業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ
第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ統制工業組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第五條中「ノ一部」ヲ削ル
第六條 工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過當金ヲ課シ又ハ其ノ違反ニ係ル工產品ニシテ違反者ノ所有スルモノニ付抑留其ノ他必要ナル處分ヲ爲シ特ニ必要アルトキハ沒收ヲ爲スコトヲ得

第六條ノ二中「行フ場合ニ於テハ」ノ下ニ「總會ノ議決ヲ經テ」ヲ

輸出組合法ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リ設立セラレタル輸出組合又ハ輸出組合聯合會ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依ル輸出組合又ハ輸出組合聯合會ト看做ス

本法施行ノ際貿易組合、貿易組合聯合會又ハ貿易組合中央會ニ非ズシテ其ノ名稱中ニ輸出組合、輸入組合、貿易組合、輸出組合聯合會、輸入組合聯合會、輸出入組合聯合會、貿易組合聯合會又ハ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フルモノハ本法施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第八十三條ノ規定ハ前項ノ期間内之テ前項ニ掲グルモノニ適用セズ舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分、手續其ノ他ノ行爲ハ設立ノ認可ヲ除クノ外本法中ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十四條第一項(第七十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ該當スル輸出組合又ハ輸出組合聯合會ノ理事ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ其ノ選任ニ付同條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

本法施行前舊法ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍舊法ニ依ル登録稅法第十九條第七號中「輸出組合、輸出組合聯合會」ヲ「貿易組合、貿易組合聯合會、貿易組合中央會」ニ、「輸出組合法」ヲ「貿易組合法」ニ改ム

印紙稅法第四條第一項第十一號中「輸出組合又ハ輸出組合聯合會」ヲ「貿易組合又ハ貿易組合聯合會」ニ改ム

加フ

第六條ノ三 工業組合前條ノ規程ニ基キ製造又ハ加工ノ數量、販賣價格、加工料金其ノ他命令ノ定ムル事項ニ付決定ヲ爲シタルトキハ運轉ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ決定ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

第七條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲メ又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムルトキハ行政官廳ハ工業組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第八條中「又ハ矯正スル爲メ」ヲ「若ハ矯正スル爲メ又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲メ」ニ改ム

第八條ノ二 前條ノ規定ニ依ル命令アルタル場合ニ於テ行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ常該官吏ヲシテ工場、倉庫、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ常該官吏ハ工業組合ノ検査員ヲシテ必要ナル補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ常該官吏前條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スベキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第八條ノ三 行政官廳第八條ノ規定ニ依ル命令ヲ遵守セシムル爲メ特

ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ命令ニ從フベキ者ニ對シ其ノ製造又ハ加工ノ設備ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ製造又ハ加工ノ設備ニ付封印ヲ施シ、其ノ要部ヲ取外シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十四條第一項但書ヲ削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

第十五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ第六號乃至第九號及第十五號ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十五條ノ二 工業組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第二十八條ノ三第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

第十六條 工業組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ其ノ成立後二週間以内ニ之ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲ゲタル事項並ニ第十五條第七號及第十五號ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ

一 第十五條第一號乃至第三號、第七號及第十五號ニ掲ゲタル事項
二 事務所

三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

四 第十八條ノ二ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及保證金額

五 成立ノ年月日

六 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第二十條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立同時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ第十二條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ、第二十八條ノ四第一項ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十條ノ二 第三條第一項第一號ノ事業ヲ行フ工業組合ニシテ全國ノ地區トスルモノ若ハ第八條ノ規定ニ依ル命令アリタルモノ又ハ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ノ理事ノ選任及解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

組合ガ前項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テ現ニ其ノ職ニ在ル理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一項ニ掲ゲタル組合ノ理事ノ選任ニ付テハ前條第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルコトヲ要セズ

第二十一條ノ二 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スベシ

第二十二條第一項中「ノ一部」ヲ削ル

第二十八條中「又ハ定款」ヲ「定款又ハ第六條ノ二ノ規程」ニ改ム

第二十八條ノ三 行政官廳當該工業ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲メ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區及組合員タル資格ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ工業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者行政官廳ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ行政官廳ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ四 前條第一項ノ規定ニ依リ工業組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ出席者ノ三分ノ二以

上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十八條ノ五 行政官廳第二十八條ノ三第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ工業組合ノ理事及監事ヲ命ズ

前項ノ理事ハ運籌ナク總會ヲ招集スベシ
前項ノ總會ニ於テハ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ議決スベシ

第二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ準用ス

第二十八條ノ六 第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ第三條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第二十八條ノ七 第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合成立シタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ組合員トス

第二十八條ノ八 第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

第二十八條ノ九 第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十條中「設立セムトスルトキ」ノ下ニ「又ハ第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル第二十八條ノ三ノ規定ニ依リ其ノ設立ヲ命ゼラレタルトキ」ヲ加フ

第三十一〇ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ規定ハ第三十三ノ規定ニ依リ準用シタル第二十八〇ノ三ノ規定ニ依ル工業組合聯合會ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十二〇第一項中「又ハ所屬ノ工業者」ノ下ニ「若ハ所屬ノ工業者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員」ヲ加ヘ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十三條但書ヲ左ノ如ク改ム
但シ第三條中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會、工業者及組合員トシテ第二十條ノ二中全國トアルハ道府縣ノ區域ヲ超ユル區域トス

第三十四條第二項中、總會又ハ創立委員會ノ決議録「又ハ總會ノ決議録ノ謄本、組合ノ設立アリタルコトヲ證スル書面」ニ改メ同項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニシテ行政官廳ノ處分ニ因リ成立シタルモノニ在リテハ創立總會又ハ總會ノ決議録ノ謄本、出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ヲ拂込アリタルコトヲ證スル書面、其ノ他ノモノニ在リテハ出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第三十八條中「第三十五條乃至第三十七條」ヲ「第三十五條、第三十六條」ニ改メ「第四百四條ノ規定」ノ下ニ「(第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ付テハ産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十一條第一項、第五十二條乃至第五十四條)ノ規定ニ依リ準用スル」ヲ加フ

取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第四十二條ノ四 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ二ノ規定(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢、検査、搜索又ハ差押ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條中「五百圓」ヲ「千圓」ニ改ム
第五十二條第三項中「一月」ヲ「二月」ニ改ム
第五十五條中「第十九條」ノ下ニ「第二十一條」ヲ加ヘ但書中「第三十八條ノ二」ヲ削リ「及第七十七條第三項」ヲ「第七十七條第三項及第七十八條」ニ改ム

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十二年勅令第四六二號) 第二十二條ノ二第一項(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ該當スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ理事ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ其ノ選任ニ付同條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

臨時貿易管理法

(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)

第一條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ又ハ

三號乃至第五號、第五十二條乃至第五十八條、第六十二條第一項第一號第三號、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ除ク)ヲ加フ
第三十九條第三號ヲ第四號トシ以下順次繰下ゲ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
三 本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ意リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ

第四十條中「第二項」ヲ「第二項(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第三項(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ニ改ム

第四十二條 第八條ノ規定(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

販賣ノ目的ヲ以テ前項ノ犯罪ニ係ル工業品ナルコトヲ知リテ其ノ交付ヲ受ケタル者亦前項ニ同ジ

前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル工業品ヲ沒收スルコトヲ得右シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第四十二條ノ二 工業品ニ關スル業者ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十二條ノ三 第四十二條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事

輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得

一、命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト

二、當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、譲渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト

第三條 政府ハ第一條ノ制限又ハ禁止又ハ前條ノ命令若クハ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第四條 第一條ノ規定ニ依リテ爲ヌ制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ没收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第五條 第二條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分又ハ其ノ命令ニ基キテ爲ヌ處分ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三千

圓以下ノ罰金ニ處ヌ本法ニ基キテ殺スル命令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其他ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若クハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前第三條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前第三條ノ罰金刑ヲ科ス

第八條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

中小商業者問題ニ百貨店法ニ

杉 本 正 巳

一、はしがき	目次
二、中小商業者疲弊の原因	
三、中小商業者疲弊原因に對する方策	
四、特に百貨店と中小商業者と	
五、百貨店法の内容	
六、百貨店法に對する若干の質疑と當局の見解	
七、むすび	
附、百貨店委員會官制 百貨店法施行規則	

一、はしがき

歐洲大戰後、各國ともに高物價に悩んだのでありますが、之が原因となつて、配給費の低減を意味するところの中間商人排除の聲が高くなつて参りました。世界に於ける中小商業者問題の發生は、この邊から出發したものと見受けられます。

扱て本邦に於てはと申しますと、私が時事問題講座10として買った河津運著の中小農工商問題と云ふ書籍が、昭和五年一月二十日發行となつて居ますから、問題として取り上げられる様になつたのは昭和四、五年の頃だと考へられます。

想ふに、昭和四、五年の頃は、謂ふ所の世界經濟恐慌の一流としての日本經濟の恐慌時代でありまして、「反産運動」とか、

「百貨店抑制問題」とか云ふ聲は、不景氣に對する悲鳴の一つとも聞かれ、今なほ私の耳に新しく残つて居ます。

其の後、今日の東洋の時局が、否世界の狀勢がかくあるのを豫期するか如き軍備擴張を中心とします所の、景氣上昇工作などが擧げ行はれまして、従つて景氣回復と共に多少の盛衰はありましたが、此の中小商業者問題は最早や大いなる社會痼病の一つとなつてしまひまして、時移れば時に従ひ、人變れば人に従つて種々の對處方策が考究され實施されて來て居るのであります。前回私が命に依つて解説しました所の商工組合中央金庫法の如きも、而して又今回私が取扱ふ事を命ぜられました百貨店法の如きも、企圖する方面こそ違ひますけれども、前述する所の範疇に入ると云ふ點に於て、全く同じ性質のものである事が知つて頂けると存じます。

そこで、今百貨店法を概説するに當りまして、題字に示しました如く、之が發生の母體とも考へられます所の中小商業者問題一般より入り、引き續いて百貨店法に至るの説明コースをたどる事に致しました。

二、中小商業者疲弊の原因

一體中小商業者問題とは何か。云ふまでもなく中小商業者が疲弊困難其の極に達したればこそ、かゝる問題も發生したのであります。従つて此の問題發生の動機もこゝにあります。即ち、かう云ふ所に動機を持ち、何故に中小商業者は疲弊したかの原因を探索し、更らに進んで、如何にせばかくの如き疲弊原因を社會の調和の上に克服出来るか、を研究するの問題があると考へられます。

上述の意味より、此の問題の取扱順序として、先づ中小商業者疲弊の諸原因として考へられつゝある所のものゝ説明から始めます。

前にも一寸記しました様に、此の問題が本邦に擡頭して參りました昭和四、五年の頃は、深刻なる不景氣に喘いだ頃であ

り、従つてそこに考へ及ばれるのは、一般經濟界の不振沈滞も亦中小商業者疲弊の重大なる一原因と數へられねばならぬと云ふ事でありませぬ。然し此の原因は必ずしも中小商業者のみに關するものではなく、凡そ總ての産業部門に亘る疲弊原因でありますので、こゝには之の取扱を省き、比較的中小商業者のみに關係を有すると考へられる疲弊原因に就いて記述を試みる事に致します。

中小商業者、換言すれば——斷る機會と、説明すべき紙數とを持ち得ませんでしたが一——小賣商の疲弊の諸原因を大別して内部的原因、外部的原因の二となすのは一般に見る所であります。

a、内部的原因

内部的諸原因と思惟せられますものゝ中、比較的重要と考へられますもの二三に就き説明を附します。

イ、小賣商數の過多

小賣商疲弊の諸原因中、先づ最初に取り擧ぐべき原因と考へます。而して之が説明の直觀材料として、山田忍三氏の講演中より次の數字を借用致します。

一軒の米屋を中心とする、半經五町以内の同業者數と其の割合(東京市、昭和六年)

- 三軒あるもの……………全體の 九%
- 五軒あるもの……………全體の一 一%
- 七軒あるもの……………全體の一 二%
- 十軒あるもの……………全體の一 六%
- 十五軒あるもの……………全體の三 四%

米が如何に日本人の生活必需品中の最たるものであるにしましても、亦東京市の人口が如何に稠密であるにしましても、半

經五町以内に同業者數十軒を數へる店が、然も全體の三四%を占める状態を見ては、一驚せざるを得ないでせう。
なほ米屋以外の小賣商に就いて見る事にします。

營業種類	營業所數	一營業所當 リ世帯數	一營業所當 リ人口數
菓子パン類	二一、七九四	四八・八	二八八・三
其他飲食料品	一四、五九六	七二・八	三四〇・五
酒類調味清涼飲料	九、三〇一	一一四・三	五三四・六
履物雨具類	八、九二九	一一九・〇	五五六・六
穀物粉類	七、九六六	一三三・四	六二四・〇
菜果實類	六、一六〇	一七二・五	八〇六・九

(東京市、昭和六年)

右表最初の菓子パン類の、名古屋市に於ける一店に對する世帯數は六二と聞いてゐます。いづれにしても、かくの如き小賣商の濫設は、數字的にも各小賣商の賣上高を減少せしめ、従つて彼等を疲弊せしめると云ふ事は避け得られぬところと考へられます。

然らば何故にかゝる小賣商の氾濫がもたらされたか、及びもたらされんとして居るか、の理由に最も簡單に觸れて見る事にしませう。

其の一は小賣商が比較的小資本で經營を開始する事が出来ることであり、其の二は比較的無知識無經驗でも經營に従事し得る事であり、従つて小賣商は、入り易く且つ他に轉じ易い職業であると云ふを得るのでありまして、之を以て其の三に數へてよいのです。

而して最近に於ける我が國の人口増加率は十ヶ年間におほよそ一〇%の數字を示して居ますが、此の増加人口の半數以上が

商業人口に、特に小賣業に趣くと見られて居ます。それには色々理由もあり、又我が國だけの現象でもありませんが、とにかく小賣商氾濫の理由並に狀況の一端を示せばかくの如くであります。

勿論各小賣商間に各々著しい特色でもあれば、話は又自ら別であります。今のところそんな様子は見られません。

ロ、小賣商經營の不合理

以上に於て小賣商の數の問題を一應眺めたのでありますが、次に小賣商の質の問題を探る事に致します。

小賣商が比較的無知識無經驗でも經營に従事し得ると云ふ事は前にも記した所ですが、其の結果として、計畫もなければ統制もなく、唯勘に基いて實施だけをするやうな程度で、不合理な經營をする者が小賣商の中には少くない様です。帳簿の如きも勿論正確には記帳し得ず、家計と事業とが混同してしまつて明瞭には區別も附け兼ねると云つた様な小賣商も随分多いと聞いて居ます。之では經營困難に立ち至るのも無理はありません。

次に資本の點から見ても、小賣商が小額の資本で經營を開始する事が出来る關係上、小資本の者が甚だ多いのです。試みに昭和八年六月末の名古屋市調査に見ますと、名古屋市内小賣商二五、六八〇の中、一店當りの資本總額が二千圓以下の者が、實に全體の七九%に及んでゐるのです。この様な小資本では充分な仕入も出来ず、従つて有利な販賣も不可能となります。では借入資本に依つて其の不足を補つてはどうかと云ふに、小資本従つて彼等の信用も亦小でありまして、金融の途は梗塞して容易には開かれさうにもないのです。かくては合理的な經營は望むべくもありません。

なほ中小商業者の金融は、昭和二年の金融恐慌以來の中小地方銀行の次第に減滅して行くのと共に、益々困難を加へ、此の金融難の問題は、中小商業者疲弊の原因の中でも最も重大な問題の一つとなるに至つてゐます。

従つて此の問題に就いても更らに深い吟味を必要とするのですが、紙數の都合もあり、拙稿「商工組合中央金庫法解説」に譲る事に致します。

b、外部的原因

内部的原因と同様の取扱を致します。

イ、中間商人排除の傾向

謂ふ所の産業革命は、機械の發明が家内工業を工場工業に換へ、機械力によつて多數の職工が排除されました。歐洲大戰後の物價高は、配給費の節減を目的とする配給組織の一大變化を産み、中間商人の排除を企畫するに至りました。之が所謂第二産業革命でありますが、其の結果として、次の如き各種配給機關が進出して参りました。

- i、産業組合
- ii、公設市場
- iii、生産者の直接配給

戦後の不景氣にあへいで居た消費者の救済策として産れ出た産業組合（消費組合）が、我が國に於て急激に頭角を現し始めたのは、やはり昭和四、五年頃の經濟恐慌時代で、中小業者は全國の商工會議所を中心として一齊に「反産運動」の叫びを上げました。

公設市場が発生して來ましたのも、歐洲大戰後の事ですが、其の發生理由は産業組合の場合とは多少趣を異にして居ます。即ち、市街地に於ける日用品の高物價調節と云ふ事、及び新鮮なる生活必需品の迅速なる配給を爲すと云ふ事が、其の理由になつてゐますが、結局今日では小賣商の強敵の一つとなつて來まして、其の競争は特に商店街との間に甚しい様にも見受けられます。

生産者の直接配給には二つの面があると考へられます。其の一は買集商の排除を目標とするものであつて、販賣組合又は出荷組合となつて現れます。今一つは製菓會社の直賣所、ビール會社のビヤホール直營等です。後者に就いては、私達も其の

多くの例を名古屋市内に發見する事が出来るのですが、之こそ小賣業者にとつての直接の強敵であります。勿論販賣組合或は出荷組合も亦、消費者への直接配給の機會をねらつては居ますけれども。

ロ、大規模小賣商の出現

之に屬するものゝ中、我が國の現状から見て、擧げらるべきものは、百貨店と連鎖店とであると考へられます。

其の中連鎖店に就いて見ますと、連鎖店の形式は決して一様ではありません。が結局、經營が標準化されて居ると云ふ點で共通して居る様です。經營の標準化に依つて其の經營が甚だ有利であるのみならず、元來が大規模小賣商であり、従つて大量仕入其の他大規模小賣商獨特の長所をも併有して居る此の連鎖店は、更らに消費者に接近して經營し得る點に於て、一般小賣業者の長所をも發揮して居ると見られます。

従つて連鎖店の發展を見ます曉に於ては、それは一般小賣商にとつて少なからざる打撃を招來すると考へなければなりません。我が國では未だ百貨店程の問題を起しては居りません。

其の點より見て、我が國の大規模小賣商と云へば、百貨店によつて代表されて居り、對百貨店問題は中小業者の側に於てやかましく論議され續けて居ります。

猶こゝに於て説明すべき百貨店の中小業者に對する問題は、便宜上章を改めて記す事に致します。

三、中小業者疲弊原因に對する方策

前章に於ては、各種の中小業者疲弊原因を數へ擧げましたが、こゝではそれ等諸原因に對して色々然るべく考へられ、或は實施されて居る方策の個々に就いて簡單なる説明と批評とが試みて見度く考へます。

然しその前に、かゝる場合の對策を考慮し、又は批評するに當つて注意しなければならぬ根本的な問題に對し、一應の考慮

を拂ふ事に致します。

私共も學生時代に幾何の問題を解いたのですが、之は一つの假説によつて一つの終結を導き出すものであります。今、中小商業者問題は如何に解結すべきか——之を終結と考へれば、之又一つの人生の幾何問題です。而して、私共がノート上で勉強した問題の様に、此の人生幾何問題も一つの假説を持つて居てくれれば、従つて私共は唯一の絶對的な終結を、即ち解決方法を容易に發見し得る筈であります。所が人の世の問題は、持つて來る所の假説がいつも數が多く、従つて問題の絶對的な解結の發見の如きは甚だ困難な事に屬するのであります。

中小商業者問題を國民經濟的な、産業政策的な立場に於て考へます時には、中間商人排除と云ふ傾向が、或は大規模小賣商の出現と云ふ事實が、配給能率を増進せしめて消費者に利益をもたらすならば、中小商業者の犠牲も亦已むなしと云ふ結論に到達せざるを得ない事になつてしまひませう。

又同じ問題を社會政策的に考へます時には、およそ一國の健全を期するには其の國の中等階級が多いと云ふ事は是非必要であります。そして中小商業者こそは實にこゝに云ふ中等階級を構成する大切な要素でありますので、前述の如く中小商業者を優勝劣敗の自然法則のまゝに放置する事は許されません。是非とも諸法律の如き國家の力を以て之が救済を計らなければならぬと云ふ結論に到達するわけです。

或は又更らに方向を變へて、之を經營政策的に考察致しますと、中間商人排除とか、大規模小賣商の出現とか云ふ問題は、要する所經營の發展上必要のものであつて、結局は法律の力を以てするも之が抑制には大なる効果は期待し得ぬとして、寧ろ商店經營の責任を店主に自確せしめ、自力更生的に經營内部の不合理性を克服せしめる事が、そして此の方面より在來の中小商業者を助けると云ふ事が必要であると云ふ結論を見出すに至るのであります。

以上の様な心持で、次の各個の場合の更生策を眺めて頂き度く思ひます。

a、内部的諸原因に對するもの

イ、中小商業者の氾濫防止策

簡単に考へられる所は、中小商業者の増加を従來の様に自由に放任せずして、或は其の數を制限するか、或は各營業者間の距離又はその營業範圍を決定するか、更らには經營者の資格を一定する等、それが法的な統制であるにしろ、又は直接には自治的統制であるにしろ、何等かの統制策を樹立する事でありませう。

然し此の際注意を拂はねばならぬのは、何等かの理由で、或は大した理由もなくして主人を失つた遺家族の如きが、其の後の生計の爲めに選ぶべき職業としては、小賣業の如きは最も入り易いものであると云ふ事です。即ち、そこにも亦拂はるべき一つの社會的立場に於ける考慮があると云ふ事でありませう。

ロ、經營内部の不合理矯正策

およそ一つの經營が成功する爲めには、完全なる計畫、實施、統制に俟たねばならぬと考へられます。而してかくの如き計畫や實施や統制を可能ならしめるものは、中小商業者に與へられる教育に他なりません。

なほ中小商業者の經營を不合理化するものに、金融困難と云ふ問題のある事は既述の通りですが、想ふに其の原因をなします所の信用の不足は中小商業者の本質から見て又已む得ない所でもありません。従つて此の金融問題を唯に中小商業者の自力更生にゆだねる事は稍々酷にも過ぎませうし、又翻つて考へて見れば、信用の不足と云ふ事は中小商業者各個の問題であり、信用乏しい各個であつても打つて一丸となすに於ては、又其處に自ら別個の信用も生れて來ると考へ得られます。

之等の考慮の上に商工組合中央金庫なる施設が生れた事を附記し、詳しくは前回の拙稿を参照して頂く事に致しませう。

b、外部的原因に對するもの

イ、中間商人排除傾向の防止策

本邦に於ける一般小賣商に對しては、前者(イ)に於ては産業組合の如きが、後者(ロ)に於ては連鎖店、百貨店の如きが其の代表的競争相手として出現してゐますが、之等が多かれ少なかれ經濟界進展の必然的に要求するものを持つて産れて居るのを見れば、必ずしも一般小賣商の頭敵として抑制すべきでもありませんし、又抑制する事も困難であらうと考へられます。従つて、外部的原因に對する方策と云ふものは、樹立するのに特に多くの困難を伴はねばならぬ運命を、甚だしく持つて居る様に考へられます。

産業組合に對する方策としては、彼等が受けつゝある法的な保護を排除するか、或は類似の保護を一般小賣商にも與へるか、換言すれば法的保護の不公平の訂正が叫ばれて居ますが、之が訂正されば、不徹底の非難が産れて來る様な事はないかと私は心配致します。

大規模小賣商に對しましては、同業者の、或は地域的の協同がかしましくとなへられて居ます。要するに團結の力を以て對抗しようとなつて居るわけです。ポランタリ、チエインや産業組合の如きは其の代表的なものです。之等は大規模經營の特色を得ようとする試みであるばかりではなく、又相互間の無駄な競争を排除する意味の統制をも目標として居る事は勿論であります。

又それ等の發達に對しては、時には政府も積極的な助成方法をいろ／＼と考慮し、實施致して居ります。

四、特に百貨店と中小業者と

前章に記しました様に、中小業者疲弊の原因は決して一二に止まりません。従つてそれに対する對策の如きも一二に止つてそれで効果を充分に期待する事は困難で、色々の方策が各々の方面に考究され、實施されてそれ等が綜合されたものゝ上に

のみ効果は産れ出ると考へられます。

然るに最近の我が國に於て最もやかましく叫ばれる聲は、「百貨店抑制」でありまして、特に素人筋に於ては中小業者を疲弊せしめるものは百貨店だと考へて居る者が少なくない様です。

八月の東劇に上演された「新しき地圖」は、百貨店對中小業者の相剋面を取扱つたものだ、と聞きましたが、之はその邊の事情を裏書きするものではないでせうか。

そこで、私は此の百貨店對中小業者の問題を、多少詳しく吟味して見度く思ひます。

最初に百貨店對中小業者の長所短所を列挙して、比較研究して見る事に致します。

百貨店の長所(従つて中小業者の短所)

一、百貨店には多種多様の商品が、然も多量にあります。従つて、

イ、一時に色々な商品を購入し度い様な場合、例へば數名の子供達に、その中には男の兒もあり女の兒もあると云つた様な時、それ等の子供に各々ふさはしい土産を買ひ度いと考へて、之を一般小賣商の店頭に求めましたならば、少くとも數軒の店を訪ねばなりません。従つて其の間に浪費致します時間は甚だ大となりませうが、百貨店に於ては極く短い時間内に手に入れ得るであらう事は疑もない事と存じます。

ロ、呉服類の如き選擇購買品は澤山ある中から選び出せる事が購買者の希望です。従つて澤山あると云ふ事が是非要求されますが、百貨店は此の意味に於て、甚だよい選擇購買品の販賣所となつて居ります。

一、百貨店は云ふまでもなく大規模小賣商でありまして、従つて大なる資本力に基く所の大量購入を行ひ、それに伴ふ各種の利益を受け得る状態にあります。

一、迅速なる配達、そしてそれは多くの場合無料配達でもありますが、此のサービスが如何に顧客に便利を與へるか想像

に難くありません。

一、人々は、特に近代人は快い環境の下に於て商品の購入をする事を強く希望して居るのですが、百貨店の偉大なるビルディングやエレベーター、エスカレーター等々の近代的諸施設は、此の點に於て近代人の心を固く握つてしまつて居ます。

一、近代的文化人は一種の精神病患者だとさへよく云はれますが、百貨店の包み紙で包んでありさへすればよい品と考へ、特別な憧憬れを持つのを見れば、なる程と思はれる節が無いでもありません。又百貨店の自動車にて購入商品の配達される事に、誇りと快感とを味ふ人々は決して少くない様です。

一、百貨店はその大なる資本の上に築かれた信用に基いて、商品券の發行が許されて居ます。之は贈答用として大いに利用されてゐるのでありますが、之こそは百貨店が無利子の金融を受けて居る事になり、金融困難に喘ぐ中小商業者に比し、まことに雲泥の違ひと申さねばなりません。

中小商業者の長所（従つて百貨店の短所）

一、百貨店は多數の消費者を自店にまで惹き付け、呼び寄せねばなりません。一般小賣商は顧客に便利な地點に進出して店舗を設ける事が出来ず。取り急いで私共が何か買ひ入れ度い時、わざ／＼百貨店の所在地まで出掛ける事は許されません。近くにある小賣商の便利な事、それは一般小賣商の偉大な長所に他なりません。

一、人と人との接觸は其の間に深い親しみを産み出します。自ら店頭立つて働いて居る主人と接する事によつて、其の店を離れる事の出来なくなる顧客も少くはないと考へられます。

一、主人が自ら店頭立つ事は又他の一つの効果を上げることにもなります。即ち主人に直接監督される使用人達は油断なく働き、接客態度などにも念が入り、店の評判もよくなると云ふ結果を産み出します。

以上の比較は一に經營上より見たものでありまして、之を社會上より見ます時には、又自ら異なる長所短所も發見出来る筈

であります。例へば百貨店の長所として記しました自動車による配達の如きものは、他面から見れば人々に虚榮を教へる事になり、それは明らかに社會上有する百貨店の短所でなければならぬ類です。

然しこゝでは一應前記の長所短所を中心に吟味を續ける事に致します。

此の長所短所を總括して見ますと、明らかに百貨店の力は一般小賣商に優越して居るのが見受けられます。顧客は従つて百貨店に力強く吸引されて行く事になり、百貨店は一般小賣商の勁敵として見られるに至ります。中小商業者の間に「百貨店抑制」の運動が起つたのも故ある事と云はねばなりません。

百貨店對中小商業者の相剋はかくして産れ出て参つたのでありますが、それでは如何にしたならば此の問題を解決出来ませうか。中小商業者側の云ふ様に百貨店を抑制さへすればよいでせうか。消費者の立場はどうしたものでせうか。

産業政策的な立場も、社會政策的な立場も考へらるべきであり、之等を假設として此の人生の幾何問題は解かるべきであります。

私はかくの如き多くの疑問の中に此の章を終らうと考へるのですが、猶一言申し添へ度いと思ひます。

それは、以上の私の記述が、あたかも百貨店と中小商業者とは常に相剋關係の上にのみあらねばならぬかの感を諸君に與へたであらう事に對する多少の説明であります。

百貨店と中小商業者とは云ふまでもなく多くの對立面を持つて居りました。けれども亦多くの共存面もないわけではありません。即ち、百貨店は中小商業者に、經營上改善すべき種々の點やサービスの方法を教へましたし、特に百貨店ある事によつて街の交通量は大いに増大され、之が其の附近の中小商業者に多大の利益をもたらした事共であります。

五、百貨店法の内容

殊更に疑問の中に終りました前章のその疑問に對する答へとして、産れ出ましたものが、第七十一議會で遂に實現を見るに至つた百貨店法であります。

従つて不足勝ち乍ら、前章までの記述によつて諸君に二つのものが了解して頂けたものと思ひます。其の一は、百貨店法は如何なる必要に應じて産れ出たかの理由であり、其の二は、此の百貨店法が如何に批判されるべきかの標準であります。

とにかく一應百貨店法の内容を見渡して見る事に致します。

先づ氣付く事は此の法律が大きな二つの部面から成立つて居る事でせう。即ち、

一、百貨店對中小商業者關係の調節

中小商業者に對する百貨店の壓力を緩げ、之を救済して、國家の中等階級の發展を計り、我が國の此の方面よりの健全なる進展を企て、居る部面。

一、百貨店相互の不當な競争の排除

百貨店相互間の統制ある發展をはかり、配給組織を合理化せしめ、ひいては消費者の利益を増大せしめ様と企圖して居る部面であります。

次に各條に就いて、詳しく眺めて參る事に致します。

第一條 本法ニ於テ百貨店業者ト稱スルハ同一ノ店舗ニ於テ命令ヲ以テ定ムル賣場面積ヲ有シ命令ニ依リ衣食住ニ關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ

第二條 同一ノ建物ニ於テ二人以上ノ小賣業者各命令ヲ以テ定ムル賣場面積ヲ有シ相連繫シテ營業ヲ爲ス場合共ノ賣場面積及販賣スル商品ガ相合シテ前條ノ規定ニ依リ賣場面積及商品ノ種類ニ該當スルトキハ各小賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ百貨店業者ト看做ス

第三條 百貨店業ヲ營マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 百貨店業者ハ左ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 支店、出張所其ノ他ノ店舗又ハ配給所ヲ設置セントスルトキ

二 本店、支店、出張所其ノ他ノ店舗ノ賣場面積ヲ擴張セントスルトキ

三 店舗以外ニ於テ小賣ヲ爲サントスルトキ

第五條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前二條ノ許可ヲ爲スニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 百貨店業者ハ閉店時刻以後及休業日ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ營業ノ範圍閉店時刻及休業日ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

百貨店が一つ新設されると云ふ事は、一般小賣商が數百も、時には一千にも達して一時に出現するのに相當し、更らに其の資本力、従つて生ずる所の信用其の他を以てすれば驚くべき威力を發揮するに違ひないのであります。其の點に鑑み、以降百貨店を新設せんとするものは主務大臣の許可を要する事にしたのが第三條であります。然したとへ百貨店の新設が、許可制によつて制限されるにしても、既設の百貨店が、支店出張所等を新設したり、擴張したり、又は店舗以外で小賣でもする様なれば、それに依つて蒙る中小商業者の打撃は、一向に百貨店の新設と異なる所がありません。此の點に對するものが第四條であります。

更らに第五條を見ますと、前二條の許可を與ふる際に、主務大臣は該地域の消費者數、小賣商の狀況、交通關係等を考慮の基礎として、適宜の處置に出やうとして居るのが想像されます。

猶第六條に規定する様に、百貨店が開店時刻を定め、或は休業日をも定めて（従前より自制的に定めては居るが）其の營業を時間的に制限する事は、中小商業者にとつて少くとも有利であると考へられます。

こゝで問題となりますのは、然らば此の法に依つて取締られるところの百貨店とは何を指すか、及び百貨店類似の存在、又はこの様な點よりせんとする脱法行為者の取締りはどうするか、の二つであります。第一條は前者に、第二條は後者に對するものである事は一目にして明瞭であります。

第七條 百貨店業者ハ其ノ統制ヲ圖リ小賣業ノ開闢ナル發達ヲ期スル爲主務大臣ノ認可ヲ受ケ百貨店組合ヲ設立スルコトヲ得

第八條 百貨店業者百貨店組合ヲ設立セザル場合ニ於テ主務大臣必要アリト認ムルトキハ百貨店業者ニ對シ百貨店組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 百貨店組合ハ法人トス

百貨店組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 百貨店組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ營業ニ關スル統制

二 組合員ノ營業ニ關スル指導

三 小賣業ニ關スル研究又ハ調査

四 其ノ他組合ノ目的達成上必要ナル事業

第十一條 全文省略

第十二條 百貨店組合ハ全國ヲ通シテ一箇トシ組合ノ設立アリタルトキハ百貨店業者ハ其ノ組合員トス

第十三條 百貨店組合ハ第十條第一號ノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變更セントス

ルトキ亦同ジ

第十四條 主務大臣小賣業ノ開闢ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ前條ノ規程ノ全部又ハ一部ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

第十五條 主務大臣小賣業ノ開闢ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ百貨店組合ニ對シ組合員ノ營業ノ統制ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 主務大臣小賣業ノ開闢ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ百貨店組合ノ組合員ニ對シ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ百貨店業者又ハ百貨店組合ニ對シ其ノ業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ處スコトヲ得

行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ百貨店業者又ハ百貨店組合ノ店舗、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十八條 百貨店業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ第五條ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル制限若ハ條件ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務停止若ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲シ又ハ第三條若ハ第四條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十九條 百貨店組合ノ決議又ハ組合ノ役員ノ行爲ガ法令、定款若ハ行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 決議ノ取消
- 二 役員ノ解任
- 三 組合ノ事業ノ停止
- 四 組合ノ解散

第二十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外百貨店組合ノ設立、登記、管理、解散、清算其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

第二十一條 第十六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分其ノ他本法施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ゼシムル爲百貨店委員會ヲ置ク
百貨店委員ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條より第二十一條に至る十三ヶ條は大體に於て百貨店組合に關するものと見られます。此の百貨店組合は、現行商業組合法による日本百貨店商業組合とは全然別の、全國を通じて單一の、公益法人組織で業界の統制の主體となるものであります。此の組合組成の目的は、第七條に明記される所の、百貨店相互間及百貨店と中小業者との間の徒らなる競争を排除して、小賣業の圓滿なる發達を出来るだけ自治的に行はしめ様とする所にあります。従つて此の組合は第八條に見られる様には是非必要なものであり、且つ其の目的を達成する爲に第十條に各種の事業が規定されて居ります。

猶其の事業を、本來の目的に沿つて行はしめるが爲、第十三條より第十七條に至る間に於て、或は許可を求めしめ、或は命令を與へるなどして、種々監督の任に當つて居ます。

こゝに注意して見るべきは第二十一條でありまして、前の許可、命令、監督等に當つて主務大臣が意志決定をなすに際して、其の諮問機關として百貨店委員會が設置されて居るのであります。従つて此の機關の意志を作り出す所の委員會の構成内容は、此の法律の全體に大きく影響するものと見なければなりません。

- 第二十二條 第三條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ百貨店業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケズベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタル者
 - 二 第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第六條ノ規定ニ違反シテ營業ヲ爲シタル者
- 二 正當ノ事由ナクシテ第十七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 第二十五條 百貨店業者又ハ百貨店組合ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 第二十六條 全文省略
- 第二十七條 全文省略

以上は、此の法律内容の運用を全からしめる爲めの罰則であり、猶此の罰則に對する脱法行爲の取締を企圖する所の規定であります。

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リテ第三條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

六、百貨店法に對する若干の質疑と當局の見解

扱て此の章では、前章に解説しました内容に基いて、今回の百貨店法が果して社會の要求する所に充分沿ひ得るだらうかどうか、の吟味批判をしなければなりません。
然し私は、記さねばならぬ批判に代へて、こゝでは議會其の他で見られた此の法律に對する質疑の主なるもの、及それ等に

對する當局の見解を紹介致します事によつて、責めをふさぎ度いと存じます。

一、百貨店法は既設百貨店の保護に墮する事はないかの點に對する質疑

百貨店法と云ふものが始めて現れたのが昭和七年であり、其の後昭和十一年にも議員案の形にて議會に現れ、更らに第七十議會には政府案となつて登場して居るのであります。今回百貨店法が成立する迄に既にかくの如く屢々姿を見せて居ますので、各場合によつて多少の差異はあつたにしても、百貨店法が將來持つであらう所の全貌と云ふものは大體把握するのに困難ではありませんでした。そこで各百貨店業者を刺戟致しまして、早く増設でもして置かぬと將來は面倒になると云ふ様なわけ、例へば名古屋市に於ては松坂屋、十一屋の大増築などが行はれ、特に百貨店飽和状態にあつた大阪市や東京市に於てさへ、そうした傾向が甚だ顯著に現れて參つて居たのであります。従つて既設百貨店は急には賣場面積を擴張する必要もありませんし、更らには第四條に於て見られる様に今後に於ても許可さへ得れば、擴張なども不可能ではありません。然るに他面、第三條は新しき百貨店の出現を困難ならしめて居ます。

以上を要約致しますと、既設百貨店は自分達だけ充分大きくなつてしまつて居り、然も新しい競争相手の出現が困難となつて居ます。

一方中小業者の側から見ますと、新しく發生した百貨店に對しては、まだ／＼對抗の餘地を發見する事が出来ませんが、既設の、従つて既に充分信用を得てしまつて居る百貨店のレツテル戰術は少なからざる脅威であります。かくの如き理由によつて此の質疑がなされて居ります。

之に對して當局は、資本的に信用的に大きく其の進出が凄まじく、中小業者の權益を侵さんとする百貨店の統制を行ひ、其の壓迫の緩和を企圖するのが本法の趣旨であつて、決して既設百貨店の保護が厚きに過ぎる様な事はないと信ずる。又百貨店は小賣業制度を合理化し、それは消費者の側から見れば、可なり社會的效果を發揮して居るのであつて、この様な百貨店獨

特の立場も考慮すれば、此の程度の統制に満足すべきだと思ふ。特に必要なる統制には政府で命令し、又百貨店組合による自治的營業統制規定に對しても嚴重監督を加へ、時には命令を與ふる權利をも保有して居るのであるから、既設百貨店の保護法と云ふ非難は當らない。と答辯を致して居ります。

猶此の答辯は、何故に百貨店の新設、増築等を禁止しないか、と云ふ質疑の答へにもなつて居ります。

二、百貨店委員會構成、及それに求める諮問事項の内容、に對する質疑

第二十一條に見られる様に、百貨店委員會は、政府が百貨店組合に對し、小賣業の圓滿なる發達を圖ると云ふ前提のもとに、或は命令を下し、或は處分を與へる際の諮問及び其の他の重要事項に就いての諮問に應ずる事になつてゐます。従つて本法では、先づ諮問に發し、次にそれに基づいて政府の命令なり處分なりが現れ、然る後に効果が望み見られるわけでありまして、従つて此の百貨店法がうまく効果を上げ得るか否かに對して、百貨店委員會の受持つ役割は甚だ大であると云はねばなりません。

従つて百貨店委員會の答申を作り上げる所の、百貨店委員は如何なる者から構成されるかと云ふ事、及それに與へられる諮問内容、特に其の他の重要事項と云ふ言葉の中には何が入つて居るのか、諮問事項として甚だ大切と考へられる所の營業認可に關するものもどの程度に重要なものとして取り入れられて居るのかと云ふ事、並びに答申が政府の最後の決定にどの程度に影響するのであらうか等の諸點は當然質疑として現れねばならぬ問題であります。

之等に對する當局の答辯を見る事に致しませう。

先づ委員會の構成に對しては、關係官吏、貴衆兩院議員、商工會議所の役員、小賣業問題に造詣の深い専門家を以て組織し、出来る限り消費者の公正なる利益を代表せしめる方針をとり、一般小賣商又は百貨店側より委員を加へる事は本法を適正公平に施行する上から充分考慮し、臨時委員に委嘱する程度にする、と意向を發表してゐます。

次に諮問内容に就いては、其の主なる事項として、法律第三條第四條の許可標準、百貨店組合設立の認可、百貨店組合の統制規定の取消、變更、施設命令及統制命令を列舉的に擧げるに止めて、深きに觸れては居りません。

三、百貨店法は時代に逆行せる法律ではないかと云ふ質疑

アメリカやイタリーや更にはドイツ等が過去に於て各々此の百貨店法の如き統制を試み、百貨店の進出を阻止しやうと努力したがすべて失敗に終つて居る。それを今頃本邦で實施するのは時代に逆行するものではないかと、云ふ質疑であります。之に對する答へは簡單であります。即ち、アメリカでは百貨店はあまり發達して居ない、寧ろ連鎖店の方が發達して居る、又ドイツやイタリーでは小賣店の免許制度を命じてゐる。かくの如く各國共に其の國情を異にして居るから必ずしも一樣に見る事は出来ない。猶我が國の最近に於ける百貨店の資本と信用とによる中小商業者壓迫を、是非緩和する必要があると云ふのは世間の輿論でもある。従つて時勢に逆行するとは毫も考へない。以上が即ちそれでありませう。

四、中小商業者数の過多であり、然も増加人口の八〇%までが商業人口、特に中小商業者に趣く事により益々其の程度を高めて行く事は常に論議される所であります。今次の百貨店法により百貨店よりの壓迫が減少すると云ふ事は、一般小賣商を安心せしめる結果、其の人数を増加せしめて、却つて中小商業者を苦しめる様な事にはならないかと云ふ質疑であります。

之は一つの意見としてそうでもありませんが、然し唯に此の法律のみで中小商業者を疲弊困憊より救ひ出し、向上せしめ様と云ふのではなく、他の色々の方策と相俟つて其の効果を上げ様とするのであるから、此の法律が出来たが故に殊更中小商業者が苦しむとは考へ難いと云ふのが當局の見解であります。

五、其の他の簡單なる質問を一二拾ひ擧げて見ますと、(イ)世界的に觀察する時百貨店よりも寧ろ連鎖店の方が中小商業者にとつては壓力大の様に見受けられ、従つて之に對する方策を考へねばならぬ、と云ふ意見に對する政府の見解如何、及(ロ)本百貨店法中には従業員に關する規定が全々ないが此の點は如何、等です。

(イ)に對しては、理論的に見ればなる程そうであるけれども、翻つて之を實際的に見る時に本邦の連鎖店はまだ法律を作つて中小商業者の之から受ける壓迫を緩和しなければならぬ程には發達して居ないと考へる、と答へ、

(ロ)には、此の百貨店法の目標は内務省關係の商店法のそれとは異つて居て、中小商業者に對する百貨店の壓迫の緩和そのものが目的であるから、敢て従業員の問題には觸れない、と云ふ答辯を與へて居ります。

六、なほ附則に對する質疑として、現在營業中の百貨店に就いては問題はないが、現在計畫中又は準備中のものに對しては如何に取扱ふか、と云ふのがあります。

之に對する當局の見解は、建設中又は準備中のものも改めて第三條の許可を受けなければならず、又其の際の許可標準は百貨店委員會に諮問の上決定せられる筈のものであるから、實際にどの程度の工事が進んで居るかの具體的條件によつて最後の決定を與ふる心算と見受けられます。

六、む す び

紙數の都合もあり、貧しい乍らも以上を以て解説を先づ終了する事に致し度く思ふのでありますが、顧みますると、此の法律には命令に俟つ所が非常に多く、且つ百貨店委員會の諮問答申が其の運用に影響する所が甚だ大であります。

従つて考へ方によりますと、此の百貨店法が如何に効果を上げると云ふ點に就いては、百貨店施行規則及百貨店委員會官制の發せられた後でなければ充分に批評を加へる事が出来ぬと云つて過言ではないと信ぜられます。

其の意味に於ては、百貨店施行規則及百貨店委員會官制も併せて、是非解説すべきものに考へられます。然しいろ／＼な關係の爲めに、遂にそれをなし得ませんでしたので、後に附記して參考に供して頂く事に致します。

唯試みに施行規則の第一條を見ますと、百貨店法第一條の賣場面積は名古屋市では三千平方米(九〇七坪)になつてゐます。

従つて名古屋に於て百貨店法のもとに百貨店と認められるものは、松坂屋、十一屋の二ヶ所だけで、榮屋や丸善などは同法の適用を受けませんが、この様になか／＼興味も深く見て頂けると思ひます。
折から燈火管制の暗い灯が、非常管制に入つてボカボカ致して來ました。皇軍の戦捷を祈願しつゝ此の稿を終る事と致します。

(昭二二・一〇・六)

百貨店委員會官制

- 第一條 百貨店委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ百貨店法第二十一條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ關セシメタル事項ヲ調査審議ス
- 委員會ハ前項ノ外關係各大臣ノ諮問ニ應ジ百貨店業ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
- 委員會ハ百貨店業ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 前項委員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲グル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 一 關係各廳高等官
- 二 學識經驗アル者
- 前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年ト

テ之ヲ算出ス

- 第二條 百貨店法第一條ノ衣食住ニ關スル多種類商品ノ小賣業ヲ營ム者トハ左ノ商品分類中少クトモ其ノ二類ニ付各多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ
- 第一類 衣類、同用品、同附屬品類
- 第二類 食料品類
- 第三類 住居用品類
- 第四類 貴金屬、工藝品、文房具、玩具、化粧品、圖書其ノ他他類ニ關セザル雜品類
- 第三條 百貨店法第二條ノ賣場面積ハ三百平方米以上トス
- 第一條第二項ノ規定ハ前項ノ賣場面積ニ之ヲ準用ス
- 百貨店法第二條ノ相連繫シテ營業ヲ爲ス場合トハ小賣業者相通ジテ同一若ハ類似ノ商號若ハ商標ヲ使用シ又ハ賣場、勘定場其ノ他ノ施設若ハ從業者ヲ共用スルコトニ依リ共同經營ト認メラルル場合ヲ謂フ
- 第四條 百貨店業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 商號及本店ノ所在地
- 二 本店、支店、出張所其ノ他ノ店舗及配給所ノ名稱及所在地
- 三 各店舗ノ賣場面積(第一條第二項ノ規定ニ依リ算出シタル賣場面積ヲ併記スベシ)
- 四 各店舗ノ營業ノ範圍及販賣商品ノ種類
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ整理ス
- 第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ズ
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ職務ニ從事ス

本令ハ百貨店法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

百貨店法施行規則

- 第一條 百貨店法第一條ノ賣場面積ハ商工大臣ノ指定スル區域ニ於テハ三千平方米以上、其ノ他ノ區域ニ於テハ千五百平方米以上トス
- 前項ノ賣場面積ハ百貨店業者ノ店舗ノ床面積ニ百分ノ九十五ヲ乘

- 一 各店舗ノ營業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書面
- 二 各店舗及配給所ノ圖面(建築面積、床面積及賣場面積ヲ記載スベシ)
- 三 各店舗及配給所ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書面
- 四 工事費豫算書
- 五 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書面
- 六 事業概要ヲ記載シタル書面
- 七 事業收支目録見書
- 八 各店舗ノ開店ノ時刻表ニ休業日ヲ記載シタル書面
- 九 各店舗及配給所ノ配給區域ヲ記載シタル書面
- 十 法人ニ在リテハ其ノ登記簿ノ謄本、定款、財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類
- 十一 百貨店業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書面
- 第五條 百貨店業者ノ相續人ハ被相續人ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ相續ヲ證スル書面、履歴書及資産調査ヲ添附シ運浦ナク之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 第六條 百貨店業者支店、出張所其ノ他ノ店舗又ハ配給所ヲ設置セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 店舗又ハ配給所ノ名稱及所在地
- 二 店舗ノ賣場面積
- 三 營業ノ範圍及販賣商品ノ種類

- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 營業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書面
 - 二 店舗又ハ配給所ノ圖面（建築面積、床面積及賣場面積ヲ記載スベシ）
 - 三 店舗又ハ配給所ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書面
 - 四 店舗又ハ配給所ノ配給區域ヲ記載シタル書面
 - 五 工事費豫算及其ノ調達方法ヲ記載シタル書面
 - 六 開店及閉店ノ時刻並ニ休業日ヲ記載シタル書面
 - 第七條 百貨店業古本店、支店、出張所其ノ他ノ店舗ノ賣場面積ヲ擴張セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
 - 一 擴張セントスル店舗ノ名稱及所在地
 - 二 擴張セントスル賣場面積
 - 三 擴張ニ伴ヒ變更スベキ營業ノ範圍及販賣商品ノ種類
 - 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 營業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書面
 - 二 擴張部分ノ圖面（建築面積、床面積及賣場面積ヲ記載スベシ）
 - 三 擴張部分ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書面
 - 四 擴張ニ要スル工事費豫算及其ノ調達方法ヲ記載シタル書面
- 第八條 百貨店業者出張販賣ニ依リ店舗以外ニ於テ小賣ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
 - 一 場所及期間

- 二 商品ノ種類別販賣豫定數量及金額
- 第九條 百貨店業者ノ店舗ノ閉店時刻ハ四月一日ヨリ十月三十一日迄ハ午後七時ヲ、十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午後六時ヲ過グルコト得ズ
 - 地方ノ事情其ノ他特別ノ事由アル場合又ハ業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ百貨店業者ハ商工大臣ノ許可ヲ受ケ營業ノ全部又ハ一部ニ付前項ノ閉店時刻ヲ午後九時迄繰延ブルコトヲ得
 - 前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
 - 一 店舗ノ所在地
 - 二 閉店時刻
 - 三 繰延ノ期間
 - 四 繰延ノ必要トスル事由
- 第十條 百貨店業者ノ休業日ハ商工大臣ノ指定スル區域ニ於テハ毎月三日以上、其ノ他ノ區域ニ於テハ毎月一日以上トス
- 第十一條 百貨店業者ハ閉店時刻後及休業日ニ於テ顧客ニ對シ商品ノ販賣其ノ他ノ營業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ閉店時刻前ヨリ引續キ店舗ニ在ル顧客ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十二條 百貨店法第七條ノ規定ニ依リ百貨店組合（以下組合ト稱ス）ヲ設立セントスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者發起人トナリ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ設立ノ同意ヲ求ムベシ
 - 一 目的及事業ノ概要

二 初年度ニ於ケル收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ概要
 設立ノ同意ハ前項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スベシ

發起人第一項ノ書面ヲ作成シタルトキハ運請ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十三條 百貨店組合令第六條第一項ノ規定ニ依リ同意者アリタルトキ又ハ同條第二項ノ認可アリタルトキハ發起人ハ運請ナク創立總會ヲ召集スベシ

百貨店組合令第六條第二項ノ規定ニ依リ創立總會召集ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 特別ノ事由ヲ記載シタル書面

二 設立同意者ノ數ヲ證スル書面

第十四條 百貨店法第八條第一項ノ規定ニ依リ組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ商工大臣ハ左ニ掲グル事項ヲ指定シテ之ヲ告示ス

一 組合ノ名稱

二 設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

前項ノ場合ニ於テ商工大臣ハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ其ノ氏名又ハ住所ヲ告示ス

設立委員ハ運請ナク創立總會ヲ召集スベシ

第十五條 發起人創立總會ヲ召集スルニハ設立同意者ニ對シ、設立委員創立總會ヲ召集スルニハ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ通知スベシ

第十六條 發起人又ハ設立委員ハ定款並ニ初年度ニ於ケル收支豫算

及經費ノ分賦收入方法ノ議案ヲ作成シ之ヲ創立總會ニ提出シ其ノ議決ヲ經ベシ

組合ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ベシ

第十七條 創立總會終了シタルトキハ發起人ハ設立委員ニ運請ナク組合ノ設立ノ認可申請書及役員選任ノ決議ノ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十八條 組合ノ設立ノ認可申請書ニハ定款、法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面、創立總會ノ決議録ノ謄本及左ニ掲グル事項ヲ決議シタル書面ヲ添付スベシ

一 初年度ニ於ケル收支豫算及經費ノ分賦收入方法

二 組合ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及其ノ償却方法

第十九條 百貨店法第十三條ノ規程ノ認可申請書ニハ統制ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面及總會ノ決議録ノ謄本ヲ添付スベシ

第二十條 組合定款ノ施行ニ關スル規則ヲ定メ若ハ之ヲ改廢シ又ハ百貨店法第十三條ノ規程ニ基キ決定ヲ爲シタルトキハ左ニ掲グル書類ヲ添付シ運請ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

一 總會又ハ理事會ノ決議録ノ謄本

二 百貨店法第十三條ノ規程ニ基キ決定ヲ爲シタル場合ニ在リテハ其ノ決定ニ關スル說明書

第二十一條 百貨店法第十四條ノ規定ニ依リ處分アリタルトキハ組合ハ運請ナク處分ノ内容及年月日ヲ各組合員ニ通知スベシ

第二十二條 百貨店法第十六條ノ規定ニ依リ組合ノ組合員ニ對シ組

合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズル場合ニ於テハ商工大臣ハ豫メ從フベキ事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

組合ノ組合員ハ前項ニ從ヒ組合ノ統制ニ從フコトヲ要ス

第二十三條 商工大臣監督上必要アリト認ムルトキハ組合ニ對シ收支豫算、經費ノ分賦收入方法又ハ定款ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十四條 組合ノ事業報告及收支決算ハ次ノ事業年度内ニ總會ノ承認ヲ受ケ運滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依ル届出後ニハ當該事業年度末日現在ニ依リ作成シタル財産目録及總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第二十五條 組合決算殘餘金ノ處分、借入金又ハ基本財産ノ管理若ハ處分ニ關スル決議ヲ爲シタルトキハ運滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依ル届出書ニハ總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第二十六條 組合百貨店法第十條第四號ニ掲グル事業ヲ行ハントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第二十七條 全文省略

第二十八條 組合ノ定款變更ノ決議ノ許可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本及理由書ヲ添附スベシ

第二十九條 組合ノ役員選任ノ決議ノ許可申請書ニハ履歴書及總會又ハ創立總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ 以下省略

第三十條 全文省略

第三十一條 組合ノ解散ノ決議ノ許可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄

本及理由書ヲ添附スベシ

第三十二條 百貨店業者其ノ營業ヲ開始シタルトキハ運滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ズベシ

第三十三條 百貨店業者ハ毎年度經過後運滯ナク財産目録、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十四條 百貨店業者ハ左ノ場合ニ於テ運滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

- 一 商號又ハ氏名名稱ヲ變更シタルトキ
- 二 法人ニ在リテハ其ノ定款ヲ變更シ又ハ解散シタルトキ
- 三 法人ニ在リテハ其ノ役員ニ變更アリタルトキ
- 四 本店、支店、出張所其ノ他ノ店舗又ハ配給所ノ名稱ヲ變更シタルトキ
- 五 店舗ノ賣場面積ヲ縮少シタルトキ
- 六 營業ノ範圍又ハ販賣商品ノ種類ヲ變更シタルトキ
- 七 閉店若ハ閉店ノ時刻又ハ休業日ヲ變更シタルトキ
- 八 配給區域ヲ變更シタルトキ
- 九 店舗又ハ配給ノ設備ヲ著シク變更シタルトキ
- 十 營業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シ若ハ休止シタルトキ又ハ休止シタル營業ヲ再ビ開始シタルトキ
- 十一 兼營事業ヲ開始シ又ハ廢止シタルトキ

第三十五條 百貨店法第十七條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル別記様式省略

第三十六條 全文省略

附 則

第三十七條 本則ハ百貨店法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ本則施行ノ日ヨリ百貨店法第三條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十九條 本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ本則施行後二月以内ニ第四條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面並ニ同條第二項第二號、第三號第六號及第八號乃至第十一號ニ掲グル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

以下省略

第四十條 本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者前條ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ怠リタルトキハ百貨店法附則第二項ノ規定ニ依ル許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第四十一條 本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ本則施行ノ日ヨリ二月ヲ限リ第九條ノ規定ニ拘ラズ從前ノ通營業ヲ爲スコトヲ得

本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ本則施行ノ日ヨリ一月ヲ限リ第十條ノ規定ニ拘ラズ從前ノ通營業ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 百貨店法第三十條又ハ第四條第一號若ハ第二號ノ許可ヲ受ケベキ者ニシテ本則施行ノ際現ニ工事中ノ店舗又ハ配給所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ其ノ工事進捗ノ程度ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

昭和十二年十一月八日印刷
昭和十二年十一月十三日發行

(非賣品)

名古屋市昭和區瑞穂町

愛知縣商業學校

發行人

丹羽

高重

名古屋市中區不二見町三九

印刷人

土屋

宮三郎

名古屋市中區不二見町三九

印刷所

有信

社

電話南二六五六番

發行所

愛知縣商業學校

終